

平成 30 年 度

歳入歳出決算にかかる
主要施策の成果等実績報告書

筑 後 市

目 次

【主要施策の成果等実績報告書】	1
I 市財政の状況	2
1. 一般会計決算のあらまし	3
2. 歳入	3
(1) 自主財源と依存財源	4
(2) 費目別の決算状況	5
3. 歳出	11
普通建設事業の状況	12
4. 市債の現在高の状況	15
5. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策に要する経費	16
II 一般会計の主要施策のまとめ	17
○ 議会事務局	18
○ 市長公室	20
○ 総務広報課	23
○ 財政課	27
○ 契約管財課	28
○ 企画調整課	30
○ ホークスファーム連携推進室	32
○ 協働推進課	33
○ 防災安全課	34
○ 男女共同参画推進室	36
○ 税務課	38
○ 市民課	44
○ 福祉課	47
○ 子育て支援課	51
○ 高齢者支援課	54
○ 健康づくり課	55
○ かんきょう課	60
○ 上下水道課	63
○ 農業委員会事務局	64
○ 農政課	65
○ 水路課	69
○ 商工観光課	71
○ 消費生活センター	76
○ 道路課	77
○ 都市対策課	80
○ 消防総務課	84
○ 消防警防課	84
○ 学校教育課	87
○ 社会教育課	91
○ 図書館	98
○ 人権・同和教育課 人権・同和対策室	99
III 特別会計の決算状況と主要施策のまとめ	101
○ 国民健康保険特別会計	102
○ 後期高齢者医療特別会計	107
○ 介護保険特別会計（保険事業勘定）	108
○ 住宅新築資金等貸付特別会計	113
○ 市営住宅敷金管理特別会計	114
○ 下水道事業特別会計	115
○ 地方独立行政法人筑后市立病院貸付特別会計	121
【基金の運用状況調書】	122
○ 国民健康保険高額療養資金貸付基金運用状況	123
○ 介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金運用状況	124

地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、平成 30 年度一般会計

並びに特別会計の主要な施策の成果、予算執行の実績について、

次のとおり報告する。

令和元年 9 月 6 日

筑後市長 西 田 正 治

I 市 財 政 の 状 況

1. 一般会計決算のあらまし

平成30年度の予算額は、当初予算では18,740,000千円であったが、その後の5回の補正と前年度からの明許繰越額857,846千円を含めて20,950,883千円となった。

これに対し、決算額は

歳入	19,715,044千円
歳出	18,992,284千円

となり、形式収支は722,760千円の黒字となった。実質収支は、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源(繰越明許93,205千円)を差し引いて、629,555千円の黒字となった。単年度収支では、前年度実質収支427,420千円を差し引いて202,135千円の黒字、実質単年度収支も財政調整基金積立金2,740千円(積立2,740千円、取り崩し0千円)を含め204,875千円の黒字となった。

2. 歳入

歳入総額は19,715,044千円で、前年度に比べて5.3%(995,698千円)増加した。増加した主なものは、市債42.4%(461,642千円)、地方特例交付金25.8%(8,476千円)、県支出金28.2%(464,925千円)等となっている。一方、減少した主なものは、株式等譲渡所得割交付金△34.0%(△8,200千円)、配当割交付金△23.8%(△5,422千円)、財産収入△22.9%(△6,172千円)等となっている。

収入の安定性を示す経常一般財源等収入額は、市税の増加により、前年度と比べて0.7%(69,752千円)増の10,219,058千円となった。

歳入の状況

区 分	平成30年度				平成29年度				平成28年度	
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
市 税	6,337,730	32.1	140,522	2.3	6,197,208	33.1	272,477	4.6	5,924,731	31.3
地 方 譲 与 税	163,420	0.8	3,596	2.2	159,824	0.9	145	0.1	159,679	0.8
利 子 割 交 付 金	7,791	0.0	△ 994	△ 11.3	8,785	0.0	4,037	85.0	4,748	0.0
配 当 割 交 付 金	17,350	0.1	△ 5,422	△ 23.8	22,772	0.1	7,249	46.7	15,523	0.1
株式等譲渡所得割交付金	15,940	0.1	△ 8,200	△ 34.0	24,140	0.1	13,798	133.4	10,342	0.1
地方消費税交付金	860,692	4.4	4,767	0.6	855,925	4.6	16,935	2.0	838,990	4.4
自動車取得税交付金	62,071	0.3	3,430	5.8	58,641	0.3	16,134	38.0	42,507	0.2
地方特例交付金	41,359	0.2	8,476	25.8	32,883	0.2	3,632	12.4	29,251	0.1
地方交付税	3,358,644	17.0	△ 75,937	△ 2.2	3,434,581	18.3	△ 89,280	△ 2.5	3,523,861	18.6
交通安全対策特別交付金	9,307	0.1	△ 743	△ 7.4	10,050	0.1	△ 363	△ 3.5	10,413	0.1
分担金及び負担金	356,148	1.8	16,010	4.7	340,138	1.8	7,518	2.3	332,620	1.8
使用料及び手数料	324,867	1.7	1,433	0.4	323,434	1.7	23,738	7.9	299,696	1.6
国庫支出金	3,319,292	16.8	△ 117,772	△ 3.4	3,437,064	18.4	28,054	0.8	3,409,010	18.0
県支出金	2,116,087	10.7	464,925	28.2	1,651,162	8.8	△ 202,202	△ 10.9	1,853,364	9.8
財産収入	20,805	0.1	△ 6,172	△ 22.9	26,977	0.2	△ 7,217	△ 21.1	34,194	0.2
寄附金	185,905	0.9	36,077	24.1	149,828	0.8	69,755	87.1	80,073	0.4
繰入金	133,990	0.7	△ 38,180	△ 22.2	172,170	0.9	169,679	6811.7	2,491	0.0
繰越金	507,387	2.6	93,965	22.7	413,422	2.2	△ 215,262	△ 34.2	628,684	3.3
諸収入	326,915	1.7	14,275	4.6	312,640	1.7	950	0.3	311,690	1.6
市債	1,549,344	7.9	461,642	42.4	1,087,702	5.8	△ 348,744	△ 24.3	1,436,446	7.6
歳入合計	19,715,044	100.0	995,698	5.3	18,719,346	100.0	△ 228,967	△ 1.2	18,948,313	100.0

(1) 自主財源と依存財源

自主財源と依存財源の区分は、収入を調達方法の面から見た区分であり、財政力の強弱を判断する基準となるもので、自主財源の割合が高いほど望ましいとされている。

自主財源が歳入総額に占める割合は 41.6%となり、前年度の割合 42.4%を 0.8 ポイント下回った。

自主財源と依存財源

平成30年度					
自主財源			依存財源		
区 分	金 額	構成比	区 分	金 額	構成比
	(千円)	(%)		(千円)	(%)
市 税	6,337,730	32.1	地 方 譲 与 税	163,420	0.8
分担金及び負担金	356,148	1.8	利子割交付金	7,791	0.0
使用料及び手数料	324,867	1.7	配当割交付金	17,350	0.1
財 産 収 入	20,805	0.1	株式等譲渡所得割交付金	15,940	0.1
寄 附 金	185,905	0.9	地方消費税交付金	860,692	4.4
繰 入 金	133,990	0.7	自動車取得税交付金	62,071	0.3
繰 越 金	507,387	2.6	地方特例交付金	41,359	0.2
諸 収 入	326,915	1.7	地 方 交 付 税	3,358,644	17.0
			交通安全対策特別交付金	9,307	0.1
			国 庫 支 出 金	3,319,292	16.8
			県 支 出 金	2,116,087	10.7
			市 債	1,549,344	7.9
計	8,193,747	41.6	計	11,521,297	58.4
歳 入 合 計			19,715,044 千円		

平成29年度					
自主財源			依存財源		
区 分	金 額	構成比	区 分	金 額	構成比
	(千円)	(%)		(千円)	(%)
市 税	6,197,208	33.1	地 方 譲 与 税	159,824	0.9
分担金及び負担金	340,138	1.8	利子割交付金	8,785	0.0
使用料及び手数料	323,434	1.7	配当割交付金	22,772	0.1
財 産 収 入	26,977	0.2	株式等譲渡所得割交付金	24,140	0.1
寄 附 金	149,828	0.8	地方消費税交付金	855,925	4.6
繰 入 金	172,170	0.9	自動車取得税交付金	58,641	0.3
繰 越 金	413,422	2.2	地方特例交付金	32,883	0.2
諸 収 入	312,640	1.7	地 方 交 付 税	3,434,581	18.3
			交通安全対策特別交付金	10,050	0.1
			国 庫 支 出 金	3,437,064	18.4
			県 支 出 金	1,651,162	8.8
			市 債	1,087,702	5.8
計	7,935,817	42.4	計	10,783,529	57.6
歳 入 合 計			18,719,346 千円		

(2) 費目別の決算状況

① 市税

予 算 額 6, 128, 105千円

収入済額 6, 337, 730千円

市税総額は前年比2.3%(140,522千円)の増となった。税目別では、個人市民税が前年度比4.0%(80,467千円)、法人市民税が16.9%(90,356千円)、軽自動車税が4.3%(6,425千円)の増となる一方、固定資産税が△0.8%(△25,647千円)の減となった。

市税の決算状況

税 目	平成30年度		平成29年度		差引	
	調定額	収入済額(A)	調定額	収入済額(B)	(A) - (B)	増減率
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
個人市民税	2,105,387	2,084,227	2,024,166	2,003,760	80,467	4.0
法人市民税	624,897	624,159	534,483	533,803	90,356	16.9
固定資産税	3,076,426	3,044,973	3,107,023	3,070,620	△ 25,647	△ 0.8
市町村交付金	14,525	14,525	14,562	14,562	△ 37	△ 0.3
軽自動車税	158,634	156,206	152,477	149,781	6,425	4.3
市たばこ税	349,296	349,296	344,002	344,002	5,294	1.5
特別土地保有税	0	0	0	0	0	-
その他	4,161	4,161	4,400	4,400	△ 239	△ 5.4
滞納繰越分	263,737	60,183	292,803	76,280	△ 16,097	△ 21.1
計	6,597,063	6,337,730	6,473,916	6,197,208	140,522	2.3

② 地方譲与税

予 算 額 160, 000千円

収入済額 163, 420千円

地方揮発油譲与税は、国が賦課徴収している地方揮発油税の全額が地方公共団体(うち市町村に対しては100分の42に相当する額)へ譲与されるもので、道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に応じて算定される。前年度比1.9%(875千円)の増となった。

自動車重量譲与税は、国が賦課徴収している自動車重量税の収入額の3分の1(当分の間1/3→407/1000に引上げ)に相当する額が市町村へ譲与されるもので、道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に応じて算定される。前年度比2.4%(2,721千円)の増となった。

地方譲与税

税 目	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
地方揮発油譲与税	47,185	46,310	875	1.9
自動車重量譲与税	116,235	113,514	2,721	2.4
計	163,420	159,824	3,596	2.2

③ 利子割交付金

予 算 額 4, 000千円

収入済額 7, 791千円

利子割交付金は、都道府県が徴収した都道府県民税のうち利子等の支払を受ける者に対して課する「利子割」を市町村に配分する交付金で、利子割額の99%の5分の3相当額が市町村の個人県民税額に応じて交付される。前年度比△11.3%(△994千円)の減となった。

④ 配当割交付金

予 算 額	15,000千円
収入済額	17,350千円

配当割交付金は、都道府県が徴収した都道府県民税のうち特定配当の支払を受ける者に対して課する「配当割」を市町村に配分する交付金で、配当割額の99%の5分の3相当額が市町村の個人都道府県民税額に応じて交付される。前年度比△23.8%(△5,422千円)の減となった。

⑤ 株式等譲渡所得割交付金

予 算 額	10,000千円
収入済額	15,940千円

株式等譲渡所得割交付金は、都道府県が徴収した都道府県民税のうち特定株式等譲渡所得に課する「株式等譲渡所得割」を市町村に配分する交付金で、株式等譲渡所得割額の99%の5分の3相当額が市町村の個人都道府県民税額に応じて交付される。前年度比△34.0%(△8,200千円)の減となった。

⑥ 地方消費税交付金

予 算 額	825,000千円
収入済額	860,692千円

地方消費税交付金は、都道府県が課税する地方消費税(税率は、消費税の税額の63分の17(消費税率で換算すると1.7%))のうち2分の1に相当する額を人口や従業者数で按分し、市町村に交付される。前年度比0.6%(4,767千円)の増となった。

⑦ 自動車取得税交付金

予 算 額	42,000千円
収入済額	62,071千円

自動車取得税交付金は、自動車取得税額の95%を乗じて得た額の10分の7相当額が市町村道の延長及び面積に応じ交付される。前年度比5.8%(3,430千円)の増となった。

⑧ 地方特例交付金

予 算 額	39,000千円
収入済額	41,359千円

地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付される。全体として前年度比25.8%(8,476千円)の増となった。

⑨ 地方交付税

予 算 額	3, 310, 522千円
収入済額	3, 358, 644千円
普通交付税	2, 688, 517千円
特別交付税	670, 127千円

地方交付税は、前年度比△2.2%(△75,937 千円)の減となった。普通交付税が前年度比△2.8%(△76,127 千円)の減、特別交付税が前年度比 0.0%(190 千円)の増となった。

⑩ 交通安全対策特別交付金

予 算 額	9, 000千円
収入済額	9, 307千円

交通安全対策特別交付金は、道路交通法等に基づき、交通反則通則制度による反則金を財源として国から地方公共団体に交付される交付金である。交付金の配分額は、地方公共団体における交通事故の発生件数等を用いて算定される。前年度比△7.4%(△743 千円)の減となった。

⑪ 分担金及び負担金

予 算 額	351, 192千円
収入済額	356, 148千円

分担金は 11,876 千円で、主なものは、集落基盤整備事業受益者分担金 8,159 千円、農村環境整備事業受益者分担金 1,770 千円等である。前年度比△65.4%(△22,419 千円)の減となった。

負担金は 344,272 千円で、主なものは、保育所入所利用者負担金 297,766 千円、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金 26,466 千円等である。前年度比 12.6%(38,429 千円)の増となった。

⑫ 使用料及び手数料

予 算 額	321, 708千円
収入済額	324, 867千円

使用料は 226,550 千円で、主なものは、市営住宅使用料 104,522 千円、保育所利用者負担金 21,508 千円、道路水面占用料 10,962 千円、市営駐車場使用料 4,668 千円等である。前年度比△0.6%(△1,273 千円)の減となった。

手数料は 98,317 千円で、主なものは、一般廃棄物処理手数料 69,876 千円、戸籍手数料 7,929 千円、住民票謄抄本手数料 6,966 千円等である。前年度比 2.8%(2,706 千円)の増となった。

⑬ 国庫支出金

予 算 額	3, 695, 463千円
収入済額	3, 319, 292千円

国庫支出金は、主なものは、児童手当交付金 615,629 千円、子どものための教育・保育給付費負担金 713,540 千円、社会資本整備総合交付金 232,818 千円、保育所整備交付金 430,592 千円等である。前年度比△3.4%(△117,772 千円)の減となった。

国庫支出金の性質別交付状況

区 分	平成30年度		平成29年度		差 引	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
扶助費に対するもの	2,411,247	72.6	2,484,518	72.3	△ 73,271	△ 2.9
投資的経費に対するもの	649,260	19.6	636,570	18.5	12,690	2.0
委託事務に対するもの	12,489	0.4	24,412	0.7	△ 11,923	△ 48.8
その他に対するもの	246,296	7.4	291,564	8.5	△ 45,268	△ 15.5
計	3,319,292	100.0	3,437,064	100.0	△ 117,772	△ 3.4

⑭ 県支出金

予 算 額 2, 735, 697千円

収入済額 2, 116, 087千円

県支出金は、前年度比 28.2%(464,925 千円)の増となった。扶助費、投資的経費、委託事務に対する県支出金がそれぞれ増加した。

県支出金の性質別交付状況

区 分	平成30年度				平成29年度			
	国庫財源伴うもの		県単独分		国庫財源伴うもの		県単独分	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
扶助費に対するもの	814,675	38.5	168,845	8.0	794,291	48.1	158,901	9.6
投資的経費に対するもの	528,614	25.0	86,690	4.1	22,610	1.4	136,964	8.3
委託事務に対するもの	11,736	0.6	78,372	3.7	354	0.0	74,527	4.5
その他に対するもの	298,249	14.1	128,906	6.1	332,897	20.2	130,618	7.9
計	1,653,274	78.1	462,813	21.9	1,150,152	69.7	501,010	30.3
合 計	2,116,087 千円				1,651,162 千円			

県支出金の増減

区 分	国庫財源伴うもの		県単独分		合 計	
	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
扶助費に対するもの	20,384	2.6	9,944	6.3	30,328	3.2
投資的経費に対するもの	506,004	2,238.0	△ 50,274	△ 36.7	455,730	285.6
委託事務に対するもの	11,382	3,215.3	3,845	5.2	15,227	20.3
その他に対するもの	△ 34,648	△ 10.4	△ 1,712	△ 1.3	△ 36,360	△ 7.8
計	503,122	43.7	△ 38,197	△ 7.6	464,925	28.2

⑮ 財産収入

予 算 額 94, 053千円

収入済額 20, 805千円

財産収入は、前年度比△22.9%(△6,172 千円)の減となった。主なものは、基金利子収入10,379 千円、不動産売払収入 4,524 千円、財産貸付収入 2,937 千円等である。

⑯ 寄附金

予 算 額 183, 536千円

収入済額 185, 905千円

寄附金は、前年度比 24.1%(36,077 千円)の増となった。主なものは、ふるさと筑後市応援寄附金 184,215 千円、学校教育費寄附金 1,536 千円等である。

⑰ 繰入金

予 算 額 553, 990千円

収入済額 133, 990千円

繰入金は、前年度比△22.2%(△38,180 千円)の減となった。内訳は、ふるさと筑後市応援基金繰入金 133,990 千円である。

⑱ 繰越金

予 算 額 340, 675千円

収入済額 507, 387千円

繰越金は、前年度比 22.7%(93,965 千円)の増となった。内訳は、純繰越金 427,420 千円、繰越事業費充当財源繰越金 79,967 千円である。

⑲ 諸収入

予 算 額 468, 598千円

収入済額 326, 915千円

諸収入は、前年度比 4.6%(14,276 千円)の増となった。主なものは、中小企業貸付金元金収入 139,421 千円、新市町村振興宝くじ(オータムジャンボ)交付金 8,872 千円等である。

⑳ 市債

予 算 額 1, 663, 344千円

収入済額 1, 549, 344千円

市債は、前年度比 42.4%(461,642 千円)の増となった。主なものは、臨時財政対策債 649,644 千円、公共事業等債 344,200 千円、地方道路整備事業債 91,800 千円等である。

市 債 発 行 の 内 容

目的別	収入済額	左の内訳	充当の内容	借入条件		借入先
				年利率	償還期間 (うち 据置期間)	
総務債	千円 695,094	千円 450,320	臨時財政対策債	0.010	20 (3)	財政融資資金
		199,324	臨時財政対策債	0.007	20 (3)	地方公共団体金融機構
		36,500	緊急防災・減災事業債 (本庁耐震化事業)	0.004	10 (2)	地方公共団体金融機構
		5,600	緊急防災・減災事業債 (J-アラート整備事業)	0.004	10 (2)	地方公共団体金融機構
		3,350	緊急防災・減災事業債 (防災・行政情報通信ネットワーク整備)	0.004	10 (2)	地方公共団体金融機構
民生債	12,000	12,000	緊急防災・減災事業債 (総合福祉センター空調改修)	0.004	10 (2)	地方公共団体金融機構
衛生債	113,200	26,700	上水道事業出資債	0.400	30 (5)	地方公共団体金融機構
		86,500	公共施設等適正管理推進 (衛生センター長寿命化事業)	0.004	10 (2)	地方公共団体金融機構
農林水産業債	68,000	29,300	公共事業等債 (旧農業農村事業)	0.060	15 (3)	財政融資資金
		23,700	地域活性化事業債 (水路改良)	0.310	10 (1)	西日本シティ銀行
		15,000	防災対策事業債 (自然災害防止)	0.060	15 (3)	地方公共団体金融機構
土木債	406,700	208,100	公共事業等債 (北部拠点整備)	0.200	20 (3)	財政融資資金
		24,800	公共事業等債 (道路事業) ※繰越分	0.030	15 (3)	財政融資資金
		82,000	公共事業等債 (道路事業) ※起債前貸	0.060	15 (3)	財政融資資金
		30,800	地方道路等整備事業債 ※繰越分	0.300	20 (5)	地方公共団体金融機構
		19,500	地方道路等整備事業債	0.310	10 (1)	西日本シティ銀行
		41,500	地方道路等整備事業債	0.200	20 (5)	地方公共団体金融機構
消防債	242,650	250	緊急防災・減災事業債 (防災・行政情報通信ネットワーク整備 指令センター分)	0.004	10 (2)	地方公共団体金融機構
		242,400	緊急防災・減災事業債 (はしご車・緊急車両購入)	0.002	5 (1)	地方公共団体金融機構
教育債	11,700	8,700	学校教育施設等整備事業債 (北小トイレ)	0.31	10 (1)	西日本シティ銀行
		3,000	学校教育施設等整備事業債 (補正予算債)	0.004	10 (1)	財政融資資金
計	1,549,344	1,549,344				

3. 歳 出

歳出総額は 18,992,284 千円で、前年度に比べて 4.3% (780,325 千円) 増加した。増加した主なものは、大型施設整備事業実施により普通建設事業が 50.3% (909,255 千円) の他、ふるさと筑後市応援寄付の増に伴う積立金 29.8% (44,432 千円) などである。一方、減少した主なものは、衛生センター長寿命化事業の開始に伴う維持補修費△41.5 (△94,358 千円)、退職手当の減等に伴う人件費△2.8% (△88,397 千円)、物件費△2.4% (△46,742 千円) などである。

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、分子となる経常経費充当一般財源が人件費や物件費、維持補修費などで減少し、分母となる経常一般財源収入も地方税の増により増加したため、昨年度より 0.8 ポイント改善し 91.4%となった。また、実質公債費比率は 0.1 ポイント悪化し 7.0%に、将来負担比率は 0.3 ポイント改善し 40.1%に、財政力指数は 0.66 となった。

※ 経常収支比率は「地方財政状況調査」で、実質公債費比率は「健全化判断比率」の算定で確定する数値であり、それぞれの調査の確定 (11 月末頃) までは変更になる場合がある。

歳 出 の 状 況

区 分	平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	決 算 額	構成比	増減率	決 算 額	構成比	増減率	決 算 額	構成比	増減率
	千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%
人 件 費	3,088,905	16.3	△ 2.8	3,177,302	17.4	6.5	2,984,023	16.1	0.1
物 件 費	1,913,428	10.1	△ 2.4	1,960,170	10.8	2.9	1,905,404	10.3	△ 0.1
維 持 補 修 費	133,222	0.7	△ 41.5	227,580	1.2	1.7	223,780	1.2	19.9
扶 助 費	5,360,080	28.2	0.3	5,345,661	29.4	4.1	5,136,306	27.7	6.2
補 助 費 等	1,716,888	9.0	5.4	1,628,586	8.9	6.1	1,535,459	8.3	△ 13.6
普通建設事業費	2,718,516	14.3	50.3	1,809,261	10.0	△ 34.3	2,754,362	14.9	23.6
(1) 補助事業費	1,709,099	9.0	68.8	1,012,421	5.6	△ 47.2	1,919,098	10.4	57.9
(2) 単独事業費	913,497	4.8	36.4	669,491	3.7	△ 6.3	714,865	3.9	△ 14.7
(3) 県営事業負担金等	95,920	0.5	△ 24.7	127,349	0.7	5.8	120,399	0.6	△ 31.0
災害復旧事業費	4,823	0.1	△ 76.6	20,610	0.1	37.6	14,978	0.1	1,835.1
(1) 補助事業費	0	0.0	—	24	0.0	—	0	0.0	—
(2) 単独事業費	4,823	0.1	△ 76.6	20,586	0.1	37.4	14,978	0.1	1,835.1
失業対策事業費	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
(1) 補助事業費	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
(2) 単独事業費	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
公 債 費	1,276,654	6.7	0.3	1,273,381	7.0	0.9	1,261,985	6.8	△ 2.9
積 立 金	193,760	1.0	29.8	149,328	0.8	54.7	96,548	0.5	△ 76.8
投資及び出資金	35,809	0.2	△ 17.2	43,253	0.2	22.2	35,409	0.2	39.6
貸 付 金	139,421	0.7	1.0	138,053	0.8	△ 11.7	156,283	0.8	△ 6.1
繰 出 金	2,410,778	12.7	△ 1.1	2,438,774	13.4	0.3	2,430,354	13.1	4.7
歳 出 合 計	18,992,284	100.0	4.3	18,211,959	100.0	△ 1.7	18,534,891	100.0	2.1

(1) 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

義務的経費は、歳出のうちその支出が義務づけられ任意に節減できない経費であり、歳出全体に占める義務的経費の割合が大きいほど財政構造は硬直的であるとされる。義務的経費の決算額は 9,725,639 千円（歳出全体の 51.2%）となり、前年度より△70,705 千円、全体に占める割合は△2.6%の減となった。

性質別では、人件費が△2.8%（△88,397 千円）の減、扶助費は 0.3%（14,419 千円）、公債費は 0.3%（3,273 千円）の増となった。

(2) 投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費・失業対策事業費）

昨年度からの繰越事業となった私立保育所等施設整備、穀類乾燥調製貯蔵施設整備など、現年度事業も含めて大型施設整備が実施されたことにより、普通建設事業費が 50.3%（909,255 千円）の増となった。投資的経費全体の額は 2,723,339 千円となり、前年度に比べて 48.8%（893,468 千円）の増となった。

(3) その他

その他の経費では、八女西部広域事務組合の基幹改良等に係る負担金増で補助費等が 5.4%（88,302 千円）の増、ふるさと筑后市応援基金への積み立てにより積立金が 29.8%（44,432 千円）の増となった。一方、維持補修費は、衛生センターの長寿命化事業により、例年の補修費が減少したため△41.5%（△94,358 千円）の減となった。

普通建設事業の状況

普通建設事業のうち補助事業費は、私立保育所等施設整備（和泉幼稚園 432,002 千円、松原保育園^{※繰越明許} 226,807 千円）、穀類乾燥調製貯蔵施設整備（392,865 千円^{※繰越明許}）により 68.8%（696,678 千円）の大幅増となった。単独事業費は、衛生センター長寿命化、本庁舎耐震化事業、はしご車更新事業などの実施により 36.4%（244,006 千円）の増となった。

目的別では、総務費が本庁耐震化事業などにより 1,130.7%（124,610 千円）、民生費が私立保育所等施設整備事業の実施などにより 176.4%（337,274 千円）、衛生費が衛生センター長寿命化などにより 136.3%（83,495 千円）、農林水産業費が穀類乾燥調製貯蔵施設整備で 85.7%（293,727 千円）、消防費がはしご車更新により 1,073.6%（239,770 千円）など、全体として増となった。

普通建設事業の一覧

区 分	事業費	財 源 内 訳					説 明
		国 庫 支出金	県支出金	地方債	その他の 特定財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
庁舎等維持管理業務	48,000	0	0	0	0	48,000	
電算システム維持管理・開発事務	66	0	0	0	0	66	
ちくごコミュニティ無線運用事務	5,616	0	0	5,600	0	16	
ホークスファーム連携推進事業	321	0	0	0	0	321	
庁舎整備推進業務(繰越明許)	13,274	0	0	0	13,274	0	
庁舎整備推進業務	64,238	0	0	36,500	0	27,738	
2 総務費計	131,515	0	0	42,100	13,274	76,141	
社会福祉協議会補助金	12,000	0	0	12,000	0	0	
筑後保育所通常保育事業	1,096	0	0	0	0	1,096	
学童保育事業	1,212	0	243	0	0	969	
私立保育所等施設整備費助成事業(繰越明許)	226,807	201,606	0	0	25,201	0	
私立保育所等施設整備費助成事業	257,609	228,986	0	0	0	28,623	
筑後市地域活動施設整備補助金	1,000	0	0	0	0	1,000	
学童保育所整備事業	13,993	3,178	3,178	0	7,637	0	
地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金	14,740	14,740	0	0	0	0	
3 民生費計	528,457	448,510	3,421	12,000	32,838	31,688	
浄化槽設備設置事業	48,200	16,922	16,066	0	0	15,212	
資源ごみ回収事業	436	0	0	0	0	436	
衛生センター管理運営事務	96,120	0	0	86,500	0	9,620	
4 衛生費計	144,756	16,922	16,066	86,500	0	25,268	
集落基盤整備事業	49,493	0	0	15,700	8,159	25,634	
水田農業担い手機械導入支援事業事務	13,874	0	9,248	0	4,626	0	
活力ある高収益型園芸産地育成事業事務	64,049	0	64,049	0	0	0	
水利施設維持管理	565	0	0	0	0	565	
ため池等整備事業(天堤上・下地区)	6,989	0	0	4,200	2,789	0	
水路改良事業	29,994	0	0	11,500	1,520	16,974	
農村環境整備事業	38,157	0	12,323	12,200	1,770	11,864	
筑後川下流域土地改良事業	15,275	0	0	0	15,275	0	
クレーン防災機能保全対策事業	25,150	0	0	24,400	713	37	
穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業(繰越明許)	392,865	0	392,865	0	0	0	
6 農林水産業費計	636,411	0	478,485	68,000	34,852	55,074	
観光推進事業	324	0	0	0	0	324	
筑後市住宅小規模改修補助事業	2,908	0	0	0	0	2,908	
7 商工費計	3,232	0	0	0	0	3,232	
筑後市街灯設置奨励補助事業	4,116	1,350	0	0	0	2,766	
道路維持補修管理事業(繰越明許)	4,064	0	0	0	4,064	0	
道路維持補修管理事業	15,600	7,800	0	0	0	7,800	
道路新設改良事業(繰越明許)	34,293	0	0	30,800	3,493	0	
道路新設改良事業	106,724	19,500	0	74,600	14	12,610	
交通安全対策事業	5,150	0	0	3,900	0	1,250	
職員人件費(道路新設改良事業)	9,062	0	0	0	0	9,062	
橋梁維持補修事務	13,750	6,600	0	0	0	7,150	
河川管理事務	5,953	0	0	0	0	5,953	
河川改良事業	5,364	0	0	0	0	5,364	
公園維持管理事務	3,386	0	0	0	0	3,386	
職員人件費(公営住宅建設事業)	8,053	0	0	0	8,053	0	
私道等整備事業補助金	757	0	0	0	0	757	
職員人件費(社会資本整備総合交付金事業)	7,596	0	0	0	0	7,596	

区 分	事業費	財 源 内 訳					説 明
		国 庫 支出金	県支出金	地方債	その他の 特定財源	一般財源	
筑後市社会資本総合整備事業(拠点形成事業)	286,588	39,887	0	208,100	0	38,601	
社会資本整備総合交付金事業(繰越明許)	77,390	33,660	0	24,800	18,930	0	
社会資本整備総合交付金事業	166,062	73,511	0	64,500	0	28,051	
未舗装道路等整備事業	4,734	0	770	0	0	3,964	
8 土 木 費 計	758,642	182,308	770	406,700	34,554	134,310	
庁舎等諸施設及び一般備品の維持管理業務	3,463	0	0	0	0	3,463	
消防水利整備事業	500	0	0	0	0	500	
通信施設整備事業	592	0	0	0	0	592	
消防通信指令センター運用事務	261	0	0	250	0	11	
福岡県防災・行政情報通信ネットワーク整備事業事務	3,380	0	0	3,350	0	30	
救急車両購入事業	31,644	0	0	27,800	0	3,844	
梯子車購入事業	222,264	0	0	214,600	0	7,664	
9 消 防 費 計	262,104	0	0	246,000	0	16,104	
学校管理事務(小学校)	960	0	0	0	0	960	
校舎等営繕業務(小学校)	10,101	1,520	0	3,000	0	5,581	
屋上防水事業(小学校)	26,136	0	0	0	0	26,136	
学校管理事務(中学校)	378	0	0	0	0	378	
校舎等営繕業務(中学校)	11,301	0	0	0	0	11,301	
文化財管理事業	192	0	0	0	0	192	
埋蔵文化財発掘調査事業	1,104	0	0	0	867	237	
水田コミュニティセンター管理運営事務	40	0	0	0	0	40	
教育集会所運営事業	2,178	0	0	0	0	2,178	
私立保育所等施設整備費助成事業	174,393	0	116,262	0	0	58,131	
サザンクス筑後改修事業	12,506	0	0	0	0	12,506	
水田コミュニティセンター整備事業	251	0	0	0	0	251	
中央公民館施設管理運営業務	1,397	0	0	0	0	1,397	
筑後北小トイレ改修事業	12,462	0	0	8,700	0	3,762	
10 教 育 費 計	253,399	1,520	116,262	11,700	867	123,050	
合 計	2,718,516	649,260	615,004	873,000	116,385	464,867	

4. 市債の現在高の状況

性質別借入先別の状況

(単位:千円)

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度 発行額	平成30年度元利償還額			平成30年度末 現在高	市債現在高の借入先別内訳	
			元 金	利 子	計		政府資金	その他
公共事業等債	1,052,575	195,500	47,196	5,381	52,577	1,200,879	1,200,879	
公営住宅建設事業債	1,430,142		56,953	14,088	71,041	1,373,189	1,373,189	
災害復旧事業債	13,941		3,695	69	3,764	10,246	10,246	
全国防災事業債	42,200			84	84	42,200	42,200	
教育・福祉施設等整備事業債	680,990	11,700	100,004	6,805	106,809	592,686	583,985	8,701
一般単独事業債	1,898,647	517,100	335,833	24,711	360,544	2,079,914	40,998	2,038,916
財源対策債	855,090	148,700	58,832	5,604	64,436	944,958	914,760	30,198
臨時財政特例債								
減税補てん債	137,680		35,255	523	35,778	102,425	102,425	
臨時税収補てん債								
臨時財政対策債	7,740,645	649,644	471,719	38,915	510,634	7,918,570	6,367,684	1,550,886
その他	543,451	26,700	58,330	12,658	70,988	511,821	151,790	360,031
小 計	14,395,361	1,549,344	1,167,817	108,838	1,276,655	14,776,888	10,788,156	3,988,732
病院整備事業債(転貸債)	511,002	80,000	104,210	2,504	106,714	486,792		486,792
病院整備事業債(※)	2,733,764		241,631	55,223	296,854	2,492,133	1,180,932	1,311,201
上水道事業債	364,889		43,197	11,302	54,499	321,692	193,110	128,582
下水道事業債	7,022,249	197,400	343,184	123,705	466,889	6,876,465	3,517,623	3,358,842
合 計	25,027,265	1,826,744	1,900,039	301,572	2,201,611	24,953,970	15,679,821	9,274,149

(※) 独立行政法人化前の病院会計分

5. 平成30年度決算 地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策に要する経費

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源交付金) 362,880 千円
 (歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 8,745,816 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

款	項	目	充当事業名	事業費	財源内訳				
					特定財源		一般財源		
					国(県)支出金	市債	その他	社会保障財源化分市交付金	その他
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費		2,076,787	1,260,719	12,000	4,125	86,200	713,743
		自立支援給付事業		1,289,101	957,783	0	0	86,200	245,118
	2 児童福祉費	2 老人福祉費		1,521,443	148,250	0	16,083	63,100	1,294,010
		介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金		566,255	4,325	0	0	53,500	508,430
		養護老人ホーム措置事務		101,044	0	0	15,597	9,600	75,847
		1 児童福祉総務費		914,855	657,684	0	25,732	38,000	193,439
3 衛生費	2 児童福祉費	子ども医療事業		179,854	80,368	0	0	38,000	61,486
		施設型・地域型保育給付事業		2,983,418	1,901,017	0	357,639	123,780	600,982
	3 生活保護費	3 児童福祉施設費		1,855,892	1,070,483	0	357,639	123,780	303,990
		2 扶助費		168,242	83,077	0	14,290	7,000	63,875
		3 給付費等		100,666	60,815	0	0	7,000	32,851
		生活保護扶助費支給事務		441,358	342,789	0	0	18,300	80,269
4 衛生費	1 保健衛生費	生活保護扶助費支給事務		441,358	342,789	0	0	18,300	80,269
		中国残留邦人等生活支援給付事務		3,463	2,565	0	0	100	798
	2 一般予防費	1 保健衛生総務費		3,463	2,565	0	0	100	798
		妊婦健康診査事業		459,249	0	0	1,324	19,100	438,825
		予防接種事業		43,032	0	0	0	19,100	23,932
		がん検診事業		135,123	0	0	566	5,600	128,957
3 老人予防費	老人予防費		133,664	0	0	0	5,600	128,064	
	がん検診事業		41,878	1,475	0	5,640	1,700	33,063	
合 計				8,745,816	4,397,576	12,000	425,399	362,880	3,547,961
				4,746,924	2,519,470	0	373,236	362,880	1,491,338

Ⅱ 一般会計の主要施策のまとめ

議会事務局

事業名			議会運営事務			
1 款	1 項	1 目	予算額	168,844 千円	決算額	165,302 千円
<p>【事業の目的】 議会及び議員活動がより活発にかつ適正に行われる体制を作る。</p>						
<p>【具体的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本会議 <ul style="list-style-type: none"> 第19回定例会(6/ 8～ 6/22)(15日間) 第20回定例会(9/ 7～ 9/28)(22日間) 第21回定例会(12/ 7～ 12/21)(15日間) 第22回定例会(3/ 1～ 3/20)(20日間) ・本会議では、議案の提案、質疑、討論及び採決等が行われた。 ・採決は、電子採決システムを導入し6月定例会より実施した。 ・定例会では、一般質問が行われた。 一般質問者数、6月16人、9月10人、12月14人、3月8人 計48人 ○全員協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・会期中8回、閉会中2回、計10回開催された。 ○常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> 総務文教委員会、 厚生委員会、 建設経済委員会 ・会期中(協議会含)20回、閉会中2回、計22回開催された。 ○議会運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・会期中(協議会含)4回、閉会中6回、計10回開催された。 ○特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ちくご市議会だより編集特別委員会 ホークスファーム対策特別委員会 庁舎建設特別委員会 予算特別委員会(3月議会) 決算特別委員会(9月議会) ・計23回開催された。 ○委員会視察研修 <ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会はそれぞれ2泊3日(総務文教委員会は日帰り研修も実施)で、議会運営委員会は1泊2日の日程で、テーマ毎に視察研修が行われた。 ・各特別委員会の視察研修は、30年度に限っては予算化しておらず実施していない。 						
<p>【成果と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本会議では、市長提出93議案、議員提出5議案が、原案可決された。 ○6月定例会から実施した電子採決システムによる採決は、賛否状況が議場内やインターネット中継でも表示されるようになり、議会の「見える化」につながっている。 ○全員協議会では、小学校再編計画(案)に関して前年度3月に筑後中学校区の小学校6校の統合案の説明のみだったため、4月にその質疑応答を実施し、9月に市民説明会等の報告、12月に検討状況の経過報告を受け、議員全員による協議が行われた。また、電子採決について(6月)、新食肉センター計画について(9月)、校区コミュニティ協議会の補助金の見直しについて(10月)等の協議が行われた。 ○常任委員会では、付託された議案・意見書等の審査が行われた。 ○議会運営委員会では、議会の日程等議会運営全般の協議が行われた。 ○ちくご市議会だより編集特別委員会では、主にちくご市議会だよりの編集業務、県下全市議会へ議会広報に関するアンケートの実施等が行われた。ホークスファーム対策特別委員会では、球団と市の連携協定の履行状況等について協議が行われた。庁舎建設特別委員会では、新庁舎建設スケジュールが財政難のため凍結することになったが、耐震・改修工事の見直しや庁舎建設基金の設置等について協議が行われた。予算特別委員会では、平成31年度予算について、また、決算特別委員会では、平成29年度決算について協議が行われた。 ○委員会視察研修はすべて、本会議で報告され、委員会活動の参考とされた。 ○例規について、電子採決システムの導入に伴い、議会インターネット中継の申し合わせの改正を行った。 ○さらに開かれた議会を推進するため、新たな議会改革(ICT化、会議規則の見直し等)について調査研究し、議員へ提案できるように準備する必要がある。 						

事業名		議会だより編集事務			
1 款	1 項	1 目	予算額	決算額	1,188 千円
【事業の目的】 議会に関する情報を、全市民に周知することで、市民の議会に対する関心を高める。					
【具体的措置】 ○ちくご市議会だより編集特別委員会を12回開催し、編集作業を行った。 ○第49号(平成29年5月発行)のちくご市議会だよりから、一般質問のページへの顔写真掲載や議員の賛否状況を掲載するなど紙面改善を行っている。 ○町村議長会主催の議会広報研修会に担当事務局員を参加させ、肖像権・著作権に関する留意点を修得した。写真・イラスト掲載や文章引用をする際、細心の注意を払うようになった。 ○県下全市議会に対しアンケート調査を実施し、編集方法、紙面構成、経費等について情報収集した。この結果を、ちくご市議会だより編集特別委員会に報告し、紙面改良、経費節減の提案を行ったが、改選後に改めて議論することとなった。 ○引き続き、視覚障害者のために「声・点字の議会だより」を発行している。					
【成果と課題】 ○ちくご市議会だより編集特別委員会により、第53号～第56号を発行し、行政区長を通じ全世帯に配付するとともに、他自治体に送付した。また、市の各部署ならびに公共施設にも送付。視察訪問先や視察研修で来庁された他自治体の議員にも配付している。議会ホームページには創刊号から掲載しており、4年前からは電子ブック版でも公開している。 ○さらに親しみやすい紙面とするため、研修で得られた成果等を基に具体案を委員会で検討する必要がある。 ○編集技術向上、またその方策を探るため、編集方法の研究を行う。 ○経費や編集労力の削減余地がないか検討する必要がある。昨年度のアンケート結果も参考にしながら、新たなちくご市議会だより編集特別委員会に提起する予定。					

事業名		議会インターネット中継			
1 款	1 項	1 目	予算額	決算額	1,555 千円
【事業の目的】 議会の広報・広聴機能を強化することで、市民の議会に対する関心を高める。					
【具体的措置】 ○定例会・臨時会・予算特別委員会・決算特別委員会の会議の様子の生中継及び録画放映を実施した。 ○パソコン、スマートフォン、タブレット端末からの視聴が可能。 ○議場システムの更新により、放映画面に発言者のテロップ等が表示されるようになり、分かりやすい画面となっている。 ○6月定例会より電子採決システムによる採決を実施し、議案の賛否状況がインターネット中継に放映されるようにした。					
【成果と課題】 ○インターネット中継により、市民は議場に足を運ばなくても議会での会議の様子を自宅で傍聴できる。また、録画放映を24時間視聴できることにより、いつでも録画により傍聴できるようになっている。 ○電子採決システム導入により、議案の賛否状況が放映させるようになり、議会の「見える化」につながっている。 ○生中継視聴件数(4,198件[前年度3,992件])は増加、録画放送視聴件数(1,375件[前年度2,019件])は減少しているが、これは放映日数や議案の内容でも変動する。 ○視聴件数を増やすため、視聴者件数拡大のための様々な方策を検討し、実施していく必要がある。					

市長公室

事業名		人事評価事務				
2 款	1 項	1 目	予 算 額	1,044 千円	決 算 額	711 千円
【事業の目的】						
職員・市民の納得を得る制度を構築し、						
1. 職員の能力や仕事の実績を適正に評価し、それを職員にフィードバックすることで人材育成を図る。						
2. 評価結果を処遇に反映することで、職員の能力開発と仕事に対する意欲を高め、もって組織力の向上を図る。						
【具体的措置】						
1. 行財政健全化方針を踏まえた実績評価の目標設定を重点取組に位置付け、実施計画に掲げた実施項目を着実に推進させるとともに、事務事業の見直しや業務の効率化に対する意識づけを図った。						
2. 評価精度向上のためには、客観的な事実に基づいた評価が重要であり、そのためには事実の収集・記録と共有が大切であるということを研修等の機会を通じて周知を行った。						
3. 人事評価に基づく昇任・昇格基準に沿って、29年度の人事評価結果を30年度の昇任・昇格へ反映させた。						
4. 過去の人事評価結果から課題があると思われる職員へ所属長と市長公室で面談を実施し、弱点克服のための指導等を行った。						
5. 前年度評価結果を勤勉手当成績率に反映。(成績区分ごとの勤勉手当成績率の差24年度:7%、25年度以降:10%)						
6. 人事評価制度の周知及び理解促進等のため、①入庁1・2年目職員に対する研修、②実績評価対象となる3級職員を対象とする研修、③一次評価者である係長昇任者に対する研修、を実施した。						
【成果と課題】						
[成果]						
1. アンケート結果を分析すると、適切に評価された職員の割合は86%→84%、設定した目標を達成できるよう意識して取り組んだ割合は87%→85%と、いずれも高い水準で推移しており、人事評価制度は職員に一定の信頼と理解を得ていると判断できる。						
2. 行財政健全化実施計画の実施項目の担当課では、ほとんどの部署で実施項目関連の目標を設定しており、実績目標を日常的に活用して成果向上を図る、という意識付けに繋がった。						
[課題]						
1. 消防職における人事評価について、評価プロセスを一部見直したものの、71%の消防職員が見直しが必要と回答している。消防職における人事評価制度について、さらに調査・検討を重ね、必要な制度改正を行うことで、職員の納得性を向上させる必要がある。						
2. 一般職非常勤職員の人事評価について、適切に評価されたという回答は91%→86%と依然として高く、職員の能力開発に有効という回答は53%→72%に改善した。今後、会計年度任用職員の制度導入も踏まえ、評価プロセスや様式の見直し等について検討しつつ、さらに職員の納得性を高めながら制度の定着を図っていく必要がある。						
3. 評価者が行った評価のための事実の収集・記録をみると、被評価者1人につきコメントがない、あるいは年間でコメント1件だけ、というものが多く、評価の際の資料としては不足している状況である。具体的な事実に基づく評価を推進していく必要がある。						

事業名		職員研修事務				
2 款	1 項	1 目	予 算 額	4,318 千円	決 算 額	3,074 千円
【事業の目的】						
1. 市が求められている課題を職員が認識する。						
2. 職員が主体的に、自らの業務遂行知識・能力を修得する。						
【具体的措置】						
1. 庁内研修(延べ参加人数:780人)						
・新規採用職員研修						
・人事評価研修(採用1・2年目職員、新3級職員、新評価者(係長・課長)を対象)						
・管理・監督者向け研修(係長級以上対象)「自治体戦略2040構想研究会の概要報告」						
・管理・監督者向け研修(係長級以上対象)「ハラスメント研修」						
・「今後の医療政策と筑後地区の医療のあり方」に関する勉強会						
・行政課題周知研修(法令遵守、部落差別の現状と部落差別の解消に関する法律、災害発生時における市職員の役割、会計事務)全職員対象						
・法制執務研修(入庁後3年以上経過職員)						
・メンタルヘルス研修						
2. 派遣研修(延べ派遣人数:85人) 他に部長枠研修(22人)、計107人						
・市町村職員中央研修所 ・全国市町村職員国際文化研修所						
・福岡県市町村職員研修所 ・福岡県広域地域振興課						
・早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会						
上記以外でも必要に応じて研修を開催した。						

【成果と課題】

〔成果〕

1. 研修の成果は直ちに表れるものばかりではないが、指標の数値を見ると減少している項目もあるものの、引き続き5～6割程度は研修等による人材育成の効果はあると考える。
 - ・人材育成により市全体の職員の能力が向上した(57.2%→49.6%)
 - ・研修等により自己の能力が向上した(61.9%→62.3%)

〔課題〕

1. 人事評価結果等から得られた個々の能力の強み・弱み等を踏まえ、職員自身が自主的に能力開発に取り組むよう、フィードバック面談等の機会を通じて研修参加を促しつつ、併せて上司によるマネジメント力向上や研修等に参加しやすい職場環境づくりなど職場段階での取り組みを強化していく必要がある。
2. 人材育成基本方針を出来る限り早期に改定し、方針に基づいた新規採用職員の育成計画を策定する必要がある。
3. 若手職員育成のために必要な研修を行うとともに、引き続きOJT(職場研修)の推進を図る必要がある。
4. 効率的で効果的な会議運営のため、職員のファシリテーション能力やコミュニケーション能力を向上させる必要がある。

事業名		職員採用・配置事務				
2 款	1 項	1 目	予 算 額	613 千円	決 算 額	446 千円
【事業の目的】						
<ol style="list-style-type: none"> 1. 人材育成基本方針に掲げる、めざすべき人材像「筑後市を愛し 市民とともに 前進する職員」となり得る素質を有する人材を確保する。 2. 能力や適性に応じ、各職場に職員を適正に配置する。 						
【具体的措置】						
<ol style="list-style-type: none"> 1. 正規職員採用試験(職種:事務職(一般事務職)) <ul style="list-style-type: none"> ・一次試験(9/16)・・・教養試験、事務能力診断検査、性格適性検査 ・二次試験(10/13・14)・・・集団討論、個人面接 ・三次試験(11/3)・・・個人面接 <p>・二次試験面接官を課長・係長級、最終試験面接官を三役・部長級とし、多角的な視点による面接を実施した。また、二次試験の面接をグループ面接から個人面接に変更し、より人物像が見えやすい採用試験とした。</p> <p>・近郊の大学等に試験案内を持参・インターネットの就職情報サイトに市の情報を掲載する他、市内JR駅にポスターを掲示し、広く筑後市をPRした。また、受験申し込みにもホームページからの電子申請を取り入れ、受験生の利便性向上を図った。</p> <p>・他自治体との差別化を図り受験者の関心を引き込むため、特に新規採用者に求める能力として『行動力』『改善力』『コミュニケーション力』を明記した。</p> 2. その他試験 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職非常勤職員(11職種) 試験(1/28～1/30)・・・作文試験、面接等 上記以外でも担当課において必要に応じて採用試験を実施した。 						
【成果と課題】						
〔成果〕						
1. 平成30年度採用状況・退職状況、及び平成30年度職員採用試験の実施状況は、別表のとおり。						
〔課題〕						
1. 民間企業の採用が活発なこと等を要因として、人材確保に関する環境が厳しさを増してきている。 都道府県上級職採用試験応募者数が前年度比10.8%減、8年連続減(H31年6月時事通信調べ) 筑後市の事務職応募者数 平成27年度:273人、平成28年度:214人、平成29年度:148人、平成30年度131人 引き続き、多様な人材を集めるための手法を検討する必要がある。						

【資料1】

平成30年度中の採用の状況（30.4.1～31.3.31）

(1)正規職員採用状況

職 種	事務職	技術職	労務職	保育士	保健師	消防職	教育指導主事	計
採用人数	7	1	1	0	1	0	0	10

(2)再任用職員等採用状況

職 種	再任用	任期付	計
採用人数	6	3	9

【資料2】

平成30年度中の退職の状況（30.4.1～31.3.31）

(1)正規職員退職状況

職 種	事務職	技術職	労務職	保育士	保健師	消防職	教育指導主事	計
退職人数	7	1	4	0	0	1	1	14

【資料3】

平成30年度中の採用試験実施状況(市長公室管轄分)（30.4.1～31.3.31）

【統一試験】	申込者数	一次試験			二次試験		三次試験		採用者数 (H31.4.1採用)
		試験日	受験者数	合格者数	試験日	合格者数	試験日	合格者数	
事務職(一般事務職)	131	9/16	108	42	10/13・14	12	11/3	4	4
計	131		108	42		12		4	4

※事務職(一般事務職)は、補欠合格者2名を繰り上げ合格とした。

【独自試験】	申込者数	試験日	受験者数	合格者数	採用者数 (H31.4.1採用)
一般職非常勤職員 (11職種)	50	1/28～1/30	45	14	14

総務広報課

事業名		政治倫理審査会事務				
2 款	1 項	1 目	予 算 額	130 千円	決 算 額	98 千円
【事業の目的】						
<p>市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長及び教育長が市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位に基づく影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないようにすることで、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>						
【具体的措置】						
<p>○政治倫理審査会による市三役(市長、副市長及び教育長)の資産報告の審査 [審査期日] 平成30年7月23日、8月20日及び9月3日に審査会を開催した。 ※平成30年9月5日に市長へ審査報告書提出 [内 容] 市三役から提出された資産等報告書の審査を行った。 [審査結果] 提出された資産等報告書について、特段の疑義はなかった。</p>						
【成果と課題】						
<p>[成果] ・識見を有する者及び市民代表で構成する政治倫理審査会で厳正かつ丁寧な審査を行うことができた。 [課題] ・公正で開かれた市政運営を実現するため、審査結果については、引き続き各種媒体を活用して効果的に周知していく必要がある。</p>						

事業名		広報ちくご発行事業				
2 款	1 項	2 目	予 算 額	8,837 千円	決 算 額	7,595 千円
【事業の目的】						
<p>行政情報の周知手段の核である「広報ちくご」で、市民に知らせたい、あるいは、市民が知りたい行政やまちづくりの情報を、読みやすく、そして親しみやすくお知らせすることで、市民がスムーズに情報を得ることができるようになり、市政への参画意識が高まる。</p>						
【具体的措置】						
<p>○発行回数を月2回(1日、15日)から月1回(1日)に変更 ページ数増加による時間外業務の増加や印刷コスト増加等に対応するため、30年度はページ数削減を行った。併せてH31.1月から発行回数を月1回に削減した。これらの変更によって市民へ発信する情報が不足しないように「真に伝えるべき情報は何か」を念頭に置きながら、市の主要な施策や重要な取り組みなどをわかりやすく伝える紙面づくりに努めた。 また、既読率の低い若年者及び勤労者に対する取り組みとして、市広報を市内の105事業所に送付した。 [発行の状況] 2色刷り、表紙・裏表紙はカラー印刷。年間で324ページ(前年度531ページ。約40%減)、397,584部(前年度448,095部。約10%減)発行。</p> <p>○市ホームページ、フェイスブックに掲載 発行日にホームページに電子ブック版を掲載し、フェイスブックで発刊の告知を行った。</p> <p>○有料広告事業 1日号に広告欄を設け、民間事業者の広告を掲載した。</p>						
【成果と課題】						
<p>[成果] ・ページ数削減と月1回発行化により時間外業務を大幅に削減した。ページ数を削減する中でも今月1歳を迎える赤ちゃん(ハローエンジェル)や、投書コーナー(さんぼみち)を継続し、引き続き市民参加の広報紙とした。また、平成31年度(令和元年度)からは男女共同参画推進室発行の「ふらっと」と社会教育課発行の「生涯学習ちくご」を広報ちくごに統合することとした。 ・有料広告を47枠掲載したことにより、705千円の財源を確保した。 [課題] 市民の情報取得手段の多様化に対応していく中で、広報紙の中でも「情報の探しやすさ」を考慮していく必要がある。また、若年層への情報発信はホームページやSNSなど紙媒体以外の活用により広報紙での情報発信を補完していく必要がある。</p>						

事業名		ホームページ管理事務				
2 款	1 項	2 目	予 算 額	1,223 千円	決 算 額	1,222 千円
【事業の目的】						
<p>市民が、パソコンやモバイル機器を利用することで、市ホームページからいつでも必要な情報を安全かつ快適に閲覧・取得できる。</p>						

【具体的措置】

- 鮮度の良い情報を提供
ホームページ全体では、広報紙発行時にページ更新の確認を行うとともに、ホームページ管理部会で鮮度管理を呼びかけた。また、FacebookやTwitterなどのSNSでも情報発信に努めた。
(ホームページ閲覧件数) 522,209件(平成30年4月～平成31年3月)
(Facebook「いいね」件数) 1,092件(令和元年7月時点)
(Twitterフォロワー件数) 623件(令和元年7月時点)
(YouTube閲覧件数) 475,054件(令和元年7月時点)

【成果と課題】

- [成果]
ホームページ・SNSともに閲覧数や利用者数が増えている。
- [課題]
・引き続き発信する情報の鮮度管理について、管理職及びホームページ管理部会員を中心に徹底していくとともに魅力あるコンテンツを作っていく必要がある。
・SNS利用者をさらに伸ばすために、発信の頻度やタイミングなどについて研究する必要がある。
・ホームページシステムの更新では、情報検索のしやすさや見やすさを考慮した更新を検討する。

事業名	電算システム維持管理・開発事務		
2 款 1 項 8 目	予 算 額	136,129 千円	決 算 額
			133,049 千円

【事業の目的】

- 情報システムの維持管理及び改修により効率的に事務を行う。
- 手作業で行っている事務を電算化することにより、増大する事務作業を軽減する。
- 市民の利便性向上を目的とした電子自治体を推進する。

【具体的措置】

1. 情報処理システムの運用管理
 - 基幹系システムの運用管理
住民票、戸籍、税、国民健康保険、介護保険、福祉など各部署で扱うシステムが円滑に運用できるよう技術的な支援を行う(定例処理時のデータ退避、障害発生時の即時対応、システム改修、データメンテナンス等)。
また、クラウドサービスである基幹系システムの稼働状況について、毎月の報告書から運用上改善すべき事項の有無を確認するなど、安定稼働に努める。
 - 内部情報系システム(財務会計・契約管理・行政評価等)の運用管理
クラウドサービスによって安定的な運用を実現。必要に応じて帳票の文言修正作業を実施。
2. 情報処理システムの効率化のための改修
原課からの要望に基づき、基幹系システムからまとめてデータ抽出を行うことで、1件ずつ検索しながら確認する場合と比べて大幅な業務時間短縮を実現した。
・データ抽出等業務支援(定例依頼)……………119件/年
3. 情報処理システムの制度改正による改修
基幹系システムについてはクラウドサービスにて運用されており、法改正やシステムの不具合修正等の適用作業については、サービス提供事業者によって実施されている。
・修正情報適用件数(住民情報システムの法改正・不具合修正)……………180件/年
4. 情報処理システム機器の運用管理
 - 機器の管理・更新
・職員配置パソコン(721台)、プリンタ(125台)、サーバ(77台)
・修理対応[パソコン2件、プリンタ3件、ドライシーラー(帳票圧着機)1件]
 - トラブル対応
・庁内で発生するパソコン起動障害、プリンタ印刷不具合など様々な問い合わせに対して対応を行った。
・情報セキュリティ対策事業にて実施したネットワーク見直しなどに合わせて、既存のシステム環境変更等の対応を行った。
5. ネットワーク機器の運用管理
機構改革や各職場のレイアウト変更にあたり、既存のネットワーク設定変更、配線見直し等の作業を行った。
6. 電子申請・届出などへのシステムの対応
引き続き「ふくおか電子自治体運営協議会」提供の電子申請サービスを利用。マイナンバーカードを持つ住民が利用できる「子育てワンストップサービス」にて申請様式(児童手当の現況届等)を作成した。

【成果と課題】

- [成果]
・システム改修や技術的支援(データの抽出、集計)により、システム改修を行わず、手作業によって行う場合と比べて、各担当課の作業負担軽減を実現した。
・基幹系システムが停止することなく運転できた稼働率は100.00%で、各種窓口業務の円滑な運用を支えた。
- [課題]
・月次、年次定例処理での処理手順誤り等が発生しないよう処理手順書の整備・修正及び確認の徹底が必要。
・プログラム修正等の適用時に電算部門と原課との情報共有が必要(原課による筑後市独自仕様の把握や管理)。
・業務標準化など、より均一で効率的なシステム運用を行うため、他自治体との基幹系システム共同運用や自治体クラウドを検討することが必要。
・2020年1月にWindows7のサポート終了が予定されていることから、今後3年間で500台程度のパソコン買い替えが必要。さらに、新しいWindows10に対応するため、各システムのアップデート(更新)が必要である。
・近年他団体でも取り組みが進んでいるRPA(ソフトウェアロボットによる作業の自動化)やAI(人工知能技術を活用した業務効率化)活用の検討を開始する必要がある。

事業名		行政情報化事務				
2 款	1 項	8 目	予 算 額	9,269 千円	決 算 額	7,847 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ■電子自治体の構築に向けたIT化が戦略的に進められ、全体最適化によって効率的に処理すること。 ■職員が総合行政ネットワークやインターネットを利用して業務効率化や、サービス向上を図ること。 						
【具体的措置】						
<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合行政ネットワーク接続環境の維持・見直し 社会保障・税番号制度における情報連携基盤として総合行政ネットワーク(LGWAN)が活用されている。引き続き回線切断が発生しないよう安定運用に心掛けた。 2. 庁内業務サーバーの維持・管理 ふくおか電子自治体共同運営協議会(以下「ふく電協」)が運営する「ふくおか自治体クラウド(FMC-IaaS)」基盤を利用しているサーバーの維持・管理を行った。 						
【成果と課題】						
[成果] ・ふく電協が運営する共同利用センターについて、第四次LGWANへの対応作業が完了した。 ・「ふくおか自治体クラウド(FMC-IaaS)」基盤の更新が行われ、当市業務サーバーの移行が完了した。						

事業名		情報セキュリティ対策				
2 款	1 項	8 目	予 算 額	3,345 千円	決 算 額	3,109 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ■市の情報資産が破壊・改ざん・消去されず完全な形で管理されている。 ■市の情報資産に対して認められた者だけがアクセスできる。 ■情報にアクセスすることを認められた者が必要なときに中断なく情報にアクセスできる。 						
【具体的措置】						
<ol style="list-style-type: none"> 1. ネットワーク上の情報機器の管理 資産管理システムを運用し、外部媒体の利用制限、ネットワーク上の機器の稼働状況等の情報収集・管理を実施 2. マルウェア感染の防止及び3. 情報漏えいの防止 ウイルス対策ソフトウェアによるマルウェア(不正プログラム)監視、外部への情報提供手続き等に関し、情報セキュリティポリシーに基づいた運用を実施。 庁内で業務使用されている外部媒体(USBメモリ等)について、予め許可された媒体・機器以外を使用できないよう対策を実施。 4. 職員へのセキュリティ意識向上 ○eラーニング情報セキュリティ研修 地方自治体情報システム機構(J-LIS)が主催する「eラーニング情報セキュリティ研修」を受講。 「情報セキュリティコース」: 357人、「個人情報保護コース」: 299人 「サイバーセキュリティコース」: 137人、「地方公共団体専門コース」: 50人 ○公的個人認証サービス内部監査実施(平成30年7月) 5. 大規模災害等に備えた重要情報の保全 ふくおか電子自治体共同運営協議会が提供する遠隔地バックアップサービスを利用し、重要情報を格納した媒体を遠隔地に保管。 						
【成果と課題】						
[成果] ・USBメモリなど外部媒体の使用制限(物理的対策)や職員教育(人的対策)によってウイルス感染事例は0件であった。						
[課題] ・情報セキュリティ及び個人情報保護に対する職員の意識付けを恒常的に行う必要がある。 ・情報セキュリティ対策による制約と業務効率性のバランスをとった運用が必要である。						

事業名		社会保障・税番号制度システム環境整備事業				
2 款	1 項	8 目	予 算 額	2,994 千円	決 算 額	2,894 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人番号を利用して本人確認できる情報システムにより、効率的な住民情報の管理・利用・收受を行う。 ■ 情報連携を利用して行政手続きにかかる添付書類を省略し、住民の負担軽減を図る。 						
【具体的措置】						
<p>マイナポータル等の新たな仕組みへの対応、データ標準レイアウト見直し等の制度改正への対応を実施する。 子育てワンストップサービスに代表される、マイナンバーカードを利用した行政手続きのオンライン化を推進する。</p> <p>○ 中間サーバープラットフォーム利用負担金 マイナンバー法に定められる情報連携を実施するため、各地方公共団体の各機関に設置される「中間サーバー」について、構築・維持コストを抑えるため「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」がシステムを構築し、各団体からの負担金にて運用することとなっている。</p> <p style="padding-left: 40px;">中間サーバープラットフォーム利用負担金 2,030,000円</p> <p>○ データ標準レイアウト改正に伴う業務システム改修 国が作成する「データ標準レイアウト」が平成30年7月に改正されることを受け、統合宛名システムの改修を実施した。</p> <p style="padding-left: 40px;">社会保障・税番号制度データ標準レイアウト変更対応業務(統合宛名システム分) 864,000円</p>						
【成果と課題】						
<p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てワンストップサービスにかかる手続きのオンライン化(電子申請)については、様式(児童手当の現況届等)を追加した。 ・ 情報連携の実施については、概ね現場職員への理解が進み、浸透しつつある。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てワンストップにおける電子申請の実績はゼロであった。子育て世代の住民でマイナンバーカード保持者がほとんどいないことが主な原因と考えられるが、現行の電子申請システムは一部のスマートフォンから使うことができない等の欠点もあり、改善が必要である。 ・ 国のマイナンバーカード普及に向けた取り組みが進む中、当市のマイナンバーカード交付率は依然県内平均を下回っており、住民に対する啓発や申請補助等の取り組みが急務である。 						

財政課

事業名		ふるさと筑後市応援寄付事業				
2 款	1 項	6 目	予 算 額	287,093 千円	決 算 額	278,635 千円
<p>【事業の目的】 「ふるさと納税制度」を活用し、寄附者が選択した使い道の対象事業に寄附金を充当することで、寄附者の思いを形にするとともに、市民サービスを充実させる。</p>						
<p>【具体的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ふるさとチョイス」「楽天市場」「さとふる」のインターネット受付サイトを活用した寄附受付の拡大を行った。 ○税控除の申告の際に必要な寄附受領証明書やワンストップ特例申請書を寄附者へ発行、居住自治体へのワンストップ特例通知書の送付を行った。 ○1万円以上の寄附者には、希望がある場合、寄附額の3割程度の返礼品(市特産品等、送料別)を送付した。 ○寄附金はふるさと筑後市応援基金に一旦積み立て、寄附者が選択した使い道に即した事業に平成30年度は総額133,900千円を充当した。 <p>【平成30年度の充当事業、充当額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設型・地域型保育給付事業:55,670千円 ・外国語指導助手配置事業:11,308千円 ・水田農業担い手機械導入支援事業事務:4,626千円 ・他30事業:62,386千円 <p>【決算額278,635千円の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金:181,738千円※ふるさと筑後市応援基金への積立 ・需用費:52,414千円※返礼品代など ・役務費:39,891千円※返礼品送料、ポータルサイト手数料など その他クレジット決済利用料、管理システム保守業務委託料、臨時職員賃金など 						
<p>【成果と課題】</p> <p>[成果]</p> <p>○平成20年度より寄附事業を開始し、筑後市ふるさと納税への寄附件数、寄附額は、平成30年度末で延べ36,044件、421,851,624円になり、財源の確保に大きく寄与している。</p> <p><直近の事業年度の寄附状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度:6,117件、77,213,008円 ・平成29年度:12,775件、145,590,000円 ・平成30年度:16,302件、184,215,000円 <p>[課題]</p> <p>○果物が返礼品の約70%を占めており、夏期の大雨、台風などの天候不順で出荷できない場合も考えられ、今後安定的に寄附額を増やすために新規返礼品の開発を継続する必要がある。</p> <p>○令和元年6月より、ふるさと納税の新制度が始まり、返礼品が地場産品であること、返礼品調達価格が寄附金額の3割以下であること、事務経費が寄附金額の5割以下であること等の徹底が図られるようになった。これを守らない場合、指定が受けられず、税額控除の対象にならない、または指定の期間が短くなり、再度申請をしなければならない等の不利益が発生することとなった。今後も制度が変更されていく可能性が高く、その都度対応が必要である。</p>						

契約管財課

事業名		入札・契約事務				
2 款	1 項	5 目	予算額	413 千円	決算額	321 千円

【事業の目的】

事業の目的

- ・筑後市が契約を結ぶにあたって、公平・公正・透明に行う。
- ・適正な経費で、品質の確保を図ることで、良質な公共事業を調達する。
- ・地元業者の育成、地域産業の振興を行う。

【具体的措置】

- ・事業課が作成する「起工何書」の設計価格に応じて、指名委員会(①高額指名委員会、②小額指名委員会)を行ない、入札の指名業者を選定する。設計額2,000万円以上の工事関連の入札の場合は条件付一般競争入札の条件設定をする。
- ・指名業者に入札通知を郵送する。工事と、工事関連の委託業務は郵便入札を実施し、設計額130万円以上の工事については最低制限価格を事前公表する。
- ・条件付一般競争入札の場合は市のホームページ等で公告する。
- ・入札の際、内訳書の提出を義務付ける。
- ・競争入札を実施し、予定価格内での最低金額提示業者と契約する。入札結果については、速やかにホームページ等で公表する。

1. 契約件数等の実績

①入札回数

(部署別明細)

道路課	56 件	防災安全課	3 件		
水路課	10 件	協働推進課	1 件		
都市対策課	22 件	健康づくり課	1 件		
社会教育課	8 件	子育て支援課	2 件	入札不調 (工事)	
商工観光課	1 件	議会事務局	3 件	10 件	3 件
上下水道課	28 件	学校教育課	11 件		(物品)
かんきょう課	13 件	人権・同和教育課	1 件		6 件
総務広報課	4 件	消防本部	2 件		(委託)
契約管財課	12 件	ホークスファーム連携推進室	1 件		1 件
		合計	179 件		

②金額別件数

100万円未満	23件	12.9%
100万円以上 300万円未満	62件	34.6%
300万円以上 500万円未満	29件	16.2%
500万円以上 1,000万円未満	16件	8.9%
1,000万円以上 5,000万円未満	42件	23.5%
5,000万円以上	7件	3.9%
合計	179件	100.0%

③3か年間の建設工事の落札率

	設計金額総額(A)	予定価格総額(B)	工事落札額総額(C)	落札率(C/A)	落札率(C/B)
H28年度	2,001,627,720円	2,001,627,720円	1,858,386,402円	92.80%	92.80%
H29年度	1,663,227,000円	1,663,227,000円	1,540,187,968円	92.60%	92.60%
H30年度	1,729,830,600円	1,729,830,600円	1,650,027,456円	95.40%	95.40%

【成果と課題】

[成果]

平成29年7月1日より、建設業界の高齢化及び深刻な技術者不足等を解消し受注機会の拡大を図るため、主任技術者及び現場代理人の常駐義務緩和措置を実施。また、元請業者の資金調達の円滑化を図ることで下請業者や労働者に対する円滑な支払いを促進するため、中間前金払制度導入するなど、国県にならない必要な措置を行うことができた。

[今後の課題]

①多様な入札方式活用推進の観点から、本年度についても総合評価方式による入札を2件実施した。企業の技術力の向上・地域貢献などの成果はあるが契約までの日数がかかることと事務量の煩雑さから制度化せず試行を継続していく。

②建設業界の活性化等については国、県においての取り組みもされているが、高齢化及び技術者不足など、問題の解消には至っていない。今後についても建設業界の将来の担い手不足を解消するため、国・県が示す取り組み等を入札制度検討委員会において協議・検討し、実施していく必要がある。

事業名		庁舎整備推進業務				
2 款	1 項	5 目	予算額	78,585 千円	決算額	77,857 千円
			繰越明許予算額	13,275 千円		
【事業の目的】						
<p>現庁舎の老朽化比率は80%を超えており、また耐震診断により地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、また崩壊する危険性が高いという結果となった。このため、耐震補強及び老朽化対策を実施することにより、現庁舎を使用する来庁者・職員の安全性の確保を図る。</p>						
【具体的措置】						
【委託料】						
<ul style="list-style-type: none"> ・筑後市本庁舎耐震改修工事監理業務 委託期間 H30年10月2日～H31年10月15日 (当初 契約日 H30年10月1日 契約額 8,100,000円) (30年度支出限度額 3,888,000円) ・筑後市本庁舎耐震改修工事実施設計業務委託 委託期間 H29年9月21日～H30年7月31日 (当初 契約日 H29年9月20日 契約額 10,800,000円) (変更 契約日 H30年3月28日 契約額 13,274,280円) (繰越明許 13,275,000円) 						
【工事請負費】						
<ul style="list-style-type: none"> ・東庁舎・中央公民館キュービクル改造工事 工事期間 H30年5月16日～H30年9月28日 (当初 契約日 H30年5月15日 契約額 3,521,880円) (変更 契約日 H30年9月18日 契約額 3,749,760円) ・筑後市本庁舎耐震改修工事 工事期間 H30年9月20日～H31年9月30日 (当初 契約日 H30年9月19日 契約額 141,372,000円) (前金払い支出済額 56,548,000円) 						
【成果と課題】						
<p>[成果] 耐震診断の結果に基づき、来庁者及び職員の安全確保のため、2年にわたる本庁舎耐震改修工事を実施している。</p>						
<p>[課題] 耐震工事に伴い庁舎の細部を確認したが、屋根部にクラック(ひび割れ)が発生している状況が把握できた。今後、雨漏り等の要因となる可能性もあるため、優先度をつけ防水工事を行うなど、計画的な対応が必要である。</p>						

企画調整課

事業名	定住促進プロジェクト事業																			
2 款 1 項 6 目	予算額	1,977 千円	決算額	1,755 千円																
【事業の目的】 「定住促進行動計画」を包含する「元気な筑後市創造戦略」に掲げる施策の一つ「IJU+CMターンによる転入促進」の成果向上を図るため、筑後市の魅力を積極的に発信することで、関東圏や福岡都市圏からの移住・定住を促進する。																				
【具体的措置】 ○福岡市内及び関東圏で実施されるIJUターン移住希望者を対象としたイベント(移住定住フェア等)に出展して、筑後市の魅力的な住環境や定住促進に資する様々な事業の紹介を行った。 ○交通機関情報誌など各種メディアを活用した広告やパブリシティを積極的に行った。 ・ふくおかよかとこ移住セミナー(移住・交流ガーデン) 4/21 ・福銀本店ロビー展(福銀本店ロビー) 7/17～7/27 ・新農業人フェア(東京国際フォーラム) 7/28 ・ふるさと回帰フェアin東京(東京国際フォーラム) 9/9 ・定住シミュレーションBOOK改定版作成 10/31 ・結婚相談所ゼクシー窓口での筑後市PRグッズ配布 11/3～3/31 ・高速道路地図わおマップへの広告掲載 11/19 ・さとふるホークス応援フェスタ(福岡市天神岩田屋きらめき広場) 12/9 ・福岡県スマイルライフフェア(福岡市天神エルガーラホール) 12/22 ・JOIN移住・交流&地域おこしフェア2019(東京ビッグサイト) 1/20 ・福銀本店ロビー展(福銀本店ロビー) 2/4～2/8																				
【成果と課題】 [成果] 筑後市の定住支援事業、特産品、企業等を様々な手法で情報発信することにより、知名度の向上だけでなく転入超過や交流人口の増加、地産物の販売促進に繋がり、総合的に「元気な筑後市創造戦略」の目標達成に寄与している。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転入者</td> <td>2,234人</td> <td>2,254人</td> <td>2,481人</td> </tr> <tr> <td>転出者</td> <td>2,074人</td> <td>2,164人</td> <td>2,355人</td> </tr> <tr> <td>転入超過</td> <td>160人</td> <td>90人</td> <td>126人</td> </tr> </tbody> </table>					年度	H28年度	H29年度	H30年度	転入者	2,234人	2,254人	2,481人	転出者	2,074人	2,164人	2,355人	転入超過	160人	90人	126人
年度	H28年度	H29年度	H30年度																	
転入者	2,234人	2,254人	2,481人																	
転出者	2,074人	2,164人	2,355人																	
転入超過	160人	90人	126人																	
[課題] 人口減少及び地域経済の衰退等を抑制するため、今後も中長期的に筑後市のPRを実施していく必要がある。																				

事業名	定住促進支援事業(抜粋)																							
2 款 1 項 6 目	予算額	66,684 千円	決算額	54,442 千円																				
【事業の目的】 若い世代は結婚を機に移住する傾向があるため、結婚から出産までの生活支援をととして筑後市への移住を呼び込み、マイホーム取得をサポートすることで定住につなげていく。																								
【具体的措置】 ○マイホーム取得支援事業 転入者が市内に住宅を取得(新築又はH29年4月以降に中古住宅購入)したものに對し、建物にかかる固定資産税相当額を3年間支給した。 ○新婚世帯家賃支援事業 賃貸住宅(家賃が月額4万4千円以上)に住む新婚夫婦に對し、家賃の一部を最長36ヵ月支給した。 ○多子出産祝い金事業 平成25年以降に生まれた第3子以降の子を養育されている方が、対象児の出生時より1年以上継続して筑後市に居住された場合、10万円の祝い金を支給した。																								
【成果と課題】 [成果]																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>申請件数</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マイホーム取得支援事業</td> <td></td> <td>166件</td> <td>220件</td> <td>64件</td> </tr> <tr> <td>新婚世帯家賃支援事業</td> <td></td> <td>54件</td> <td>66件</td> <td>44件</td> </tr> <tr> <td>多子出産祝い金事業</td> <td></td> <td>74件</td> <td>107件</td> <td>89件</td> </tr> </tbody> </table>					事業名	申請件数	H28年度	H29年度	H30年度	マイホーム取得支援事業		166件	220件	64件	新婚世帯家賃支援事業		54件	66件	44件	多子出産祝い金事業		74件	107件	89件
事業名	申請件数	H28年度	H29年度	H30年度																				
マイホーム取得支援事業		166件	220件	64件																				
新婚世帯家賃支援事業		54件	66件	44件																				
多子出産祝い金事業		74件	107件	89件																				
マイホーム取得支援事業の申請数が前年度と比較して減少している要因は、平成30年4月から転入者のみに限定したためと考えられる。 新婚世帯家賃支援事業の申請数は減少しているものの、支援事業申込者アンケート「筑後市に定住する決め手になったか」との問いに86.2%の申請者が「なった」と回答しており、居住地を検討する際のインセンティブ効果は高い。																								
[課題] 東京圏への一極集中がさらに進んでおり、福岡市周辺部も転入超過が目立っている。近年、筑後市も周辺自治体からの転入超過となっているが、県南地域全体として衰退しているため、何れ近隣からの転入は枯渇していく。東京圏や福岡都市圏をターゲットに若者のIJUターン強化に向けて、県南地域が連携して取り組む必要がある。 また、日本全体の出生数が平成30年91.8万人と3年連続で100万人を下回った。また、合計特殊出生率も3年連続で下落しており、2060年人口1億人維持という目標は厳しくなっている。引き続き次期総合戦略において、結婚→妊娠→出産の希望をかなえる施策を検討する必要がある。																								

事業名		素敵な出会い応援事業										
2 款	1 項	6 目	予算額	9,998 千円	決算額	8,334 千円						
【事業の目的】												
若い世代の出会い創出や結婚応援及び都市部居住者が筑後市を知る機会創出を図り、地方創生の目的の一つでもある未婚化・晩婚化の解消等に寄与する。												
【具体的措置】												
<p>○市地域おこし協力隊が、婚活・恋活イベントを企画実行し、男女の出会いの場を創出した。また、婚活関連セミナーを開催し、コミュニケーション能力等を磨くことで、カップル成立数の向上を図った。</p> <p>○地域で実施される婚活イベントの紹介及び応募等ができる恋活・婚活応援サイト「恋活筑後」により、積極的に情報を発信した。</p> <p>○地域活性化センターの平成30年度移住・定住・交流推進支援事業として、「恋のくに筑後 魅力拡散ツールづくりプロジェクト」が採択された。この事業は、商品やサービスのマーケティングテストの場を男女の出会いの場(恋活)にして、専門業者協力のもと、若者が筑後市の魅力を発信したくなるような土産品などを製作し、観光協会や地元団体と連携し地域活性化を図るもの。事業の成果物となった「運命の赤い糸」(ラーメン)は、市の地域おこし協力隊と市内の製造業者等が協同製作し、数多くのメディアで取りあげられた。その後、市内各所において、筑後市の新しいお土産として販売することになった。</p>												
<ul style="list-style-type: none"> ・筑後の和ろうそくF分の1のゆらぎ恋活(6/23 12人参加 カップル2組成立) ・ご意見ください恋活～みんなで筑後のお土産を作るの巻～①(9/15午前 17人参加 カップル3組成立) ・ご意見ください恋活～みんなで筑後のお土産を作るの巻～②(9/15午後 13人参加 カップル2組成立) ・ご意見ください恋活～みんなで筑後のお土産をつくるの巻Vol.2～(10/27 18人参加 カップル4組成立) ・ナンと！カレーで恋活～バランスのとれた食生活を目指して①～(11/10午前 19人参加 カップル4組成立) ・ナンと！カレーで恋活～バランスのとれた食生活を目指して②～(11/10午後 16人参加 カップル4組成立) ・星空☆恋活at欠塚古墳～360度パノラマの星空が広がる古墳～(1/26 24人参加 カップル計8組成立) ・イベント前のステップアップセミナー(1/26 15人参加) 												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>イベント回数</th> <th>参加人数</th> <th>カップリング数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8回</td> <td>134人</td> <td>27組</td> </tr> </tbody> </table>							イベント回数	参加人数	カップリング数	8回	134人	27組
イベント回数	参加人数	カップリング数										
8回	134人	27組										
※ その他関連する事業「八女筑後結婚サポートセンター事業」において、イベント告知等の連携を行った。												
【成果と課題】												
【成果】												
<ul style="list-style-type: none"> ・恋活・婚活イベント及び関連セミナーにおいては、地域おこし協力隊が主となり、カップリング率を高める工夫と官民連携のイベント企画を心掛け、延べ27組のカップルが成立した。 ・「恋のくに筑後 魅力拡散ツールづくりプロジェクト」については、商品開発のプロセスを出会いの場として活用し、9組のカップルを成立させ、そのうえ若者の声を反映させたお土産が完成。テレビをはじめ多くの媒体で紹介されるような「恋のくに筑後ならではの土産」を開発することができた。 												
【課題】												
<p>生涯未婚率は年々増加しており、2015年の国勢調査で全国的には男性23.4、女性14.1%、筑後市では男性20.3%女性11.7%となっている。全国や福岡県と比較すると低い数値であるが、今後も増加することが懸念される。その一方で、20～30歳代の未婚者の8割に結婚の意向があることから、若い世代の出会いや結婚を応援していく必要がある。</p> <p>婚活イベント等においては、独身男女を対象として「出会い」の場を創出するとともに、筑後市の魅力を発見、再認識してもらいながら、出会いから結婚・子育て、ワークライフバランスの実現といった将来のライフデザイン形成に寄り添った支援が求められる。</p> <p>婚活事業については、市主催や民間事業者との共催、民間事業者への支援などあらゆる形態があるが、民間との棲み分けや行政が担う意義を確かめながら推進していく。</p>												

ホークスファーム連携推進室

事業名		ホークスファーム連携推進事業				
2 款	1 項	6 目	予算額	71,687 千円	決算額	69,140 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> 福岡ソフトバンクホークスとの地域連携事業を推進することにより、筑後市の観光及び特産品等を広くPRし、イメージアップを図るとともに、野球教室などスポーツを通じた青少年育成や地域活性化の取り組みにつなげていく。 						
【具体的措置】						
○スタジアムを使用したスポーツなどのイベント						
①筑後市長旗争奪少年野球大会						
[日時] 平成30年7月8日(日)						
[内容] 県内外から、56チーム、約1,200人が参加し、開会式及び決勝戦をタマスタ筑後で実施した。						
②「火の用心」グラウンドゴルフ大会						
[日時] 平成31年2月25日(月) [参加者] 約280人が参加						
[内容] 消防署の指導による水消火器を使った消火訓練の後に、グラウンドゴルフ大会を実施。						
○ファーム野球教室						
[日時] 平成30年6月24日(日) [場所] HAWKSベースボールパーク筑後						
[対象] 市内の軟式少年野球チームに所属する5・6年生(約80人)						
[内容] 当日の公式戦終了後にホークス若手選手16名により、バッティングや守備の指導を受け、交流を行った。						
○選手やOB等による学校訪問						
①選手による学校訪問						
[時期] 平成30年12月 [対象] 市内小学校3校(羽犬塚・松原・水洗)						
[内容] 若鷹寮に住む若手選手が市内の学校を訪問し、子ども達と交流した。子ども達に素振りやキャッチボールを披露したほか、子どもの頃の夢やこれからの目標などを話し、同じ筑後市民として選手を身近に感じてもらった。						
②キャッチボールキャラバン(小学校)、イエローホーク(幼稚園・保育園)						
[時期] 平成30年6月～平成31年2月						
[対象] 市内の全小学校(3年生)、市内の幼稚園・保育園のうち8園(2年で全園をまわる)						
[内容] 子ども達の年齢に応じたボールを使った運動などを行い、友達と一緒に体を動かす楽しさを体験した。 ・キャッチボールキャラバンでは、ホークスOBが小学校を訪問し、校庭で生徒と一緒にキャッチボールやバッティングの講習・実技を行った。 ・イエローホークではキャラクター(はね丸・ひな丸)が訪問し、園庭で体操やゲームを行った。						
○ホークス選手歓迎のつどい						
[日時] 平成31年3月26日(火) [場所] サザンクス筑後 大ホール [来場者] 約550人						
[内容] ドラフトで新たに入団した選手(育成選手含む)を市民に紹介するとともに、来場者からの質問コーナーや抽選による選手のサイン入り色紙のプレゼントのファンサービスなど、市民との交流を図った。						
○ファーム協賛試合「恋のファーム♡筑後市デー」事業						
[日時] 平成30年8月18日(土) [場所] HAWKSベースボールパーク筑後						
[対象] ファーム交流戦(VSファイターズ) [来場者] 5,000人(イベント参加者含む)						
[内容] 2軍戦の交流試合を協賛し、観戦に訪れた方に、球場のビジョン・グラウンドでの試合前演出のほかに、球場前広場において、農産物・特産品の販売や恋ぼたるの出張足湯等の筑後市のPRの他、健康度測定(骨密度・血管年齢・脳年齢)を行った。また、シャインマスカットの配布や市民への招待券のプレゼント、ファンサービスプログラムへの参加などを行い、野球観戦や市民が選手を身近に感じることができる機会を提供した。						
○奨励金交付						
[根拠法令] 筑後市スポーツ施設誘致条例 [交付額] 55,757,000円						
[内容] 地域包括連携に関する協定に基づき、スポーツの振興、青少年の健全育成、観光振興、地域活性化などの事業を実施した。						
【成果と課題】						
【成果】						
○筑後市デーを実施したことで、観光や農産物等のPR、市のイメージアップ向上に繋がった。						
○ファーム本拠地ならではの、選手による野球教室の実施や、選手やOB等による学校訪問などの連携事業により、子ども達の健全育成に寄与する特徴ある事業となった。						
【課題】						
○観客動員数の回復。今シーズンの来場者数は116,440人で前シーズンより約17,000人減となった。雨天での試合中止による試合数の減少(2017シーズン58試合、2018シーズン53試合)が要因の一つと考えられる。						
○来場者だけでなくより広く効果的に、HAWKSベースボールパーク筑後を地域資源としてPRする方法の検討。						
○「若鷹のまち筑後市」をPRするための、福岡ソフトバンクホークスとの連携強化や活用方法(選手・ロゴマーク)の検討。						
○スポーツを活用した、市民の健康増進、交流、定住人口の増加につながる地域活性化策の検討。						

協働推進課

事業名		校区コミュニティ・地域活動支援事務				
2 款	1 項	14 目	予算額	22,572 千円	決算額	21,975 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ●魅力と元気いっぱいの筑後市を実現するとともに、地域自治の確立、安全で安心できる住みよいまちづくりをめざし地域コミュニティの活性化を図る。 ●小学校区単位の校区コミュニティ協議会と行政区制度の整理を行い、地域自治確立のためのコミュニティをめざす。 						
【具体的措置】						
<ol style="list-style-type: none"> 1. 各協議会の会議・打ち合わせ 各協議会に地区担当員(協働推進課職員)や地域担当職員(部課長級職員)を配置し、総会や役員会、運営委員会に参加し、行政的な視点で運営上の支援を実施した。 [日時]平成30年4月1日～平成31年3月31日 2. 校区コミュニティ協議会との意見交換 校区コミュニティ協議会の運営上の課題や問題点のほか、事務員の勤務内容や業務等について意見交換を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ協議会会長・事務局長会議(第1回) [日時]平成30年5月21日 ●コミュニティ協議会会長・事務局長会議(第2回) [日時]平成30年6月29日 ●コミュニティ協議会会長・事務局長会議(第3回) [日時]平成30年10月22日 ●コミュニティ協議会会長・事務局長会議(第4回) [日時]平成31年2月7日 ●コミュニティ協議会事務員会議 [日時]平成31年2月26日 3. 市議会への報告(全員協議会) <ul style="list-style-type: none"> ●校区コミュニティ協議会補助金の見直しについて [日時]平成30年10月26日 4. 校区コミュニティ補助金の主な見直し内容 <ul style="list-style-type: none"> ●協議会の運営費については、75万円(運営費分60万円、役員報酬分15万円)を上限に、運営にかかる経費の補助を行う。 ●協議会に対して、基本事業費補助金として30万円を上限に補助を行う。また、協議会から市へ提案事業が行われた場合は、市で事業内容の審査を行い、対象事業費の2/3(上限30万円)を補助する。 ●国の集落支援員制度(特別交付税措置)を活用し、協議会の事務員を地域支援員として位置づけ、市で直接雇用する。 						
【成果と課題】						
【成果】						
<ul style="list-style-type: none"> ●校区コミュニティ協議会補助金の内容を見直し、従来の補助金から事務員の人件費分を除外し、協議会の活動に必要な運営費、役員報酬、事業費に対して、補助金として交付するようになった。 ●協議会の事務員(地域支援員)を市が直接雇用することで、これまで以上に事務員(地域支援員)の業務内容を把握し易くなり、市と校区コミュニティ協議会との連携充実が図られる。 ●また国の集落支援員制度を活用することで、国から100%の特別交付税措置を受けられるため、市の財政負担の軽減につながる。 ●各校区コミュニティ協議会に基本事業費のほか、提案事業費を交付する制度をつくることで、地域課題に応じた協議会活動に役立ててもらいやすくなった。 						
【課題】						
<ul style="list-style-type: none"> ●少子高齢社会の進展に伴い、新たに配置する地域支援員と連携し、校区の特色を生かしながら、地域課題の解決に向けた活動の充実を図る必要がある。 ●校区コミュニティ協議会活動の活性化を図るため、多くの人たちに協議会活動への参加を呼びかけ、必要性への理解を広げていく必要がある。 ●地域活動を担う人材の育成を図るため、市と地域による協働のまちづくりについて、さらなる周知・啓発に取り組む必要がある。 						

防災安全課

事業名		空き家バンク事業				
2 款	1 項	6 目	予 算 額	66 千円	決 算 額	0 千円
【事業の目的】						
<p>賃貸・売却を希望する空き家(空き家バンク登録物件)等の情報を、移住・定住等を希望する人(空き家バンク利用登録者)に紹介する制度で、空き家の有効活用を通して定住促進を図る。また、老朽化した危険な家屋の増加を抑制する。</p>						
【具体的措置】						
<p>市内の空き家の調査及び空き家所有者の意向調査等を実施し、空き家バンク登録の促進を図る。併せて、ホームページにより移住定住希望者(借家購入希望者)に情報提供を行い、筑後市への定住を促す。所有者と利用者との契約については協定を結んでいる筑後市不動産協会へ依頼する。物件の情報については、空き家老朽危険家屋相談員を中心に写真、間取り、接続道路等の資料をまとめている。</p>						
【成果と課題】						
[成果]						
◎物件登録件数 平成30年度 28件、累計 142件						
◎利用登録者数 平成30年度 67件、累計 313件						
◎成約件数 平成30年度 15件、累計 60件						
<p>平成26年度より空き家老朽危険家屋相談員を配置し、専門的・具体的な取り組みを推進している。ホームページの更新頻度を増やしたことにより空き家バンク事業の認知度が向上し、利用登録者数等は増加している。このような取り組みの結果、成約件数も伸びている。</p>						
[課題]						
<p>年々空き家は増加しており、老朽危険家屋事務と連携して、空き家所有者に対する意向調査やアプローチを継続的に行い、空き家バンク登録の促進、老朽危険家屋の発生抑制、空き家の適正管理へと繋げる必要がある。</p>						

事業名		防災支援体制整備事業				
2 款	1 項	12 目	予 算 額	4,912 千円	決 算 額	2,817 千円
【事業の目的】						
<p>市の防災体制を整備、強化することにより、日頃の周知啓発、自主防災組織への支援等に努め、災害発生時において、市民の安全を確保する。</p>						
【具体的措置】						
1. 防災専門員の配置						
平成30年8月より、元自衛官を防災専門員(一般非常勤職員)として配置						
<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域を点検、確認し、危険箇所等の把握 ・防災倉庫の整理、活用 ・浸水想定区域内にある要配慮者等利用施設を確定し、避難確保計画策定及び防災訓練の支援 						
2. 災害時応援協定の拡充(平成30年度締結)						
(避難所関係)						
<ul style="list-style-type: none"> ・馬間田公民館、島田公民館、長浜公民館、新溝しんみつ館、志公民館、若菜公民館 						
(その他)						
<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社 八女配電事業所 ・福岡県電気工業組合 筑後支部 ・九州朝日放送株式会社(KBC) 						
3. 災害用備蓄品の確保						
(1)平成30年度の備蓄購入 食料1,000食						
(2)現在の備蓄状況(平成31年3月現在)						
①食料(約5,000食)②飲料水(500mlペットボトル約5,000本)③簡易トイレ(162個×5回)、トイレ袋(1,000回分)						
④毛布(770枚)、敷きマット(157個)等						
4. 会議の開催状況						
災害警戒本部会議等(7/6大雨、台風7号、12号、14号、15号、19号、24号、25号、災害対策要領等の変更、地域防災計画の変更)						

【成果と課題】

[成果]

- ・防災専門員を配置し、市の体制を強化することができた。
- ・新たな災害時応援協定を締結し、防災体制の強化ができた。
- ・大雨、台風ごとに会議等を実施し、災害に対して警戒体制をとった。

[課題]

- ・大規模災害時に備え、関係機関等から支援を受ける体制を整えるため、受援計画を作成する必要がある。
- ・浸水想定区域内にある要配慮者等利用施設の全てに、避難確保計画の策定、防災訓練の実施が必要である。
- ・備蓄品の品目、数量等を再検討する必要がある。

事業名 自主防災組織支援事業

2 款	1 項	12 目	予 算 額	366 千円	決 算 額	321 千円
-----	-----	------	-------	--------	-------	--------

【事業の目的】

各校区の自主防災組織を支援することにより、地域住民の安全を確保する。

【具体的措置】

1. 防災士資格取得の支援

地域の防災リーダーの育成として、平成28年度から、3校区2名ずつ防災士資格取得の支援を実施。

平成28年度 古川、水洗、下妻

平成29年度 水田、古島、二川

平成30年度 松原、筑後北、筑後

※平成30年度末現在：9校区 18名

※平成31年度(予定) 西牟田、羽犬塚

2. 自主防災組織防災訓練支援

情報伝達訓練、避難訓練、炊き出し訓練、避難所設置・運営訓練、防災講話 等 延15校区

3. 安全・安心まちづくり活動補助金の活用

・防災訓練補助金 7校区

・防災体制整備事業 1校区

4. 自主防災組織等連絡会議の開催

4月、8月、1月

5. その他

県研修会等の案内、参加

【成果と課題】

[成果]

- ・今年度も、地域の防災リーダーとして、3校区6名の方に防災士資格を取得してもらうことができた。
- ・今年度から自主防災等連絡会議を実施し、情報共有等を行うことができた。
- ・補助金を活用し、防災訓練、資器材の整備がされ、防災に対する体制強化が図られた。

[課題]

- ・全校区で防災士資格を取得された後は、さらに研修等を充実させリーダー育成を推進し、自主防災組織を強化、連携していく必要がある。

男女共同参画推進室

事業名		男女共同参画推進事業				
2 款	1 項	13 目	予 算 額	695 千円	決 算 額	567 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する事業を市全体で総合的に推進する。 ・市民、関係各種団体等への男女共同参画社会形成の推進を図る。 ・男女共に、家庭・地域・職場等のあらゆる分野への参画意識が向上し、男女間の不平等がなくなるようにする。 ・男女共同参画の重要性が市民に理解され、実践されるようにする。 						
【具体的措置】						
(1) 男女共同参画審議会						
筑後市男女共同参画基本計画「ひろがり4」(H29年度～33年度)に基づく、男女共同参画推進施策について調査・審議後、市長へ答申書を提出した。						
<会議の実施結果> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会 5回(① 諮問 7月2日② 事業実績報告審査 7月26日、8月28日、9月25日) ・答申案協議(10月16日) 						
(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識の啓発						
筑後市男女共同参画基本計画「ひろがり4」(H29年度～33年度)の「基本施策2:市民との協働による男女共同参画のまちづくり」に基づき、次の目的をもって講座を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点をもって地域の課題に気付く。 ・男女共同参画社会づくりのために活動する人材の発掘。 ・男女共同参画社会のまちづくりを担っていく人材の育成。 						
① 保育施設長会議において「男女共同参画と保育」について講座を開催 期日:平成30年10月26日 参加者数21人						
② 市長公室と合同でハラスメント研修「働きやすい職場づくりをめざして」を開催(男女共同参画行政推進会議メンバー等) <ul style="list-style-type: none"> 期日:平成30年11月7日 講師:白水由布子氏(福岡県弁護士会弁護士) 参加者数83人 						
③ 男女共同参画講座(一般市民参加型) 期日:平成31年1月30日、2月13日、2月27日 <ul style="list-style-type: none"> 演題:「DKS寸劇を作ろう！」 講師:日下部信氏(九州大谷短期大学 准教授) 参加者数29人 						
④ あすばるフォーラム講演会への参加(市民公募) <ul style="list-style-type: none"> 講演会「誰もが活躍できる社会に向けて一歩踏み出すために」 期日:平成30年11月24日 参加者数17人 						
⑤ 男女共同参画サポーター「一期一座」による出前講座 <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に実施した男女共同参画サポーター養成講座受講者を中心に、サポーターとして「一期一座」を立ち上げ男女共同参画社会づくりを目指し、課題を寸劇にして分かりやすく推進・啓発を図る。 <寸劇の内容> DV問題や家庭・地域・職場等の身近な問題をテーマとする。 <ul style="list-style-type: none"> ※「一期一座」のメンバーで第4木曜日を定例会として、定期的に学習会や練習が実施された。 <活動実績> 4/25 筑後福祉会(43人)、6/5 公民館北部出張所開所式(26人) (参加者数) 6/6 公民館中央出張所開所式(34人)、6/7 公民館南部出張所開所式(29人) 6/11 赤坂地域デイサービス(54人)、11/10 歳数高齢者研修会(36人) 11/21 子育てサロン代表者会議(20人)、12/22 ちっこふれあいフォーラム2018(144人) 1/19 サンコアまつり(52人)、2/6 一条地域デイサービス(40人) 参加者合計 478人 						
(3) 審議会・委員会等への女性登用率向上の取り組み						
男女共同参画行政推進担当者会議において、各種審議会、委員会への女性委員の登用促進に向け次のとおり実施。 <ul style="list-style-type: none"> <内容> 審議会・委員会等の改選時に事前協議を担当課へ協力依頼。 <ul style="list-style-type: none"> ・30%未満の審議会・委員会等の担当部署に対して次期改選時期に向け女性登用率向上対策について検討を依頼。 ○地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性登用率 34.9% (平成30年4月1日現在) 						
(4) ちくご自遊カレッジ						
男女共同参画の意識を高めるための人材育成を目的とした、市民団体に委託する事業。 <ul style="list-style-type: none"> <受託団体> 子育てネットワーク どーなっつ <実施事業> <講演会> 期日:平成30年10月25日(木) <ul style="list-style-type: none"> 演題:「子育て順調よ！」 講師:熊丸みつ子氏(育児教育専門家) 参加者数112人 						
(5) 映画上映会						
市民団体推薦(10人)により実行委員会を組織し、市民が企画から運営まで自発的に男女共同参画の推進啓発を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <実施事業内容> <ul style="list-style-type: none"> 実行委員会4回(内、2回の試写会を含む) 上映作品:「八重子のハミング」 期日:平成30年8月19日(日) 会場:サザンクス筑後大ホール 参加者数593人 						
【成果と課題】						
<成果> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画サポーター(一期一座)による男女共同参画啓発は地域の高齢者に対して、周知・啓発の良い機会となっている。 ・男女共同参画講座「DKS寸劇を作ろう！」の参加者から2名サポーターに。 						
<課題> <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートでは、家事・育児における役割分担は女性が担っていると回答している人が多く、家庭における男女共同参画はなかなか進んでいない。若い世代に、男女共同参画社会の実現に向けての働きかけをいかに行っていかかが今後の課題である。 						

事業名		男女共同参画啓発イベント(男女共同参画フェスタ「ちっこふれあいフォーラム」)				
2 款	1 項	13 目	予算額	317 千円	決算額	124 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が男女共同参画について正しく理解し、男女共同参画に関する市民活動を行う人が増える。 ・実行委員会等の関係者及び市民が主体となるイベントを開催することによって、男女共同参画に関する理解を深め、さらには地域のリーダーとして活動するようになる。 						
【具体的措置】						
<p><目的> 男女が共に生き生きと暮らせる男女共同参画社会をめざし、多くの人が集い行動することでより大きな市民活動へと発展することを期待し、意識啓発を図る場とする。</p> <p><事業内容> イベント名:ちっこふれあいフォーラム2018 実施方法:市民団体推薦により実行委員会を組織し、市民が自発的に男女共同参画の推進啓発を図るための事業として企画から運営までを事務局と協働で行う。(実行委員会回数 3回) 実施日: (期日)平成30年12月22日(土) (会場)筑後市中央公民館 軽運動室 内 容:(開会行事)前座として男女共同参画サポーター(一期一座)による男女共同参画劇の披露 (講演会) 演題:「男女(みんな)でつくる住み良いまちづくり～災害から見えてきたこと～」 講師:中嶋玲子さん(元福岡県男女共同参画センターあすばる館長) (パネル展示) 内容:男女共同参画に関する活動をしている市民団体が日頃の活動状況を展示 参加者数:144人</p>						
【成果と課題】						
<p><成果> アンケート結果では、災害をテーマに防災の必要性、男女が助け合うことの重要性・必要性を感じてもらえたという意見が多く、男女共同参画の意識付が出来た。</p> <p><課題> ちっこふれあいフォーラムの認知度が低い。若年者層への参加を促す対策が課題である。</p>						

事業名		女性支援相談業務				
2 款	1 項	13 目	予算額	2,843 千円	決算額	2,767 千円
【事業の目的】						
DVや家庭・人間関係などの悩みを持つ女性市民がいつでも気軽に相談し、不安や悩みについての適切なアドバイスや支援を受けることにより、安心で安全な生活が出来るようになる。						
【具体的措置】						
<p>(1)女性の悩み相談 <目 的> DV被害者は近年増加傾向にある。そこで、DV被害や様々な悩み・問題を抱えた女性を支援する。 <事業内容> 電話や面談による相談。関係部署や関係機関との連携を図り、相談者の安全や自立を促す。 <相談状況> 相談件数329件(うちDV相談169件)、 相談実人員117人</p> <p>(2)DV防止に関する周知・啓発 <目 的> 平成27年度「男女共同参画に関する市民意識調査」結果によると「DV被害について相談できる窓口を知らない」と回答した人が多かったことから相談窓口の周知を行う。</p> <p>①DV防止カードの設置 市内の学校・スーパー・医療機関・事業所等の女性用トイレに設置依頼を行い、了承を得た機関に配布。 (47カ所・1,816枚配布)</p> <p>②「女性に対する暴力を無くす運動」期間(11月12日～25日)の活動 「デートDV、JKビジネス」等に関するパネル展示を高校生の学習の場となっているサンコア2階ロビーで行った。</p> <p>③DV・女性の悩み相談窓口の周知 ・「ふらっと」49号</p> <p>(3)DV被害者支援に関する研修会 <目 的> DV被害者は命が脅かされるような危険を抱えており、近年増加傾向にある。行政職員としてDV被害者を支援する立場にあるものが2次的加害者とならないように、適切な対応について学ぶ。 ・庁内職員及び関連施設職員を対象とする「DV対応会議研修会」 期日:平成30年10月30日(火) 内容:講演会 演題:「DV被害者支援における連携のための社会資源」 講師:石本宗子氏(社会福祉士) 参加者数:37人</p>						
【成果と課題】						
<p><成果> 相談件数が昨年より89件多く1.37%の伸び率となった。相談ケースに応じ、他の関係機関との連携を取った丁寧な対応が出来ようになってきた。DV研修会では行政としてどのように関わらなければならないのか再認識することができた。</p> <p><課題> DVについて市民が正しい知識を身に付け、理解を得るための周知及びDV防止のための啓発が必要である。</p>						

税務課

事業名		税務関係証明交付事務					
2 款	2 項	1 目	予算額	579 千円	決算額	532 千円	
【事業の目的】 必要とされる諸証明書等を正確・迅速に発行する。							
【具体的措置】 [発行状況]							
					(公用申請分含まず)		
所得証明	納税証明	資産証明	家屋証明	所在証明	合計件数		
8,948 件	1,427 件	1,485 件	241 件	17 件	17,041 件		
字図写(閲覧)	源泉、台帳写	車検用納税証明	申告用証明	その他※	調定額		
367 件	1,166 件	2,804 件	471 件	115 件	3,999,000 円		
※その他:原付ナンバー再発行、標識交付証明書再発行、その他様式外 ・毎月第2・第4日曜日午前中に日曜開庁を実施している。							
【成果と課題】							
<ul style="list-style-type: none"> 発行合計件数は平成26年度以降微増傾向であったが、平成29年度以降は減少傾向となっている。前年度比は年間で△1,445件(△7.82ポイント)。発行件数のうち半数以上を占めているものは所得(課税)証明書であり、特に新年度分の発行が可能となる6月には窓口、郵送請求ともに発行数が増加する傾向が続いている。今後も税務課内の連携のもと適正な発行業務を遂行していくとともに、適宜、事務改善に努めていく。 					(発行件数)	(調定額)	
					H29年度	18,486 件	4,293,800 円
					H28年度	19,053 件	4,536,500 円
					H27年度	18,834 件	4,442,840 円

事業名		軽自動車税課税事務					
2 款	2 項	2 目	予算額	763 千円	決算額	709 千円	
【事業の目的】 適正な軽自動車税の課税を行い、税収の確保を図る。							
【具体的措置】 [課税状況]							
原付一種	原付二種(90ccまで)	原付二種(125ccまで)	ミニカー	農耕用小型特殊	小型特殊	二輪(250ccまで)	
2,197 台	134 台	307 台	39 台	1,699 台	208 台	415 台	
三輪	軽四輪貨物(営業)	軽四輪貨物(自家)	軽四輪乗用(営業)	軽四輪乗用(自家)	二輪小型	合計	
0 台	88 台	3,850 台	3 台	14,203 台	748 台	23,891 台	
					調定額	158,633,800 円	
【成果と課題】							
<ul style="list-style-type: none"> H30年度軽自動車税の調定合計額は、昨年度に比べ約615万円(4.0ポイント)増となった。H28年度から重課税率(初度登録より起算して13年を超える四輪車等の車両の税率)が適用されたこと、また、旧税率適用車両が減り新税率対象車両が増加したことが要因として上げられ、今後も調定額は増加傾向にあると考えられる。 令和元年10月からの消費税増税による車両の買い控えが懸念され、今後も国、県等の動向を注視しながら適正課税に努めていく必要がある。 					(登録台数)	(調定額)	
					H29年度	23,791 件	152,476,900 円
					H28年度	23,723 件	145,492,300 円
					H27年度	23,692 件	125,306,000 円

事業名		入湯税課税事務					
2 款	2 項	2 目	予算額	0 千円	決算額	0 千円	
【事業の目的】 ・船小屋温泉の地域振興に資する目的税として、適正・適法な入湯税の課税を実施する。 ・特別徴収義務者が入湯税課税の趣旨を理解し、適切な申告・納付がなされるようにする。							
【具体的措置】 [平成30年度課税状況]							
・特別徴収義務者数 2名							
区分	30円	70円	150円	合計	調定額		
入湯客数	111,385 人	98 人	5,415 人	116,898 人	4,160,660 円		
					(入湯客数)	(調定額)	
					H29年度	119,630 人	4,400,260 円
					H28年度	115,813 人	4,320,510 円
					H27年度	110,503 人	4,151,050 円
【成果と課題】							
<ul style="list-style-type: none"> 各施設の施設管理者等に対し、入湯税に関する趣旨説明、適切な申告・納付要請等を行い良好に実施された。 H30年度入湯税調定額は、前年に比べ△239,600円(△5.4ポイント)、入湯客数は、△2,732人(△2.3ポイント)となった。入湯客の減少により調定額が減少した。引き続き、適正な申告・納付がなされるよう指導する。 							

事業名		滞納市税整理事務		
2 款	2 項	2 目	予算額	決算額
			9,965 千円	8,511 千円
【事業の目的】 個別の納付相談や適切な滞納処分を行い、収納率の向上及び自主納税の推進を図る。				
【具体的措置】				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の地区特別対策班との共同徴収：5月～2月の間（困難案件を選び、県指導のもと納税相談や検索などを実施） ○ 初期滞納者対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間電話催促：市税について10回（6月～3月）、国保税について10回（9月～5月）、賦課部署と連携し実施。 ・ 電話催促及び文書催告：コールセンターを設置（臨時職員2名（4月～5月、8月～3月））し、現年度滞納者を中心とした電話及び文書催告を実施。滞納繰越分についても範囲を拡大実施。 ○ 日曜開庁：毎月第2・第4日曜日の午前中窓口を開け、窓口納付（126件）・納税相談（47件）を受け付けている。 ○ 訪問催告：国保税について2回（4月、12月：夜間）実施（82件） ○ 納税相談：621件（分納申請430件） ○ 調査件数：460回（実態 175回、戸籍 25回、給与 176回、預貯金 54回、登記 15回、その他 15回） ※1回の調査で複数のものを調べた分を含む。 ○ 滞納処分：差押276件（債権249件、不動産8件、動産19件（検索3回）、交付要求7件、執行停止 21件（法第15条の7第4項 9件「内訳＝1号：0件、2号：9件：3号：0件」、第5項 1件「内訳＝1号：0件、2号：0件、3号：0件」） 1号：滞納処分をすることができる財産がないとき 2号：滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき 3号：その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき 				
【成果と課題】				
[成果]				
現年度（前年度比）				
	調定額	収納済額	収入未済額	収納率
市税	6,333,325,373 円 (152,212,828 円)	6,277,546,442 円 (156,618,906 円)	56,209,100 円 (▲ 4,076,177 円)	99.12 % (0.09 ポイント)
国保税	1,069,517,150 円 (▲ 7,726,350 円)	1,004,494,208 円 (▲ 5,680,110 円)	65,107,742 円 (▲ 2,083,640 円)	93.92 % (0.15 ポイント)
計	7,402,842,523 円 (144,486,478 円)	7,282,040,650 円 (150,938,796 円)	121,316,842 円 (▲ 6,159,817 円)	98.37 % (0.12 ポイント)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現年課税分対策として、一斉催告やコールセンターによる電話案内、夜間電話催促等、早めの対応をとることにより、市税については収納率が約0.09ポイント伸び、99.12%と高い収納率を維持している。 ○ 滞納繰越分については、一連の滞納整理業務を適切に行っている。 ○ 納税者の期限内納税への意識向上のため、差押財産の公売告示等を広報紙・ホームページ・新聞などに掲載している。また、延滞金の確実な徴収を実施することで、期限内納税者との公平を確保している。 (合同公売会：2回（53,631円）、インターネット公売：2回（26,568円）合計：80,199円) 				
[課題]				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高い収納率を維持できているが、さらに収入未済額を減少させる必要がある。このため、滞納者の財産把握に努め、法に基づく滞納整理を一層強化する必要がある。 ○ 長期滞納により不動産を差押えているもののうち、滞納解消のめどが立たない案件の整理が必要である。 ○ 全税でコンビニ納付が可能になり納付環境が改善された。この周知に努め一層の自主納税の推進を図る必要がある。また、今後も口座振替の利用推進を図っていく必要がある。 ○ 自主申告から自主納税へ繋がるように、関係部署（賦課担当）との連携を一層強化する。 				

【H30年度：市税収納状況】

(現年度)

(単位：円)

税目	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率(%)	還付未済額	
市民税	2,730,284,868	2,708,386,907	0	22,212,330	99.20%	314,369	
内訳	個人	2,105,387,668	2,084,227,357	0	21,474,680	98.99%	314,369
	法人	624,897,200	624,159,550	0	737,650	99.88%	0
固定資産税	3,090,950,300	3,059,496,800	82,900	31,568,900	98.98%	198,300	
内訳	固定資産税	3,076,425,700	3,044,972,200	82,900	31,568,900	98.98%	198,300
	交付金・納付金	14,524,600	14,524,600	0	0	100.00%	0
軽自動車税	158,633,800	156,206,330	2,000	2,427,870	98.47%	2,400	
市たばこ税	349,295,745	349,295,745	0	0	100.00%	0	
入湯税	4,160,660	4,160,660	0	0	100.00%	0	
計	6,333,325,373	6,277,546,442	84,900	56,209,100	99.12%	515,069	
国民健康保険税	1,069,517,150	1,004,494,208	0	65,107,742	93.92%	84,800	
合計	7,402,842,523	7,282,040,650	84,900	121,316,842	98.37%	599,869	

(過年度)

(単位：円)

税目	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率(%)	還付未済額	
市民税	96,953,358	23,635,907	2,668,184	70,699,547	24.38%	50,280	
内訳	個人	94,976,567	23,317,407	2,668,184	69,041,256	24.55%	50,280
	法人	1,976,791	318,500	0	1,658,291	16.11%	0
固定資産税	158,242,316	33,979,988	8,807,500	115,454,828	21.47%	0	
内訳	固定資産税	158,242,316	33,979,988	8,807,500	115,454,828	21.47%	0
	交付金・納付金	0	0	0	0		0
軽自動車税	8,541,465	2,567,499	392,500	5,581,466	30.06%	0	
市たばこ税	0	0	0	0		0	
入湯税	0	0	0	0		0	
水利地益税	0	0	0	0		0	
計	263,737,139	60,183,394	11,868,184	191,735,841	22.82%	50,280	
国民健康保険税	286,734,440	58,364,733	13,751,140	214,619,067	20.35%	500	
合計	550,471,579	118,548,127	25,619,324	406,354,908	21.54%	50,780	

(合計)

(単位：円)

税目	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率(%)	還付未済額	
市民税	2,827,238,226	2,732,022,814	2,668,184	92,911,877	96.63%	364,649	
内訳	個人	2,200,364,235	2,107,544,764	2,668,184	90,515,936	95.78%	364,649
	法人	626,873,991	624,478,050	0	2,395,941	99.62%	0
固定資産税	3,249,192,616	3,093,476,788	8,890,400	147,023,728	95.21%	198,300	
内訳	固定資産税	3,234,668,016	3,078,952,188	8,890,400	147,023,728	95.19%	198,300
	交付金・納付金	14,524,600	14,524,600	0	0	100.00%	0
軽自動車税	167,175,265	158,773,829	394,500	8,009,336	94.97%	2,400	
市たばこ税	349,295,745	349,295,745	0	0	100.00%	0	
入湯税	4,160,660	4,160,660	0	0	100.00%	0	
水利地益税	0	0	0	0	0.00%	0	
計	6,597,062,512	6,337,729,836	11,953,084	247,944,941	96.07%	565,349	
国民健康保険税	1,356,251,590	1,062,858,941	13,751,140	279,726,809	78.37%	85,300	
合計	7,953,314,102	7,400,588,777	25,704,224	527,671,750	93.05%	650,649	

事業名		たばこ税課税事務			
2 款	2 項	2 目	予算額	0 千円	決算額
【事業の目的】 市たばこ税の公平な賦課を行う。					
【具体的措置】 [納税者数] たばこ卸売業者 7社 [調定額] 349,295,745円 [卸本数] 68,129,069本 [税率] 旧3級品以外 5,262円/1,000本(10月以降 5,692円) 旧3級品 4,000円/1,000本 【わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの国産6銘柄】 [内容] 納税義務者(取扱業者)からの申告書の受理及び賦課、調定を行う。また、取扱業者(納税義務者)からの適正な申告・納税を促すため、必要な指導を行う。					
【成果と課題】 [成果]					
		最終調定額	卸本数		
H 29年度		344,002,058 円	66,547,983 本		
H 28年度		361,295,727 円	70,495,016 本		
H 27年度		365,020,350 円	71,527,455 本		
<ul style="list-style-type: none"> 健康志向の高まり、喫煙場所の制限法整備等により、卸本数が減少の傾向にある。平成30年度は、税率の引き上げによる駆け込み需要の影響で一時的に増加したと思われる。 					
[今後の課題]					
<ul style="list-style-type: none"> 今後も消費量は減少すると思われる。 各業者からの申告・納税について、期限等を含めて適正に行われているか把握する。 平成30年度税制改正により、平成30年10月よりたばこ税率の引き上げが段階的に行われ、手持品課税が実施される。 5,692円/1,000本(平成30年10月1日～)→6,122円/1,000本(令和2年10月1日～)→6,552円/1,000本(令和3年10月1日～) 					

事業名		法人市民税課税事務			
2 款	2 項	2 目	予算額	42 千円	決算額
【事業の目的】 課税客体の迅速・正確な把握により、公平・公正な課税を行う。					
【具体的措置】 [法人数] 1,164法人 (平成30年7月1日現在) [調定額] 624,897,200円 (現年課税分) [税率] 法人税割 12.1% [均等割] 1～9号の分類による [内容] 決算期ごとに法人税申告書の発送をすることで、申告勧奨をしている。申告書や法人税に係る通知を基に課税を行う。					
【成果と課題】 [成果]					
		最終調定額			
H 29年度		534,482,700円			
H 28年度		471,411,600円			
H 27年度		559,592,300円			
<ul style="list-style-type: none"> 景気回復による企業収益の改善により、税収増となった。 					
[今後の課題]					
<ul style="list-style-type: none"> 新規設立事業所の把握に努め、確実な申告・納税につなげる。 平成28年度税制改正により、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から、法人市民税の法人税割の税率が12.1%から8.4%に引き下げられることとなり、法人市民税の減収が見込まれる(引き下げられた分は国税化し、地方交付税財源とされる)。 					

事業名		個人住民税課税事務		
2 款	2 項	2 目	予算額	決算額
			11,230 千円	10,355 千円
【事業の目的】				
・課税客体の正確な捕捉により、公平・公正な課税を行う。				
【具体的措置】				
○課税状況				
[納税者数]	23,748人	(平成30年7月1日現在)		
[市での申告受付分]	4,074件			
[調定額]	2,105,387,668円	(現年課税分)		
[税率]	・所得割 一律 10% (市民税 6% ・県民税 4%)			
	・均等割 5,500 円 (市民税 3,500円 ・県民税 2,000円)			
(東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平成26年度から令和5年度までの間、市民税及び県民税合わせて1,000円引き上げる)				
○課税支援システム(平成30年2月より契約更改)				
[目的]	申告受付や課税資料の整理を課税支援システムで行う。			
[賃借料]	賃借料	707,616円	(54,600円×1.08×12カ月)	
[契約先]	NTTファイナンス株式会社 九州支店			
[利用料]	利用料	2,816,208円	(217,300円×1.08×12カ月)	
[契約先]	行政システム九州株式会社			
○eLTAX(地方税電子申告、年金特別徴収、国税連携)				
[目的]	・法人市民税に関する申告や、給与支払報告書及び年金支払報告書の提出をインターネットを使用し て行う。市県民税の年金からの特別徴収や国税庁との情報連携を電子的に行う。全国の自治体が会員 となる地方税共同機構が運営する。			
[利用料]	1,334,880円	(103,000円×1.08×12カ月)		
[契約先]	TIS株式会社			
[負担金]	地方税ポータルシステム負担金(会費及び分担金)			
[負担金額]	826,284円			
[支払先]	地方税共同機構			
○農業所得収支内訳書事前作成相談会				
[日時]	平成31年1月29日～2月1日			
[内容]	農業の収支について、添付書類及び領収証等により、収支内訳書・申告書の作成・指導を行う。			
【成果と課題】				
[成果]		最終調定額	納税者数	サンコア受付分
				受付期間 受付件数
	H 29年度	2,024,166,227円	23,282 人	H30年2月～3月 4,306件
	H 28年度	1,988,936,364円	23,002 人	H29年2月～3月 4,130件
	H 27年度	1,962,932,330円	22,706 人	H28年2月～3月 4,419件
・農業所得収支内訳書事前作成相談会を行うことにより、確定申告時期の混雑を緩和した。				
・平成29年度より実施した特別徴収一斉指定により、特別徴収事業所の割合が拡大した。 特別徴収義務者数・・・3,846人(平成28年7月1日)→4,621人(平成30年7月1日)				
【今後の課題】				
・給与支払者からの報告もれ、納税義務者からの申告もれをなくすよう指導・催告を行う。あわせて税務署等での調査により、適正課税を行う。				
・サンコア会場での待ち時間の短縮が課題。今後、申告会場における税務署職員相談会日数の削減が予想される。				

事業名		固定資産課税事務				
2 款	2 項	2 目	予 算 額	9,065 千円	決 算 額	8,922 千円
【事業の目的】						
地方税法の規定に基づき、市内に土地や家屋、償却資産を所有する納税者に対して、固定資産の適正な評価と公正な課税を行う。						
【具体的措置】						
(土地)						
・現地調査をはじめ航空写真を活用した土地評価システムの活用を図り、より適正で公正・公平な課税に努めている。						
[税 額]	944,156千円 (現年度分最終調定額)			近年の推移(現年度分最終調定額)		
[納税者数]	14,777人			H29年度	945,931 千円	
[課税筆数]	63,430筆			H28年度	943,678 千円	
[課税地積]	31,192,305㎡			H27年度	937,167 千円	
				H26年度	944,751 千円	
(家屋)						
・市内の新・増築家屋に対し、より適正で公正・公平な課税に努めている。						
[税 額]	1,296,592千円 (現年度分最終調定額)			近年の推移(現年度分最終調定額)		
[納税者数]	14,498人			H29年度	1,343,375 千円	
[課税棟数]	22,852棟			H28年度	1,292,952 千円	
[課税床面積]	3,671,681 ㎡			H27年度	1,251,606 千円	
				H26年度	1,298,992 千円	
(償却資産)						
・申告の手続きの簡素化を図るため、前年度申告のあるところには前年度の申告内容を送付し、資産の確認と修正をする方法で申告を促している。新規事業者・無申告者については、その把握につとめ、公正・公平な課税となるよう努めている。						
[税 額]	835,678千円 (現年度分最終調定額)			近年の推移(現年度分最終調定額)		
[納税者数]	1,033人			H29年度	817,716 千円	
				H28年度	696,277 千円	
				H27年度	667,738 千円	
				H26年度	586,988 千円	
【成果と課題】						
(成果)						
・新增築家屋の棟数は前年度よりも増加(25棟)し、年間300棟を超えている。運送業の大型倉庫建築もあっている。しかしながら、3年に一度の評価替えに伴い家屋が古くなった分の評価額見直しのため、家屋の税収は、微減であった。						
・償却資産は、市内製造業の設備投資が続き償却資産の税収は微増となった。						
(課題)						
・納税義務者への説明責任を果たし、公正・公平な課税を目指すため、外部研修や先進自治体の評価方法などを習得し、更なる職員の研鑽に努める必要がある。						
・地図情報システム(GIS)を活用し、課税データと照合しながら家屋の適正な捕捉に努めるとともに、償却資産は県、他市町村、税務署等との協力体制により、適正な課税客体を把握しなければならない。						

市民課

事業名		重度障害者医療事業																																
3 款	1 項	1 目	予算額	127,212 千円	決算額	115,831 千円																												
【事業の目的】																																		
<p>重度障害者の医療費の一部を、その者又はその保護者に支給することによって、医療に係る自己負担金の軽減を受けることができ、安心して医療を受けることができるようにする。</p>																																		
【具体的措置】																																		
○補助の内容																																		
<p>重度障害者が医療保険法に基づく医療を受けた場合、医療費の自己負担分の一部を助成する。</p>																																		
<table border="0"> <tr> <td>小学生</td> <td>自己負担：外来500円/月、</td> <td>【一般】</td> <td>入院500円/日</td> <td>(月7日限度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>【低所得】</td> <td>入院300円/日</td> <td>(月7日限度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生以上</td> <td>自己負担：外来500円/月、</td> <td>【一般】</td> <td>入院500円/日</td> <td>(月20日限度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>【低所得】</td> <td>入院300円/日</td> <td>(月20日限度)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							小学生	自己負担：外来500円/月、	【一般】	入院500円/日	(月7日限度)					【低所得】	入院300円/日	(月7日限度)			中学生以上	自己負担：外来500円/月、	【一般】	入院500円/日	(月20日限度)					【低所得】	入院300円/日	(月20日限度)		
小学生	自己負担：外来500円/月、	【一般】	入院500円/日	(月7日限度)																														
		【低所得】	入院300円/日	(月7日限度)																														
中学生以上	自己負担：外来500円/月、	【一般】	入院500円/日	(月20日限度)																														
		【低所得】	入院300円/日	(月20日限度)																														
○対象者																																		
①身体障害者（身体障害者手帳1級、2級該当）																																		
②知的障害者（療育手帳A[IQ35以下]該当）																																		
③重複障害者（身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1[IQ36～50]該当）																																		
④精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級該当）																																		
○対象者数																																		
1,076人（平成31年3月末現在）																																		
（内65歳以上後期高齢者該当者：653人）																																		
○医療費等の状況																																		
①役務費（審査支払手数料） 1,327,682円																																		
②扶助費（医療費） 114,498,876円																																		
【成果と課題】																																		
〔成果〕																																		
<p>重度障害者の経済的負担を軽減することにより、重度障害者が安心して適切な医療を受けることができている。</p>																																		

事業名		ひとり親家庭等医療事業				
3 款	2 項	1 目	予算額	43,599 千円	決算額	35,128 千円
【事業の目的】						
<p>医療費の一部を助成することで、自己負担金の軽減が受けられ、ひとり親家庭の親及び児童並びに父母のない児童が安心して適切な医療を受けることができ、もって心身の健康の向上に寄与する。</p>						
【具体的措置】						
○補助の内容						
<p>医療保険法に基づく医療を受けた場合、医療費の自己負担分の一部を助成する。 （自己負担：外来800円/月、入院500円/日[7日限度]）</p>						
○対象者						
①ひとり親家庭の親及びその子						
②父母のいない子						
※子は18歳未満（ただし、4月2日以後翌年3月31日までの間に18歳に達する者を含む）						
○対象者数						
1,243人（平成31年3月末現在）						
（内訳：ひとり親家庭の親563人、ひとり親家庭の子676人、父母のいない子4人）						
○医療費等の状況						
①役務費（審査支払手数料） 886,624円						
②扶助費（医療費） 34,225,445円						
【成果と課題】						
〔成果〕						
<p>ひとり親家庭の保護者とその子及び父母のいない子の経済的負担が軽減されることにより、対象者が安心して適切な医療を受けることができ、保健の向上に寄与している。</p>						

事業名	子ども医療事業		
3 款 2 項 1 目	予算額	187,634 千円	決算額 179,854 千円

【事業の目的】

子どもの医療費をその保護者に助成し、安心して適切な医療を受けられる環境を整えることにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ると共に、少子化対策として保護者が経済的負担の軽減を受けることができるようにする。

【具体的措置】

○補助の内容

対象者	子ども医療費支給制度内容	
	市制度内容	県制度内容
3歳未満	入通院:無料 所得要件なし	入通院:無料 所得要件なし
3歳以上	入通院:無料 所得要件なし	入院:500円/日(月3,500円限度) 通院:800円/月 所得要件あり
小学生	入院:500円/日(月3,500円限度) 通院:1,200円/月 所得要件なし	所得要件あり その他は市制度と同様
中学生	入院:500円/日(月3,500円限度) 所得要件なし	助成なし

※県子ども医療費支給制度の対象となる分については、県から1/2の財政支援あり

○対象者数

3歳未満	1, 394人 (平成31年3月末現在)
3歳以上	1, 902人 (同上)
市単独助成3歳以上	26人 (同上)
小学生	2, 482人 (同上)
市単独助成小学生	87人 (同上)
中学生	1, 428人 (同上)
合計	7, 319人

○医療費等の状況

① 役務費(審査支払手数料)	6,162,924円	(内筑后市単独補助分 138,604円)
② 扶助費(子ども医療費:医療証交付者分)	172,688,200円	(内筑后市単独補助分18,901,798円)
③ 扶助費(子ども医療費:入院医療費の現金支給分)	946,842円	

【成果と課題】

[成果]

筑后市子ども医療費支給制度では、県助成制度に加えて、市独自で平成26年4月から全ての助成対象者の所得制限を撤廃し、平成28年10月から中学生の入院費の一部を助成している。保護者の医療に係る経済的負担を軽減し、子どもに適切な医療を受けさせることで、保健福祉の向上に寄与している。

[課題]

周辺市町において中学生の通院助成を始める市町が増えつつある中で、当市の助成内容との差が広がらないよう、注視しなければならない。

事業名		未熟児養育医療給付事業		
3 款	2 項	1 目	予算額	決算額
			7,165 千円	1,889 千円
【事業の目的】				
<p>指定養育医療機関において入院養育を必要とする未熟児に対し、養育医療費の自己負担分から自己負担金(費用徴収月額)を差し引いた額を助成することで、乳幼児保健の向上と福祉の増進を図ると共に、少子化対策として保護者が経済的負担の軽減を受けることができるようにする。</p>				
【具体的措置】				
○補助の内容				
<p>未熟児が母子保健法に基づく医療を受けた場合、養育医療費の自己負担の一部を助成する。 (世帯の所得税額等によって、自己負担金(費用徴収月額)が決定される。)</p>				
○対象者				
<p>未熟児であって、次のいずれかの症状を有し、医師が入院養育を必要と認めるものとする。</p>				
(1) 出生時体重2,000グラム以下の者				
(2) 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示す者				
ア 一般状態				
(ア) 運動不安又は痙攣がある者				
(イ) 運動が異常に少ない者				
イ 体温が摂氏34度以下の者				
ウ 呼吸器又は循環器系				
(ア) 強度のチアノーゼが持続する者又はチアノーゼ発作を繰り返す者				
(イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下の者				
(ウ) 出血傾向の強い者				
エ 消化器系				
(ア) 生後24時間以上排便のない者				
(イ) 生後48時間以上嘔吐が持続している者				
(ウ) 血性吐物又は血性便のある者				
オ 黄疸				
<p>生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のある者</p>				
○対象者数				
8人(平成31年3月末現在)				
○医療費等の状況				
① 役務費(審査支払手数料) 800円				
② 扶助費(医療費) 1,888,286円				
【成果と課題】				
〔成果〕				
<p>未熟児の養育医療に係る経済的負担を図ることで、保護者が安心して、未熟児に適切な養育医療を受けることができています。</p>				

福祉課

事業名		地域生活支援事業				
3 款	1 項	1 目	予 算 額	73,873 千円	決 算 額	68,418 千円
【事業の目的】						
障害者・障害児の自立・社会参加を促進するため、相談支援事業をはじめとする地域のニーズに応じた事業を実施する。						
【具体的措置】						
<p>障害者・障害児の相談や情報提供等を行う事業、手話通訳者設置を行う事業、日常生活用具の給付、障害者等の移動を支援する事業、創作的活動の機会の提供を行う事業、その他市町村が必要と判断した事業などに対する国県補助事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業 筑後市社会福祉協議会に委託（ちくたくネット）、相談専門員を配置し、3 障害に対応 ○コミュニケーション支援事業 ※手話通訳者設置事業・・・手話通訳者（非常勤職員）を週 4 日福祉課に設置 ※手話通訳者派遣事業・・・手話通訳設置事業で対応できない火曜日、時間外等に通訳者を派遣 ○日常生活用具給付事業 障害者の日常生活の利便のため日常生活用具の給付 ○移動支援事業 社会参加や自立生活のために移動困難な障害者に外出の支援 ○地域活動支援センターⅠ型事業 医療法人清友会に委託（プラム、ちくご）、啓発活動のほか専門職員を配置し複雑な相談に対応 ○地域活動支援センターⅢ型事業 自立生活センターちくごに委託（JOY工房）、障害者の創作的活動の場の提供 ○訪問入浴サービス 在宅の重度障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護 ○更生訓練費給付 身体障害者で旧法施設で更生訓練を受けている者及び就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用して いる者で利用者負担額の生じない者に対し訓練費を支給 ○生活支援事業 ※知的障害者料理教室 ※聴覚障害者情報教室 ○日中一時支援事業 日中において監護するものがいないため一時的な見守り等の支援 ○社会参加促進事業 ※手話入門講座・・・筑後市身体障害者福祉協会ろうあ部会に委託 講習時間25時間 ※自動車運転免許取得・改造助成事業・・・自動車運転免許取得や自動車改造費用の一部を助成 ※知的障害者スポーツ・レクリエーション教室 ○重度身体障害者移動支援事業補助金交付 車いす使用者等が利用できるリフト付き乗用車の運行事業に対し、補助金を交付 ○地域生活支援拠点整備事業 地域の支援体制づくり、相談支援、緊急一時宿泊の利用調整、専門性を高めるための研修 						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 延相談件数 8,799件 ・手話設置事業 利用件数 409件 ・手話派遣事業 28件 ・日常生活用具給付 給付件数 1,626件 ・移動支援事業 利用時間 5,297時間 ・地域活動支援センターⅠ型 延利用者数 1,949名 ・地域活動支援センターⅢ型 延利用者数 1,938名 ・訪問入浴 利用回数 193回 ・更生訓練費支給者 0人 ・知的障害者生活・スポーツ教室 2回 ・聴覚障害者情報・スポーツ教室 3回 ・日中一時支援事業 利用日数 264日 ・手話入門講座 受講者 6名（内修了者5名） ・重度身体障害者移動支援事業 利用件数 694件 ・自動車改造・運転免許助成事業 3件 						
[課題]						
<p>相談支援業務を総合的に行うことを目的とする機関として「基幹相談支援センター」を設置することが各自治体の努力義務となっているが、事業所の規模や人員、センター設置要件などのクリアすべき課題が残っている。しかし、市内6つの相談支援事業所が相談業務を担っているなか、各事業所間の連携体制も自立支援協議会の活動等により確立しており、早急にセンター設置が必要という段階ではないと思われるが引き続き検討を行う。</p> <p>平成30年4月より地域生活支援拠点施設を設置（筑後市・八女市・広川町共同設置）した。平成30年度は地域との連携のための周知活動や緊急宿泊への対応を行った。また、委託相談支援事業所（ちくたくネット、プラム、ちくご）と連携し24時間365日の相談体制を整えている。今後は障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため体験型のサービスについての検討が必要である。</p>						

事業名		障害者自立支援給付事業				
3 款	1 項	1 目	予算額	1,343,878 千円	決算額	1,289,101 千円
【事業の目的】						
障害福祉サービスを支給することにより、居宅または施設において、障害者・障害児の自立した生活を支える。						
【具体的措置】						
<p>障害者・障害児や保護者等からの相談・申請に基づき、障害者等の障害の状態及び日常の生活状況などを障害者自立支援員が訪問し、聞き取り調査を実施する。国の専用ソフトによる一次判定を行い、「障害支援区分認定審査会」での二次判定により障害支援区分（区分1～区分6）を認定する。この障害支援区分を基に、相談支援事業所において障害者等が解決すべき課題（本人のニーズ）に応じた支援目標や、そのために必要なサービスの種類・支給量・期間等についてサービス等利用計画を立てる。市は計画に基づき自立支援給付として決定する。決定したサービスに対し、障害者が実際に利用したサービスの量に応じて自立支援給付費として請求された利用料を各サービス提供事業所に支払う。相談支援事業所は定期的にアセスメントを実施し、障害者等の生活やサービスの利用状況を把握した上でサービス等利用計画を見直す。</p> <p>福祉サービスの種類は、介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、地域移行支援）と訓練等給付（機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム）、障害児給付（放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援）、自立支援医療（更生医療・育成医療）、補装具給付事業がある。</p>						
【成果と課題】						
[成果]（※平成30年度延利用件数）						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 補装具給付97件・自立支援医療（更生医療）235件、（育成医療）15件 ○ 居宅介護901件・重度訪問介護61件・同行援護87件・行動援護5件・療養介護123件・生活介護1,662件 ○ 短期入所510件・施設入所支援990件・グループホーム766件・自立訓練（機能訓練）15件・自立訓練（生活訓練）16件・宿泊型自立訓練15件・就労移行支援93件・就労継続支援（A型）939件・就労継続支援（B型）1,982件・就労定着支援42件・サービス等利用計画（者）1,602件 ○ 児童発達支援427件・放課後等デイサービス2,155件・保育所等訪問支援26件 ○ サービス等利用計画（児）769件 						
[課題]						
<p>障害者自立支援法の施行以降、障害者福祉制度については毎年のように見直しが行われており、平成25年4月に障害者自立支援法に代わる新法「障害者総合支援法」が施行されたものの、同法の一部改正や関係法規の改正等により制度が複雑化している。</p> <p>平成27年に全ての障害者・障害児がサービスを利用する際にはサービス等利用計画を必ず作成することとなり、相談支援事業所が障害者等の相談先として関わることとなったことが障害者等のサービス利用の促進につながっている。更に平成30年10月より相談支援事業所による障害者等へのアセスメントもより頻繁に行うこととなったため、よりきめ細かな対応が可能となっている。サービス利用に伴う扶助費も毎年度伸びており、特に障害児が利用するサービスについては大きく伸びており、障害の早期発見・早期療育ができるよう迅速な対応を行いできるだけ早い段階で適切なサービスを受けるため、相談や支援のための連携が重要となっている。</p>						

事業名		民生委員・児童委員協議会事務				
3 款	1 項	1 目	予算額	6,479 千円	決算額	6,419 千円
【事業の目的】						
・地域において住民の福祉向上を目指す活動を担う民生委員・児童委員協議会が、能率的運営と組織的活動を展開し、各委員が的確に職務を遂行できるようにする。						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員協議会（事務局：筑後市社会福祉協議会）に対し、民生委員調査研究補助金及び民生委員・児童委員協議会活動補助金を交付する。 ・民生委員・児童委員協議会活動補助金 6,395千円 ・民生委員・児童委員協議会や県との連絡・調整等を行うほか、視察研修会等の費用負担や民生委員手帳等の購入、配布。3年任期の当委員は3年に1度は全国一斉に改選となるため、改選に関連する事務が発生する。 ・定例会、研修会等 <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員会長会……12回 民生委員・児童委員定例会……12回 民生委員・児童委員臨時会長会……2回 民生委員・児童委員臨時会……1回 民生委員・児童委員研修……29回 大会・会議等参加……4回 ・民生委員・児童委員の活動状況 <ul style="list-style-type: none"> 年間相談・支援件数 3,590件（内訳：高齢者2,177件、障害者146件、子ども854件、その他413件） 年間活動日数 延べ19,492日（民生委員一人当たり 210日/年） 						

【成果と課題】

【成果】

- ・民生委員・児童委員93名の内、一部の委員の任期中途での交替があり、そのうち1名後任が見つからず、今年5月まで欠員となっていたが、地域で後任者探しに尽力いただき現在は欠員はいない状況にある。
- ・毎月実施する定例会において、各区(市内に7区)及び主任児童委員より活動報告や研修会報告などを行い、民生委員・児童委員協議会全体としての共通認識や情報の共有化を図ることができた。
- ・シリーズ学習として、「人権・同和」、「生活福祉資金制度」、「障害者福祉」、「消費生活問題」、「DV」、「介護保険制度」、「児童福祉」の研修会を開催し、制度の理解や知識向上を図ることができ、日々の業務にも生かせることができた。
- ・各専門部会の活動も積極的で、毎月定例会後に協議などされており、部会ごとの活動も充実できた。

【課題】

- ・平成30年度に民生委員・児童委員が受付けた相談の内、6割以上が高齢者に関するものであり、その割合はますます増加傾向にある。また、民生委員・児童委員1人あたりの年間活動日数も5年連続で200日を超え、民生委員・児童委員の役割はますます重要となっており、負担も大きくなっている。このため、地域福祉に関する地域、行政、関係機関、民生委員・児童委員が一体となって問題を解決していなければならぬ。今後も民生委員制度の認知度を上げることで、地域一体となってこれらの問題に対処する必要がある。
- ・地域住民の身近な相談相手や支援者として生活実態やニーズの把握を行い、適切なサービスが提供されるよう民生委員・児童委員協議会組織の強化と運営活性化の推進を援助していく必要がある。
- ・今年度は全国一斉の改選の年だが、成り手の確保が重要な課題となっている。

事業名		国民年金事務										
3 款	1 項	5 目	予 算 額	1,757 千円	決 算 額	1,730 千円						
【事業の目的】												
<p>高齢及び病気やけがによる障害、世帯主の死亡などがあった場合、必要な年金給付が行われ、健全な生活が維持できるようにする</p>												
【具体的措置】												
<p>国民年金法に基づき、被保険者の資格取得、喪失、種別変更等の受付、保険料免除申請・学生納付特例の受付、審査、裁定請求の受理等、国民年金に係る法定受託事務を行う。 協力連携業務として、保険料納付や免除勧奨、年金を受給できる資格期間の確認(納付状況・資格期間に算入できる期間等の確認)、年金受給の請求に関する業務を行う。</p>												
【成果と課題】												
[成果]												
<p>国民年金は老後の生活を支えるものであり、年金受給権確保のために、住民と密着している市の役割は大きい。 また、年金事務所は久留米市に所在するため、年金全般について市に相談に来られる人は多く、納付相談や年金受給に関する相談なども幅広く対応している。</p>												
<table> <tr> <td>国民年金被保険者総数</td> <td>8,390人(平成30年度末)</td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料免除者</td> <td>2,592人(同上)</td> </tr> <tr> <td>国民年金受給権者数及び受領額</td> <td>13,939人 9,740,823,185円(同上)</td> </tr> </table>							国民年金被保険者総数	8,390人(平成30年度末)	国民年金保険料免除者	2,592人(同上)	国民年金受給権者数及び受領額	13,939人 9,740,823,185円(同上)
国民年金被保険者総数	8,390人(平成30年度末)											
国民年金保険料免除者	2,592人(同上)											
国民年金受給権者数及び受領額	13,939人 9,740,823,185円(同上)											
[課題]												
<p>平成29年8月1日に施行された年金受給資格期間短縮に伴い、年金受給資格者が大幅に増加した。よって、年金の請求漏れがないように、年金事務所などの機関と緊密に連携しながら、無年金者を少しでも減らしていく必要がある。また、令和元年10月から年金生活者支援給付金制度の開始に伴い、請求漏れなどがないように、広報誌等での制度の周知・案内を行っていく必要がある。</p>												

事業名		生活保護扶助費支給事務																									
3 款	3 項	2 目	予算額	508,656 千円	決算額	441,358 千円																					
【事業の目的】																											
<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮する要保護者(被保護者)に対して最低限度の生活を保障するとともに、要保護者の経済的・精神的自立を助長することを目的とする。(生活保護法第1条) 																											
【具体的措置】																											
<ul style="list-style-type: none"> 被保護者に対して、厚生労働大臣が定める保護の基準に基づき算定した保護費を支給する。(生活保護法第8条) 治療、介護が必要な被保護者には、適正な医療・介護措置を行う。(生活保護法第15条・第15条の2) 各ケース内容を検討のうえ、就労支援、年金受給権の有無や扶養義務者からの援助・扶養の調査、入院患者や稼働年齢層の病状調査、頻回受診の適正指導、就職活動の促進など計画的な訪問を行いながら、被保護者が自立できるよう支援する。 																											
<p>平成30年度保護の状況 ※()は平成29年度</p> <table border="0"> <tr> <td>年平均被保護者世帯数</td> <td>194世帯(193)</td> </tr> <tr> <td>年平均被保護者人員</td> <td>234人(232)</td> </tr> <tr> <td>年平均保護率</td> <td>4.8‰(4.8)</td> </tr> <tr> <td>保護の相談件数</td> <td>152件(153)</td> </tr> <tr> <td>保護の申請件数</td> <td>38件(40)</td> </tr> <tr> <td>保護の開始件数</td> <td>36件(33)</td> </tr> <tr> <td>保護の廃止件数</td> <td>43件(51)</td> </tr> </table>							年平均被保護者世帯数	194世帯(193)	年平均被保護者人員	234人(232)	年平均保護率	4.8‰(4.8)	保護の相談件数	152件(153)	保護の申請件数	38件(40)	保護の開始件数	36件(33)	保護の廃止件数	43件(51)							
年平均被保護者世帯数	194世帯(193)																										
年平均被保護者人員	234人(232)																										
年平均保護率	4.8‰(4.8)																										
保護の相談件数	152件(153)																										
保護の申請件数	38件(40)																										
保護の開始件数	36件(33)																										
保護の廃止件数	43件(51)																										
<p>平成30年度扶助費別の金額 ※()は平成29年度</p> <table border="0"> <tr> <td>医療扶助費</td> <td>289,943千円(297,151)</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>生活扶助費</td> <td>93,833千円(103,501)</td> <td>90.7%</td> </tr> <tr> <td>住宅扶助費</td> <td>37,742千円(39,556)</td> <td>95.4%</td> </tr> <tr> <td>教育扶助費</td> <td>1,589千円(1,741)</td> <td>91.3%</td> </tr> <tr> <td>介護扶助費</td> <td>11,804千円(17,712)</td> <td>66.6%</td> </tr> <tr> <td>その他扶助費</td> <td>6,447千円(5,587)</td> <td>115.4%(出産扶助、生業扶助、葬祭扶助等)</td> </tr> <tr> <td>扶助費合計</td> <td>441,358千円(465,248)</td> <td>94.9%</td> </tr> </table>							医療扶助費	289,943千円(297,151)	97.6%	生活扶助費	93,833千円(103,501)	90.7%	住宅扶助費	37,742千円(39,556)	95.4%	教育扶助費	1,589千円(1,741)	91.3%	介護扶助費	11,804千円(17,712)	66.6%	その他扶助費	6,447千円(5,587)	115.4%(出産扶助、生業扶助、葬祭扶助等)	扶助費合計	441,358千円(465,248)	94.9%
医療扶助費	289,943千円(297,151)	97.6%																									
生活扶助費	93,833千円(103,501)	90.7%																									
住宅扶助費	37,742千円(39,556)	95.4%																									
教育扶助費	1,589千円(1,741)	91.3%																									
介護扶助費	11,804千円(17,712)	66.6%																									
その他扶助費	6,447千円(5,587)	115.4%(出産扶助、生業扶助、葬祭扶助等)																									
扶助費合計	441,358千円(465,248)	94.9%																									
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の種類は次の8種類に分けられている。(生活保護法第11条) ①生活扶助②教育扶助③住宅扶助④医療扶助⑤介護扶助⑥出産扶助⑦生業扶助⑧葬祭扶助(生活保護法第12条～第18条) 																											
【成果と課題】																											
【成果】																											
<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク、就労支援員(民間委託)及びケースワーカーが連携して被保護者ごとに適切な就労支援を行うことで、廃止世帯43世帯のうち11世帯が働きによる収入の増加・取得を理由としており成果が上がっている。 生活保護相談件数は管内有効求人倍率の改善により近年横ばい傾向にあるが、平成30年度は152件と一定の業務量があるため、専任の面接相談員が対応しており、ケースワーカーの負担軽減に役立っている。結果として、ケースワーカーは計画的な訪問調査ができており、平成30年度老齢年金受給予定者だった12名に指導し、全員が手続き完了するなど保護の適正実施に繋がっている。 																											
【課題】																											
<ul style="list-style-type: none"> 就労等による自立支援は生活保護の重点項目となっており、今後も就労支援プログラムを活用した就労指導員による就労支援を継続する必要がある。 多種多様なケースに対応できるケースワーカーのスキル向上と査察指導機能の充実を図るとともに、質の高いケースワークを実践するため他法他施策の活用はもとより、研修会に積極的に参加して各職員の資質の向上を図る必要がある。 																											

子育て支援課

事業名		家庭児童相談事業			
3 款	2 項	1 目	予算額	決算額	
			6,615 千円		4,993 千円
【事業の目的】					
子どもに関する様々な問題について家庭その他からの相談に応じ、必要であれば他の児童相談所等関係機関と連絡調整を行いながら、子どもの置かれた環境の状況等を的確にとらえ、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援を行う。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する。また、関係機関や地域との連携により、児童虐待の防止や早期発見につとめる。					
【具体的措置】					
平成27年度から保育所等の巡回相談を開始し、継続的に乳幼児期の児童及びその家庭との関わりを持てるようにしている。					
【相談件数】 実人数 平成27年度 391人 平成28年度 392人 平成29年度 440人 平成30年度 450人 活動件数 4,847件 4,294件 7,519件 8,007件					
【成果と課題】					
[成果] 毎年、保育所等での巡回相談を実施することで、支援を要する児童や家庭等の状況を早期に把握し、関わりを持てるようになった。					
[課題] 虐待が疑われる児童の保護者の理解が得られず、支援が進まない事案がある。子どもを見守る地域ネットワークの構成機関と連携・協力して、各種相談や支援に繋げることが必要である。					

事業名		病児一時預り事業			
3 款	2 項	3 目	予算額	決算額	
			10,282 千円		10,278 千円
【事業の目的】					
子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合、子どもを一時的に預かることで、保護者の仕事と子育ての両立が出来るようになる。					
【具体的措置】					
病気の回復期等の児童を専用スペース「ちっこハウス」で預かる事業。利用者は、かかりつけ医から連絡票を記載してもらい利用する。利用の際、料金を「ちっこハウス」に支払う。利用料金は、筑後市民(1日利用2,000円、半日利用1,000円)、市外居住者で市内に勤務(1日3,000円、半日1,500円)、市外居住者(1日4,000円、半日2,000円)。定員6人。筑後市立病院に事業委託している。					
【成果と課題】					
[成果]					
・多くの児童が利用している。(平成29年度798人(うち市内692人)、平成30年度812人(うち市内679人))					
・平成25年度から土曜日(第3土曜日除く)も開所している。(土曜日の利用 平成29年度67人、平成30年度55人)					

事業名		学童保育事業			
3 款	2 項	3 目	予算額	決算額	
			126,425 千円		100,666 千円
【事業の目的】					
仕事などで昼間、保護者が家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや集団生活の場を提供することで、子どもが健全に育つようになる。また、保護者の仕事と子育ての両立が出来るようになる。					
【具体的措置】					
全11小学校区の学童保育事業について、地域運営委員会と社会福祉協議会による16支援単位の運営を行っている。平成29年度からは、新たに民間の社会福祉法人による1支援単位の運営支援を開始した。					
平日は下校時から18時(一部、最長19時までの延長保育あり)まで各学童保育所で指導員が児童を指導(保育)している。					
【成果と課題】					
[成果]					
・平成25年度から市内全小学校区で実施している。					
(県報告(5月1日)における入所児童数:平成29年度 583人、平成30年度 610人)					
・平成28年度より運営形態の見直しを図り、地域運営委員会と社会福祉協議会での運営となった。					
[課題]					
・待機児童が発生している。(県報告(5月1日)における待機児童数:平成29年度 45人、平成30年度 43人)					

事業名		ファミリー・サポート・センター事業				
3 款	2 項	3 目	予算額	5,910 千円	決算額	5,294 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てする者が仕事と育児を両立し、安心して働くことのできるための環境づくりに寄与する。 ・育児の支援を受けたい市民に対して、援助を行う意欲がある市民が援助活動を行うことにより、子育て中の親が安心して子育てができるよう支援する。 ・援助を行うことによって、社会参加や子育て支援への貢献ができ、やりがいを見出すことができる。 						
【具体的措置】						
○ファミリー・サポート・センターの日常的活動 年間 880件 [会員数] 会員数 1,605人(依頼会員 1,330人 提供会員 217人 両方会員 58人)						
○サブリーダー会議 毎月開催 年12回						
○提供会員定例会 年11回開催 参加者 150人 ・提供会員が、多様なニーズに対応できるよう個々の質の向上を図るため、また、日頃は個別に活動される会員同士の交流や意見交換のため、“遊びや傾聴、コミュニケーション、手作りおやつ”などの講習会を実施。						
○交流会 年1回開催 参加者 59人 ・提供会員と依頼会員との交流を図る(8月:夏休み親子工作教室)。						
【成果と課題】						
[成果] 援助活動需用対応率(提供件数/依頼件数) 100%						
[課題] 多様化する依頼会員のニーズに対応できるよう、提供会員の確保に努める。						

事業名		子育て支援拠点施設事業				
3 款	2 項	3 目	予算額	7,680 千円	決算額	6,587 千円
【事業の目的】						
・子育て中の親子の交流等を促進し、地域の子育て支援機能の充実を図ることで、子育て中の親の孤独感や不安感を解消する。						
【具体的措置】						
○子育て相談 随時 相談件数 680 件						
○つどいのひろば 月～土(第4日曜) 利用者 11,059 人						
○おひさま教室 毎月5回 参加者 2,086 人						
○赤ちゃんひろば 毎月3回 参加者 1,326 人						
○たんぼぼ・ひまわりクラブ 毎月各1回 参加者 448 人						
○リズムあそび 毎月1回 参加者 431 人						
○マタニティ“びよびっよ”ひろば 毎月1回 参加者 70 人						
○おしゃべりひろば 毎月1回 参加者 52 人						
○ウエルカムおひさま 毎月1回 参加者 133 人						
○お父さんとあそぼう 年 4回 参加者 62 人						
○子育て講演会 12/2 「とんちゃん流魔法の言葉かけ」 酒井 智子氏 参加者 87 人						
○親子観劇会 3/10 「いまからいえでいってきます」 劇団風の子九州 参加者 139 人						
○多世代交流 6/29 「筑後中学校お出かけ子育てサロン」 参加者 98 人(中学生 62人 親18人 子18人)						
9/12 「ふれあいクッキング」 参加者 73 人(高齢者 29人 親22人 子22人)						
11/28 「筑後中学校お出かけ子育てサロン」 参加者 93 人(中学生 55人 親18人 子20人)						
2/ 6 「おひさまやきいも会」 参加者 114 人(高齢者 29人 親40人 子45人)						
○子育て通信「ざっそう」の発行 毎月 500 部 ホームページ掲載						
【成果と課題】						
[成果] 多世代交流などの実施により、保護者同士や、高齢者・青少年(中学生)との交流の機会を設け、保護者の孤立化の抑止、子育てに対する不安感の解消につなげることができた。また、年齢別の教室を開始し、「赤ちゃんひろば」を卒業した親子がスムーズに他の教室に参加しやすい流れを作った。						
[課題] 利用者が施設を気持ちよく利用できるよう定期的に施設補修を行いながら、親子が、より参加しやすい、魅力ある事業を行っていく。利用児童の低年齢化に対応できるよう、引き続き教室の内容を検討していく。						

事業名		こんにちは赤ちゃん訪問事業				
3 款	2 項	3 目	予算額	3,747 千円	決算額	3,538 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の保護者の不安や悩みを解消する。 ・子育て中の保護者に子育て支援に関する情報を提供する。 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師が乳児(生後2か月程度)のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、相談を受けるとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。 <p>○訪問対象者 451人 訪問者 432人 訪問率 95.8%</p>						
【成果と課題】						
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡が取れない訪問対象者への対応として、民生委員(母子児童部会)と連携を取った。 ・予防接種が多様化するなか、保健師がその子に合ったきめ細やかな接種計画をたてることが出来た。 ・訪問時に体重測定を行うことにより、発育状況のチェック及び適切なアドバイスができた。 ・訪問して気になる家庭は、健康づくり課など関係機関と連携をとった。 ・訪問時に子育て支援拠点施設や地域の子育てサロンの情報を提供し、それをきっかけに各施設に足を運んでもらうことも多く、保護者の孤立化の抑止に繋がっている。 						

事業名		特別保育事業(①障害児保育事業 ②休日保育事業)				
3 款	2 項	1 目	予算額	5,575 千円	決算額	4,669 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ①保育が必要な障害児が、個々の発達に応じて、他の児童とともに保育を受けることができる。 ②保護者の勤務等により、休日に保育ができない家庭の乳幼児の保育を行うことにより、保護者が安心して仕事と家庭を両立できる。 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ①障害児保育事業:子どもの発達過程や障害の状態を把握し、必要に応じて加配保育士を配置する。また、保育士間で適切な保育のあり方について協議したり、専門機関からのアドバイスを受けるなどしながら、適切な保育を行う。 ②休日保育事業:休日に保育ができない家庭の乳幼児の保育を行う。実施場所:筑後保育所。利用料は3歳未満児2,200円/日、3歳以上児1,800円/日(いずれも半日の場合は半額)。 						
【成果と課題】						
<p>①障害児保育事業</p> <p>【成果】</p> <p>保育士が、療養施設等専門機関への見学、障害児保育の研修への参加などを通じて障害を持つ児童に対する知識や技術の習得に努めながら支援を行えている。また、障害を持つ児童の特徴や個性を定例会議で報告し、職員間で情報を共有することで、他の児童との関わり方に配慮した保育を一部の保育士だけでなく園全体で実践することができている。</p> <p>【課題】</p> <p>子育て支援課・福祉事務所・学校教育課等の関係部署との連携を深めるとともに、引き続き療養施設等の専門機関での知識や技能習得に努めて、保護者の求める障害児保育を実践していくことで、これまで以上に保護者が安心して子供を預けることができる環境整備に努めていく必要がある。</p> <p>②休日保育事業</p> <p>【成果】</p> <p>平成30年度休日保育年間実施日数67日、年間延べ利用者数は27年度=374人、28年度=361人、29年度=380人、30年度=232人となっている。30年度については利用者数が減少したが、休日保育が必要な方のニーズへ対応できている。</p> <p>【課題】</p> <p>30年度の利用者数が大幅に減少していることは、筑後保育所での休日保育事業の周知不足も考えられるため、市内保育所・幼児教育施設等を始め、乳幼児を持つ保護者に対して事業周知を行う必要がある。</p>						

高齢者支援課

事業名	高齢者地域活動支援補助事業			
3 款 1 項 2 目	予算額	1,060 千円	決算額	908 千円
【事業の目的】 ・高齢者が地域で行われるスポーツ大会や季節行事に参加することで、世代間の交流や高齢者の活動がより活発になり、生きがいづくりや社会参加ができ、元気な高齢者の創出につながる。				
【具体的措置】 ○校区コミュニティで行う地域活動 [補助額] 1行事につき10万円と補助対象経費実支出額のどちらか低い額を年1回、又は1行事につき5万円と補助対象経費実支出額のどちらか低い額を年2回まで助成 [補助校区数] 9校区 [補助金交付額] 898,360円 ○行政区で行う地域活動 [補助額] 1行事につき1万円と補助対象経費実支出額のどちらか低い額を年1回助成 [補助行政区数] 1行政区 [補助金交付額] 10,000円				
【成果と課題】 [成果] ・補助金の活用により、地域で行われるスポーツ大会、季節行事等で高齢者と子どもたち等との多世代間交流がはかられており、高齢者がいきいきと活発に楽しんで地域活動に取り組んでいる。 ・校区コミュニティ開催分については、制度が浸透しており、毎年補助金を活用して行事を開催されている。 [課題] ・行政区開催分については、補助金の額や補助金申請の事務の煩雑さなどから、申請が増えない状況である。				

事業名	筑後市地域活動施設整備補助金			
3 款 1 項 2 目	予算額	3,000 千円	決算額	1,000 千円
【事業の目的】 ・地域デイサービスや地域さんかく塾など、高齢者の閉じこもり予防や介護予防につながる住民主体の通いの場を実施するにあたり、実施場所である公民館等が整備されることにより、参加者及び実施箇所が増え、介護認定を受ける高齢者が減少し、元気な高齢者が増加する。また、このことにより介護給付費の抑制につながる。				
【具体的措置】 ○地域活動施設整備補助金 既存施設のバリアフリー化(手すり設置、スロープ敷設、段差解消等)、トイレの洋式化・水洗化等に要する整備費の助成 [補助額] 事業費の2分の1、上限100万円 [補助行政区数] 1行政区(上町) [補助金交付額] 1,000,000円				
【成果と課題】 [成果] ・高齢者の地域介護予防活動に取り組む行政区が既存の公民館等の施設整備を行うことで、高齢者が利用しやすくなるとともに、高齢者以外の住民にとっても使いやすい施設となり、公民館等での地域活動が促進される。 ・高齢者の地域介護予防活動を行っていない地域も、本補助金を活用し施設を整備することにより、新たに介護予防活動に取り組んでもらうきっかけづくりとなる。 [課題] ・既存公民館のバリアフリー化が進み申請件数も落ち着いてきており、今後補助事業の内容や要件の見直しについて検討する必要がある。 ・地域介護予防活動を実施していない行政区で、本補助金を活用して施設整備をした行政区には、さんかく塾などの地域介護予防活動や高齢者の居場所づくりを検討していただくよう積極的に介入しているが、地域の実情により実施が困難な地域もある。それらの地域に対する支援の仕方については、引き続き生活支援コーディネーターとも連携しながら、保健師やリハビリ専門職を中心に検討していく必要がある。				

健康づくり課

事業名		母子保健事業				
4款	1項	1目	予算額	50,732 千円	決算額	48,397 千円
【事業の目的】						
母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図る。						
【具体的措置】						
○乳幼児健診						
[内容] 4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした発育・発達チェックと育児指導を行う						
[実施] 各健診月1回 [受診率]4か月児:97.7% 10か月児:98.9% 1歳6か月児:97.4% 3歳児:99.6%						
○もうすぐパパママ教室						
[内容] 妊婦及びその家族(夫)を対象に妊娠中の過ごし方、育児についての講話や沐浴実習等を行う						
[実施] 月1回(奇数月は日曜日に実施) [参加者数] 115人(うち父親56人)						
○おっぱい教室						
[内容] 妊産婦を対象に母乳に対する指導を行う						
[実施] 月1回 [参加者数] 101人						
○乳幼児教室						
[内容] 0歳児を対象とした赤ちゃん体操・離乳食、1歳児以上を対象とした虫歯予防とおやつとの与え方の他、救急蘇生法の指導を行う						
[実施] 0歳児 6回、1歳児以上 5回、対象年齢なし 1回						
[参加者数] 延べ187組(子187人 母親187人 父親4人)						
○つくしんぼ教室						
[内容] 発達が気になる幼児や子育てに自信のない親などを対象に、親子あそびを通して子どもの心身の発達を支援する						
[実施] 月2回 [参加者] 実11組 延89組						
○こころほっと相談						
[内容] 子どもの精神発達や情緒面に関して、心理士が相談を受ける						
[実施] 17回 [参加者] 延48組						
○新生児・乳児家庭訪問						
[内容] 出生連絡票の提出があった母子、乳幼児健診未受診者や健診結果で要経過観察児へ保健師が訪問						
[件数] 延164人						
○母子健康手帳交付						
[内容] 妊娠届があった者に、母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児に関する支援制度や母子保健事業などについて説明を行う						
[件数] 443件						
○妊婦健康診査						
[内容] 妊婦健康診査補助券を交付することで、妊婦健康診査を14回公費負担で受診できる						
[補助券使用率] 90.5%						
○妊婦歯科健診						
[内容] 妊婦歯科健康診査補助券を交付することで、妊婦歯科健康診査を1回公費負担で受診できる						
[補助券使用率] 33.7%						
○エイズ教育(予算は国保)						
[内容] 3中学校の3年生を対象にエイズや感染症に関する正しい知識を身につけさせる						
[実施] 各校1回 [参加者] 477人						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の未受診者については、未受診者マニュアルに沿って健診受診を促し、各健診とも受診率は97%を超えている。 ・乳幼児健康診査では、発達・発育のチェックを行い、病気の早期発見に寄与している。また、育児に対する不安軽減に繋がっている。 ・各種教室を実施することで、同じ悩みを持つ親が集まり、交流の場となっている。 ・パパママ教室は、母親だけでなく父親も参加し、妊娠期と産後の身体面と精神面の変化やトラブルを知ることにより、父親が育児だけでなく、妊娠期や産後の母親に寄り添うきっかけづくりとなっている。 ・エイズ教室において、性感染について学ぶとともに、いのちの大切さに気づいたり、親や周囲の人への感謝の気持ちを持つ良い機会となっている。 						
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> ・こころほっと相談の利用者増加に伴う、実施回数の検討が必要である。 ・乳幼児健診において、必要に応じて妊娠中からの経過に基づいた母親に対する保健指導を行う必要がある。 ・1歳児以上を対象の乳幼児教室への参加者の減少に伴い、乳幼児教室の実施内容の検討が必要である。 						

事業名	健康づくり推進事業		
4款 1項 1目	予算額	623 千円	決算額 357 千円
【事業の目的】			
健康増進計画「第2次よかよかちっご 健康のまち21」に基づき、住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、関係機関・団体、行政が支援し、健康的な社会（環境）をつくる。			
【具体的措置】			
○健康増進計画「第2次よかよかちっご健康のまち21」に基づき、健康なまちづくり推進委員会を中心に健康なまちづくりを推進			
○出前講座等各団体からの保健師、管理栄養士の派遣依頼に応じたの対応：54回 延べ1,245人			
【成果と課題】			
[成果]			
・出前講座において、脳卒中をはじめとした生活習慣病発症予防や食に関する健康教育を行うことで、市民の健康づくりに対する意識づけや支援に繋がっている。			
・健康なまちづくり推進協議会では、市の健康課題や取り組み内容を協議することにより、協議会を構成している関係機関や関係団体の健康づくりに対する具体的な取り組みが広がっている。			
[課題]			
・出前講座等は高齢者団体からの依頼が多く、若い世代への健康づくりに関する情報提供の機会を検討する必要がある。			
・健康増進計画の中間評価を行い、市民への健康づくりに対する更なる働きかけが必要である。			

事業名	健康と食育の祭典		
4款 1項 1目	予算額	1,457 千円	決算額 1,109 千円
【事業の目的】			
市民がイベントを通し、健康や食育に関する情報や知識を習得し、健康づくりに繋げる			
【具体的措置】			
○健康と食育の祭典			
[日時] 平成30年11月11日(日)			
[場所] サザンクス筑後			
[内容] ・講演会 演題:「幸せな食卓のために～情報にふりまわされない為の知識を～」			
講師:料理研究家・栄養士 山際 千津枝氏			
・にこにこウォーキング大会			
・各種検診、健康相談、バザー等			
[参加] ・講演会 357人			
・糖尿病コーナー 127人			
・健康無料体験コーナー 90人			
・血管年齢骨密度測定コーナー 159人			
・薬の相談、こども薬局 150人			
・介護の魅力体感コーナー 121人			
・デイサービス展示コーナー 400人			
・子育て応援の家 200人			
・みそづくりコーナー 20人			
・にこにこウォーキング 208人			
・歯科健診コーナー 147人			
・胸部レントゲン無料検診コーナー 62人			
・高齢者の健康・介護相談コーナー 102人			
・筑后市産農産物加工品試食コーナー193人			
・心の健康相談コーナー 70人			
・体力年齢測定コーナー 100人			
・学校給食&学校の食育コーナー 170人			
・はりきゅう・あんま体験コーナー 80人			
他			
【成果と課題】			
[成果]			
・環境フェスタと同時開催することで、一度に広い分野における周知啓発ができています。			
・健康や食育に関する各種コーナー等への参加者は、延4,000人程度あり、啓発の機会となっている。			
[課題]			
・健康への意識や関心が高い人の参加が多く、参加者の固定化がみられる。また、高齢者の参加者が多く若い人の参加が少ない。			
・近年情報取得の手段は多様化しており、イベント以外から日常的に健康づくりに関する情報を取得することが可能であり、イベント開催の必要性が薄れていること等を踏まえ、平成31年度からは健康と食育の祭典は実施せず、方法を変更して健康づくりの啓発に取り組んでいく。			

事業名		予防接種事業	
4款	1項	2目	
		予算額	137,878 千円
		決算額	133,664 千円
【事業の目的】			
各種感染症に対する免疫を持たない者に対し、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上を図る。			
【具体的措置】			
○B型肝炎		○ヒブワクチン	
[実施時期] 通年		[実施時期] 通年	
[接種方法] 個別接種(県内の医師会加入の医療機関)		[接種方法] 個別接種(県内の医師会加入の医療機関)	
[対象者] 1歳未満		[対象者] 生後2月～60月未満	
[接種者数] 1,244人		[接種者数] 1,722人	
○小児用肺炎球菌ワクチン		○4種混合(ポリオ・ジフテリア・百日ぜき・破傷風)	
[実施時期] 通年		[実施時期] 通年	
[接種方法] 個別接種(県内の医師会加入の医療機関)		[接種方法] 個別接種(県内の医師会加入の医療機関)	
[対象者] 生後2月～60月未満		[対象者] I期 生後3月～生後90月未満	
[接種者数] 1,731人		II期 11歳以上13歳未満	
		[接種者数] I期:1781人 II期:426人	
○不活化ポリオ		○BCG	
[実施時期] 通年		[実施時期] 通年	
[接種方法] 個別接種(県内の医師会加入の医療機関)		[接種方法] 個別接種(県内の医師会加入の医療機関)	
[対象者] 生後3月～生後90月未満		[対象者] 生後1歳未満	
[接種者数] 4人		[接種者数] 444人	
○麻しん(はしか)・風しん		○水痘	
[実施時期] 通年		[実施時期] 通年	
[接種方法] 個別接種(県内の医師会加入の医療機関)		[接種方法] 個別接種(県内の医師会加入の医療機関)	
[対象者] I期 生後12月～生後24月未満		[対象者] 生後12月～36月未満	
II期 5歳以上7歳未満で小学校就学1年前		[接種者数] 851人	
から就学年度始期に達する前日まで			
[接種者数] I・II期:946人			
○日本脳炎		○子宮頸がん予防ワクチン	
[実施時期] 通年		[実施時期] 通年	
[接種方法] 個別接種(県内の医師会加入の医療機関)		[接種方法] 個別接種(県内の医師会加入の医療機関)	
[対象者] I期 生後3月～生後90月未満		[対象者] 小学6年生～高校1年生に相当する年齢	
II期 9歳以上13歳未満		[接種者数] 0人	
(特例対象者) ①H7.4.2からH19.4.1生まれの者		※ 平成25年6月から積極的接種勧奨を中止	
②H19.4.2からH21.10.1生まれの者の一部			
[接種者数] I・II期 1,958人			
○インフルエンザ		○高齢者用肺炎球菌ワクチン	
[実施時期] 10月～12月		[実施時期] 通年	
[接種方法] 個別接種(医師会加入及び契約の医療機関)		[接種方法] 個別接種(医師会加入及び契約の医療機関)	
[対象者] 65歳以上		[対象者] 平成30年度に、65・70・75・80・85・90	
60歳以上65歳未満で一定の障害のある者		・95・100歳になる者	
[負担金] 1,500円		60歳以上65歳未満で一定の障害のある者	
[接種者数] 6,765人		[負担金] 3,500円	
		[接種者数] 1,211人	
【成果と課題】			
[成果]			
・対象児への通知や未接種者への電話連絡をするなど、積極的な接種勧奨を行うことで、接種率の向上に繋がり、各種感染症の発生及びまん延防止に寄与している。			
[課題]			
・接種率向上のため、乳幼児健診や教室の場等あらゆる機会において接種に対する啓発を行う必要がある。			
・定期予防接種の種類が増え、接種スケジュールの管理が複雑になっているため、接種対象年齢内で規定の接種間隔で接種が進められるように、適切にアドバイスする必要がある。また機会あるごとに、接種勧奨を行っていく必要がある。			

事業名		健康増進事業				
4款	1項	3目	予算額	8,313千円	決算額	5,799千円
【事業の目的】						
健康増進法に基づき健康の保持及び増進を図るため、疾病の予防事業を総合的に実施する。						
【具体的措置】						
○健康教育						
[内容] 健康づくりのための栄養と運動の講義・運動の実技指導						
[対象者] 40歳以上64歳までの者						
[参加者数] 24回 155人						
○健康相談						
[内容] 特定健診において保健指導の必要な者(特定保健指導非該当者)に対する個別指導						
[対象者] 40歳以上64歳までの者						
[実績] 実 38人						
○訪問指導						
[内容] 特定健診において保健指導の必要な者(特定保健指導非該当者)に対する訪問による個別指導						
[対象者] 40歳以上64歳までの者						
[実績] 実 6人						
○健康ポイント事業						
[内容] 健康づくりに取り組むまたは国保特定健診受診者を紹介してポイントを貯め、プレゼントが当たる抽選に応募できる						
[対象者] 20歳以上						
[実績] 実践コース延べ 1743件						
○健康トレーニング事業						
[内容] 総合福祉センター、北部交流センターチクロスにトレーニング室を設置						
[対象者] 20～64歳						
[実績] 総合福祉センター:954人 北部交流センターチクロス:4,274人						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談や訪問指導において受診勧奨や生活習慣改善に関するアドバイスを行うことで、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に寄与している。 ・健康教育を行い栄養と運動に対する正しい情報を提供することで、健康づくりに寄与している。 ・健康ポイント事業を行うことで、健康づくりに取り組むきっかけとなっている。 ・健康トレーニング事業を行うことで、運動できる場の提供につながっている。 						
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> ・重症化予防のため、治療中の方への保健指導において、かかりつけ医との更なる連携が必要である。 ・若年層から、生活習慣病の発症予防に対する意識向上を図るための啓発が必要である。 ・健診受診につながるよう、健康ポイント事業の内容を検討する必要がある。 						

事業名		健康診査事業																												
4款	1項	3目	予 算 額	45,214 千円	決 算 額	36,021 千円																								
【事業の目的】																														
基本健診及びがん検診により身体の異常を早期発見することで、早期治療、悪化防止を行い、もって健康の保持増進を図る。																														
【具体的措置】																														
○ハートフル健診(若年層基本健康診査)																														
[内容] 計測(身長、体重、腹囲)、血圧測定、尿検査、血液検査																														
[対象者] 30歳以上39歳までの者																														
[実施時期] 5・6・7・9・10・2月に19日間(集団検診)																														
[負担金] 500円																														
[受診者] 281人																														
○肝炎ウイルス検診																														
[対象者] 40歳以上69歳以下の者で、これまでに受診していない者																														
[実施方法] 医療機関検診及び集団検診																														
[実施時期] 6月1日～10月31日(医療機関検診)、5・6・7・9・10・11・12・2月に22日間(集団検診)																														
[負担金] 無料																														
[受診者] B型:236人 C型:232人																														
○がん検診																														
[実施時期] 6月1日～10月31日(医療機関検診)、5・6・7・9・10・11・12・2月に22日間(集団検診)																														
[実施方法] 医療機関検診及び集団検診(胃がん、肺がん、前立腺がん検診は集団検診のみ)																														
[実施項目・対象者・負担金・受診者]																														
<table border="0"> <tr> <td>胃がん</td> <td>40歳以上</td> <td>500円</td> <td>1,166人</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>40歳以上</td> <td>500円</td> <td>2,727人</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>40歳以上</td> <td>無料(喀痰検査 400円)</td> <td>1,741人</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん</td> <td>50歳以上</td> <td>500円</td> <td>561人</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>40歳以上の女性</td> <td>500円</td> <td>1,565人</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>20歳以上の女性</td> <td>500円</td> <td>1,952人</td> </tr> </table>							胃がん	40歳以上	500円	1,166人	大腸がん	40歳以上	500円	2,727人	肺がん	40歳以上	無料(喀痰検査 400円)	1,741人	前立腺がん	50歳以上	500円	561人	乳がん	40歳以上の女性	500円	1,565人	子宮頸がん	20歳以上の女性	500円	1,952人
胃がん	40歳以上	500円	1,166人																											
大腸がん	40歳以上	500円	2,727人																											
肺がん	40歳以上	無料(喀痰検査 400円)	1,741人																											
前立腺がん	50歳以上	500円	561人																											
乳がん	40歳以上の女性	500円	1,565人																											
子宮頸がん	20歳以上の女性	500円	1,952人																											
※生活保護世帯、市民税非課税世帯、高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証の対象者は無料																														
※がん検診推進事業対象者(無料クーポン券対象者)																														
子宮頸がん 20歳の女性																														
乳がん 40歳の女性																														
大腸がん 40歳の男女																														
○歯周疾患検診事業																														
[実施時期] 6月1日～10月31日																														
[実施方法] 医療機関検診																														
[対象者] 40歳、50歳、60歳、70歳の者																														
[負担金] 500円																														
[受診者] 187人																														
【成果と課題】																														
[成果]																														
<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフル健診は、若年層からの生活習慣病発症予防に関する意識向上及び生活習慣改善に繋がっている。 ・大腸がん:6名 肺がん:2名 乳がん:6名 前立腺がん:2名 の発見あり。また、がん以外の疾病の発見もあり、疾病の早期発見・早期治療に寄与している。 ・集団検診においては、託児実施日(5回)や女性医師の日(2回)を設け、子育て中の方や女性も受診しやすい体制を整えた。特に女性医師の日は、他の日に比べ女性受診者の割合が高かった。また、新たに「チクロス」を検診会場として追加し、会場の選択肢を増やした。 ・集団検診の実施日を前年度よりも3日間追加したこともあり、全てのがん検診で受診者が前年を上回った。 ・歯周疾患検診事業を、平成30年度から開始したことで、検診受診のきっかけづくりとなった。 																														
[課題]																														
<ul style="list-style-type: none"> ・若年層及び壮年層の受診率を向上させる必要がある。 ・要精密検査対象者への受診勧奨を徹底し、精密検査受診率を向上させる必要がある。 ・がん検診無料クーポン券による受診率が低いため、利用率向上に対する取組みが必要である。 ・歯周疾患検診の受診率向上が必要である。 																														

かんきょう課

事業名		川と水を守る運動推進事業				
4 款	1 項	4 目	予 算 額	7,629 千円	決 算 額	6,803 千円
【事業の目的】						
市民、事業所、市の協働により運動を展開し、河川の維持管理と水質汚濁等の防止に努め、より安心安全な水環境を創造することで、快適な市民生活に寄与する。						
【具体的措置】						
[主催]筑後市川と水を守る運動推進連絡協議会						
[日時]毎年5月の第2・3日曜日(各行政区で運動日決定) [場所]水路、クリーク及び道路側溝						
[範囲]市内全域 [その他]泥土運搬及び処理は業者委託(運搬を委託するかは行政区の希望による)						
[実績]泥土処理量 H28年度 374.00 m ³ [参加者数] H28年度 11,475 人						
H29年度 396.00 m ³ H29年度 11,241 人						
H30年度 330.00 m ³ H30年度 11,378 人						
【成果と課題】						
[成果]						
多くの市民や事業所の参加協力を得て、泥土、雑草などを一斉除去するこの運動は、昭和55年に開始され、39年目となった。運動の定着とともに、泥土や不法投棄の量は減少傾向である。河川・水路等の地域の環境美化活動が行われ、良好な住・水環境を維持できている。						
[課題]						
参加者の高齢化、若年層の参加者が少ないことにより、各地で作業の負担が増大している。今回は、若年層や事業所の参加を推進するためチラシの配布や回覧を行政区を通じて行った。今後も若年層や事業所の参加促進は課題であり、参加者が少しでも増えるよう、広報・PRを充実していく。						

事業名		八女西部広域事務組合運営事業				
4 款	1 項	4 目	予 算 額	16,641 千円	決 算 額	16,641 千円
4 款	2 項	1 目	予 算 額	409,926 千円	決 算 額	409,480 千円
【事業の目的】						
クリーンセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、火葬場の安定的運営及び施設建設のための負担金を支出する。						
【具体的措置】						
		(H28年度負担金)	(H29年度負担金)	(H30年度負担金)		
		八女西部広域事務組合負担金	八女西部広域事務組合負担金	八女西部広域事務組合負担金		
		・ごみ処理関係 273,955千円	・ごみ処理関係 282,085千円	・ごみ処理関係 409,480千円		
		・火葬場関係 21,372千円	・火葬場関係 18,676千円	・火葬場関係 16,641千円		
		合計 295,327千円	合計 300,761千円	合計 426,121千円		
【成果と課題】						
八女西部広域事務組合への負担金総額は前年度より125,360千円増加した。これは、平成28、29年度のクリーンセンター基幹改良工事に起債等の財源充当ができたため減額となっていたものが、当該改良工事終了に伴い財源がなくなったこと、及び、起債償還により増加したものである。施設の長寿命化計画により、計画的な改修を行い施設の安定的操業に努めていく必要がある。また、施設のランニングコスト等について精査し、コスト削減できる部分がないか、担当課長会議、担当者会議等で八女西部広域事務組合と協議を行っていく。						

事業名		資源ごみ回収事業																																							
4 款	2 項	2 目	予算額	43,827 千円	決算額	41,124 千円																																			
【事業の目的】																																									
市民のごみ分別の意識向上を図り、ごみの減量化、循環型社会の構築を目指す。																																									
【具体的措置】																																									
○資源ごみ																																									
◇年間総処理量 1,533t																																									
◇直営収集 309t(缶、びん、ペットボトル、不燃性資源ごみ)																																									
◇委託収集 512t(紙パック、新聞、雑紙、段ボール、古布、小型家電、廃プラスチック、金属類、電池・蛍光管、廃食用油、エコキャップ)																																									
○資源ごみ分別収集報奨金交付																																									
[内容]																																									
分別収集により回収した缶、びん、ペットボトルを行政区毎に集計し、その収集量に応じて報奨金を交付する。																																									
世帯割割 150世帯以下 5,000円 151～300世帯 6,000円 301世帯以上 7,000円																																									
<table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>《H27年度実績》</th> <th>《H28年度実績》</th> <th>《H29年度実績》</th> <th>《H30年度実績》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・76環境衛生支部(行政区)</td> <td>4,000千円</td> <td>4,000千円</td> <td>4,000千円</td> <td>4,000千円</td> </tr> <tr> <td>・缶回収量</td> <td>42,568kg</td> <td>38,729kg</td> <td>35,894kg</td> <td>35,450kg</td> </tr> <tr> <td>・びん回収量</td> <td>197,607kg</td> <td>195,749kg</td> <td>188,482kg</td> <td>182,989kg</td> </tr> <tr> <td>・ペットボトル回収量</td> <td>33,536kg</td> <td>32,339kg</td> <td>30,555kg</td> <td>30,827kg</td> </tr> </tbody> </table>								《H27年度実績》	《H28年度実績》	《H29年度実績》	《H30年度実績》	・76環境衛生支部(行政区)	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円	・缶回収量	42,568kg	38,729kg	35,894kg	35,450kg	・びん回収量	197,607kg	195,749kg	188,482kg	182,989kg	・ペットボトル回収量	33,536kg	32,339kg	30,555kg	30,827kg										
	《H27年度実績》	《H28年度実績》	《H29年度実績》	《H30年度実績》																																					
・76環境衛生支部(行政区)	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円																																					
・缶回収量	42,568kg	38,729kg	35,894kg	35,450kg																																					
・びん回収量	197,607kg	195,749kg	188,482kg	182,989kg																																					
・ペットボトル回収量	33,536kg	32,339kg	30,555kg	30,827kg																																					
※4月から翌3月までの回収量を記載。報奨金の算定に当たっては、10月から翌9月までの回収量を基にしている。																																									
○古紙等回収報奨金交付																																									
[内容]																																									
子ども会や学校PTAなどが古紙等を回収した実績に応じて報奨金を交付することにより、古紙等のリサイクル促進を図る。(紙類・古布1 [㎡] につき7円、びん1本につき5円)																																									
<table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">《H28年度実績》</th> <th colspan="2">《H29年度実績》</th> <th colspan="2">《H30年度実績》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・古紙</td> <td>250t</td> <td>1,756千円</td> <td>220t</td> <td>1,544千円</td> <td>204t</td> <td>1,427千円</td> </tr> <tr> <td>・古布</td> <td>22t</td> <td>157千円</td> <td>21t</td> <td>145千円</td> <td>20t</td> <td>137千円</td> </tr> <tr> <td>・びん</td> <td>20,000本</td> <td>104千円</td> <td>18,000本</td> <td>92千円</td> <td>16,000本</td> <td>82千円</td> </tr> <tr> <td>・回収団体</td> <td colspan="2">41団体</td> <td colspan="2">38団体</td> <td colspan="2">37団体</td> </tr> </tbody> </table>								《H28年度実績》		《H29年度実績》		《H30年度実績》		・古紙	250t	1,756千円	220t	1,544千円	204t	1,427千円	・古布	22t	157千円	21t	145千円	20t	137千円	・びん	20,000本	104千円	18,000本	92千円	16,000本	82千円	・回収団体	41団体		38団体		37団体	
	《H28年度実績》		《H29年度実績》		《H30年度実績》																																				
・古紙	250t	1,756千円	220t	1,544千円	204t	1,427千円																																			
・古布	22t	157千円	21t	145千円	20t	137千円																																			
・びん	20,000本	104千円	18,000本	92千円	16,000本	82千円																																			
・回収団体	41団体		38団体		37団体																																				
【成果と課題】																																									
[成果]																																									
・地域が主体となり分別収集に取り組んでおり、資源の有効利用への意識が醸成され、循環型社会の実現に向けた意識の向上につながっている。平成29年度から不燃ごみを4分別(金属類、ガラス類、陶磁器類、その他不燃)したことで平成30年度も前年度同様に資源化することができた。																																									
[課題]																																									
<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝について、事業系の受入を制限されたため、資源ごみが大幅に減少した。 ・地域回収の資源ごみが減少傾向にある。これは、民間事業者ルートでの回収量が増えてきたことや、子ども会等の集団回収の減、1団体当たりの回収回数減が要因の一つだと考えられる。各種団体へ報奨金の内容の周知や回収の呼びかけを広報やホームページで行う等の啓発に努めていく必要がある。 ・燃やすごみの中には、紙類などの資源ごみがまだ多く含まれており、啓発や指導等により分別徹底に取り組む必要がある。 																																									

事業名		可燃ごみ収集事業				
4 款	2 項	2 目	予算額	59,206 千円	決算額	55,828 千円
【事業の目的】						
市の責務として、一般廃棄物の収集を速やかに、かつ、効率的に行い、併せてごみ減量化の啓発に取り組み、地域環境及び衛生状態の保持に努める。						
【具体的措置】						
(単位 t)						
	種別		H28年度	H29年度	H30年度	市収集形態
可燃ごみ	総収集量		12,636	12,568	12,764	直営1/2、委託1/2 週2回収集
	市収集量		8,060	8,062	8,055	
不燃ごみ	総収集量		235	24	23	委託 月1回収集
	市収集量		195	13	13	
粗大ごみ	総収集量		550	568	785	委託 月2回収集
	市収集量		43	43	48	
【成果と課題】						
<p>「可燃ごみ」について、平成29年度は前年度比68t減少となったが、平成30年度は前年度比196t増加した。「可燃ごみ」の中には、食べ残り・未利用食品などの「食品ロス」と言われるもの(約44%)や紙類や古布など資源化できるもの(約34%)が多く含まれているので、食品ロス削減や分別の徹底を図る必要がある。</p> <p>「不燃ごみ」の年間総処理量は、平成29年度より不燃ごみを4分別しリサイクル品目の拡大を実施しておりほぼ同量の23tとなった。</p> <p>「粗大ごみ」の年間総処理量は、前年度比217tの大幅増となった。家庭系(96t増)、事業系(121t増)ともに増加している。事業系の増は、事業所から出る剪定枝が資源化できなくなった(資源化していた業者が受入を制限した)ことが要因である。</p> <p>ごみ減量のため3R(リデュース、リユース、リサイクル)の啓発及び分別の徹底に取り組む。</p>						

事業名		衛生センター管理運営事務				
4 款	2 項	3 目	予算額	200,746 千円	決算額	190,793 千円
【事業の目的】						
し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する。						
【具体的措置】						
し尿処理施設の運転管理業務については、専門の民間業者委託により適正かつ、安定した運転管理を行っている。						
	H28年度し尿処理量(搬入量)	27,379k1	(生し尿	9,923k1	浄化槽汚泥	17,456k1)
	H29年度し尿処理量(搬入量)	27,032k1	(生し尿	9,639k1	浄化槽汚泥	17,393k1)
	H30年度し尿処理量(搬入量)	27,444k1	(生し尿	9,362k1	浄化槽汚泥	18,082k1)
【成果と課題】						
[成果]						
平成30年度のし尿処理量(搬入量)は前年比で1.5%の増となり、施設の計画処理量(75kl/日)と比較し、ほぼ同量の処理量であった。						
高度処理(砂ろ過・オゾン酸化処理)については休止して放流水を矢部川流域下水道に接続し放流しているが、問題なく処理できている。						
[課題]						
従前は生し尿が多かったが、昨今は浄化槽汚泥の割合が50%を超える状況(平成30年度65.9%)が続いている。今後の処理にあたっては搬入量や割合の変化を見極めながら適正な運転を行っていく必要がある。						
また、筑後市衛生センターが本体建設から35年を経過し、基幹設備の更新からも21年経過している。平成29年度に長寿命化総合計画(令和15(平成45)年度までの稼働を目標)を策定しており、今後も同計画に基づき、設備機器類の整備及び更新を行っていく。						

上下水道課

事業名		浄化槽設置整備事業				
4 款	2 項	1 目	予 算 額	50,909 千円	決 算 額	48,328 千円
【事業の目的】 下水道事業計画区域外の区域に対し、合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。						
【具体的措置】 下水道事業計画区域外の地区で、50人槽以下の浄化槽を設置した専用住宅（アパート除く）に対し、筑後市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で補助する。負担割合は、国、県、市とも1／3となっている。						
【平成30年度 浄化槽設置整備事業補助金交付実績】						
			〈補助基数〉	〈補助金〉		
		・5人槽	92 基	30,544,000円	(332,000円／基)	
		・7人槽	40 基	16,560,000円	(414,000円／基)	
		・10人槽	2 基	1,096,000円	(548,000円／基)	
		計	134 基	48,200,000円		
【成果と課題】						
〔成果〕 平成2年度より補助金交付開始。補助設置基数は、延べ4,001基(平成30年度末)。						
〔課題〕						
<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の水質汚染の原因として、生活雑排水も要因の一つにあげられる。下水道事業計画区域外での対応策として合併処理浄化槽の設置が有効であり、引き続き普及促進を図っていく必要がある。 ・国の浄化槽に対する補助金制度が見直されたことにより、令和2年度の県の補助金制度についても見直される可能性がある。国・県の動向に注視し、市の補助金制度の見直しについて検討する必要がある。 						

農業委員会事務局

事業名		農業委員会運営事務				
6 款	1 項	1 目	予算額	12,279 千円	決算額	11,729 千円
<p>【事業の目的】 農業委員会等に関する法律に定められた「優良農地を守り、また担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等による農用地の有効利用の推進」に関する事務を担う機関である農業委員会を円滑に運営することを目的とする。</p>						
<p>【具体的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員会の開催 毎月 5日 農業委員会総会・・・年12回開催 毎月28日 事前審査会・・・会長1名、副会長2名、当番委員3名 計6名 ○各種申請・証明書等の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・農地法関係 内訳 3条申請 40件 4条申請 10件 5条申請 83件 4条届出 0件 5条届出 0件 貸借解約 13件 ・農業経営基盤強化法関係 内訳 利用権設定 272件 利用権変更 3件 利用権移転 1件 利用権解約 91件 所有権移転 15件 ・耕作証明 556件 ・その他証明 58件 ○耕作放棄地(遊休農地) <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地調査 8/29～9/11 ・H29:18.8ha → H30:18.7ha (0.1ha減少) ・利用意向調査 ○農業者年金事務 <ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金被保険者数 22人 内訳 政策支援加入者 7人 通常加入者 15人 ・受給者数 204人 内訳 経営移譲年金受給者 112人 老齢年金受給者 92人 ・各種届出 38件 内訳 死亡届 22件、その他 16件 ○HPによる農地転用制度、農業者年金制度等の周知 						
<p>【成果と課題】</p> <p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請について、現地調査や許可権者である県と協議を行いながら、適切、スムーズに事務処理を行った。 ・農業委員会総会での審議の際は、公正かつ適正な判断が出来るように、図面等の資料を使ってわかりやすい説明に努めた。 ・農地の所有権移転(売買)の際に税控除が受けられる制度の仕組みを窓口、HPなどで周知し、また、農地の貸借期間終了期限を迎える方には、更新漏れを防止するため事前に通知し、農地利用の集積・集約の推進に努めた。 ・農地法に基づき、8月下旬から9月上旬にかけて市内全域の農地利用状況調査を実施し、把握した耕作放棄地の所有者に対し、文書による利用意向調査、農地の適正管理を通知した(耕作放棄地0.1ha減少)。 ・雑草苦情のあった農地所有者へシルバー人材センターへの草刈り作業委託を紹介し、利用された事例も複数あった。 ・老後の生活を支える農業者年金に加入し、安心して農業に従事できるように、窓口での説明、チラシ配布などにより、加入促進を図った。(新規加入者3名) <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、後継者不在、非農家が相続されるなど耕作放棄地の発生原因については解消困難なケースも多い。地域の話合いや利用権の更新受付の際など直接農地の貸し手、借り手と話す機会を活用し、双方の意向や農地情報を収集し、農政課、農業生産法人等と連携・協力して農地の集積・集約化に取り組む必要がある。 ・農業者年金への加入促進については、重点的に新規就農者や女性農業者などへ制度の仕組みやメリットを周知するなど効果的な方法で推進する必要がある。 						

農政課

事業名		水田農業担い手機械導入支援事業				
6 款	1 項	3 目	予算額	13,874 千円	決算額	13,874 千円
【事業の目的】						
・大型機械を導入することで、土地利用型作物の生産コスト低減及び労力軽減に繋げ、農業経営の向上を図る。						
【具体的措置】						
[対象者] 認定農業者						
[補助額] 県費1/3以内、市費1/6以上(義務負担)での補助。 一定規模(機械の種類ごとに県で基準)以上の面積に利用する土地利用型の機械(コンバイン・トラクター等)の導入に対して補助を行った。						
【成果と課題】						
[成果]						
16の経営体から事業要望が挙げられ、4事業実施主体で事業を実施した。						
①農事組合法人 松原 導入機械 トラクター(54ps) 1台 畦塗機 1台 総事業費 6,936,192円 補助金額 3,211,000円						
②農事組合法人 いまでら 導入機械 普通型コンバイン(刈幅2.10m 113.9ps) 1台 総事業費 13,446,000円 補助金額 6,225,000円						
③農事組合法人 たかえ 導入機械 田植機(6条植) 1台 総事業費 2,262,060円 補助金額 1,048,000円						
④農事組合法人 つねもち 導入機械 大豆専用コンバイン(刈幅1.44m 39.3ps) 1台 総事業費 7,322,400円 補助金額 3,390,000円						
計 総事業費 29,966,652円 補助金額 13,874,000円(うち市補助額4,626,000円)						
[今後の課題]						
市内の多くの組織が機械の更新時期を迎える中で、機械の導入基準となる農地面積を確保していくことが困難となってきた。 計画的な機械の導入とともに、導入した機械の適切な整備点検によって、機械を長寿命化させることも必要である。						

事業名		農村集落小規模事業事務				
6 款	1 項	3 目	予算額	4,800 千円	決算額	4,800 千円
【事業の目的】						
・未舗装農道や排水路等の整備により、農作業等の円滑化を図る。 ・小規模共同利用機械の導入により、共同作業の充実を図り、営農集団運営の維持強化を目指す。						
【具体的措置】						
○農道の整備及び水路の整備						
[対象者] 市内農政区						
[補助額] 農道の整備 予算の範囲内において、定額補助 水路の整備 予算の範囲内において、9/10以内の額を補助						
○機械の導入						
[対象者] 農政区または農事組合法人						
[補助額] 国、県の補助対象にならない低価格(50万円以下)の機械の導入に対する補助。 土地利用型の共同利用機械は、事業費の1/2以内、または25万円のいずれか低い額。 耕畜連携に必要な機械は、事業費の1/2以内、または50万円のいずれか低い額。						
【成果と課題】						
[成果]						
○農道の整備 上原々農政区 外 4農政区 補助額 計 541,120円						
○水路の整備 久富農政区 外 2農政区 補助額 計 2,047,261円						
○機械の導入 農事組合法人ふなごや 外 13組織(農事組合法人 7法人、農政区 7農政区) 補助額 計 2,211,619円						
[今後の課題]						
農政区及び法人からの事業要望は多く、事業の効果は高いと考えられる。その一方で、農家の高齢化、農家数の減少に伴い、特に農道・水路の維持管理に要する労働力の確保が、年々厳しくなっている。						

事業名		ちっごの元気な農業を担う新規就農者支援事業				
6 款	1 項	3 目	予算額	30,611 千円	決算額	26,110 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・市の基幹産業である農業は、就農者の高齢化、後継者不足により、農家数、農家人口ともに減少傾向にある。そのため、新規就農者の経営を支援し、経営の安定及び農業への定着を図る。 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ○農業次世代人材投資資金(経営開始型) <ul style="list-style-type: none"> [対象者] 独立・自営就農後5年以内の就農者 [支給額] 上限額 単身就農者への交付額 年間最大1,500千円 夫婦就農者への交付額 年間最大2,250千円 平成27年2月2日までの就農者 前年の年間所得が2,500千円未満の場合に、一律1,500千円を交付。 平成27年2月3日以降の就農者 3,500千円より 前年の年間所得金額を差し引き、その3/5を交付(前年の年間所得が 3,500千円以上で停止)。 ○青年就農支援金 <ul style="list-style-type: none"> [対象者] 先進農家等で研修を終えて市内に就農する新規就農者。 [支給額] 上限額 一人当たり年間300千円。 						
【成果と課題】						
<p>[成果]</p> <p>新規就農者の就農後数年間の経営安定に繋がった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業次世代人材投資資金(経営開始型) <ul style="list-style-type: none"> [交付経営体数] 18経営体22人(うち、夫婦での経営は、4組。平成30年度新規受給者は、2経営体、全て単身。) [交付総額] 25,810千円 ○青年就農支援金 <ul style="list-style-type: none"> [支給経営体数] 1経営体 [支給総額] 300千円 <p>[今後の課題]</p> <p>施設園芸での就農が殆どであるため、研修期間中から就農予定施設を探す必要がある。遊休ハウスの照会、ハウス新設時の補助事業の案内等、就農のための支援を関係機関とともに実施していく必要がある。</p> <p>併せて、就農後も、関係機関や地域とともに、栽培技術をはじめとした経営にかかる支援のみならず、地域での生活面などへも適切な支援を行い、経営の安定と定着に繋げていく必要がある。</p>						

事業名		日本型直接支払制度事務				
6 款	1 項	3 目	予算額	46,026 千円	決算額	42,878 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の農用地、農業用排水路、道路等の施設、農村環境の良好な保全、管理を図る。 						
【具体的措置】						
<p>国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)による交付金を、事業に取り組む活動組織(事業実施主体)に対して交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○共同活動事業(農地維持支払) <ul style="list-style-type: none"> 農業者のみで構成される組織が実施する農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動 富重地区、上北島地区 計 2地区 ○共同活動事業(農地維持支払及び資源向上活動支払) <ul style="list-style-type: none"> 非農業者を含めた地域住民全体で構成される組織が実施する農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動及び景観形成作物の作付等地域資源の質的効用を図る活動 下富久地区、高江地区、常用地区、西牟田町地区、下妻地区、水田上・中・下地区、鶴田地区、四ヶ所地区、志地区、井田上地区、北長田地区、古島地区、江口・万才地区、島田地区、折地地区、中折地地区、津島東地区、久恵地区、若菜地区、久富地区、井上地区、熊野・蔵敷地区、井田下地区、津島西地区、西田地区(八女市) 計 25地区 						

【成果と課題】

[成果]

[交付金対象農用地面積]

下富久地区 52.7ha、高江地区 37.6ha、常用地区 48.0ha、西牟田町地区 19.9ha、下妻地区 76.6ha、水田上・中・下地区 38.1ha、鶴田地区 80.1ha、四ヶ所地区 17.6ha、志地区 16.2ha、井田上地区 22.6ha、北長田地区 28.6ha、古島地区 37.4ha、江口・万才地区 75.5ha、島田地区 45.5ha、折地地区 76.7ha、中折地地区 25.1ha、津島東地区 19.5ha、久恵地区 41.8ha、若菜地区 25.0ha、久富地区 24.2ha、井上地区 32.9ha、熊野・蔵敷地区 59.0ha、井田下地区 51.0ha、富重地区 30.1ha、上北島地区 20.2ha、津島西地区 6.3ha、西田地区(八女市) 8.3ha 合計1,016.5ha

農用地、農業用排水路、農道等の地域資源の保全活動や集落内での景観形成等の地域資源の質的向上を図る活動が1年を通じて実施された。

当該事業を活用して保全管理されている市内の農用地面積は、市内農振農用地面積の63%にあたる。

[今後の課題]

平成30年度をもって、4地区(常用、下妻、島田、中折地)で活動が終了し、平成31年度から新たに1組織(長崎)が事業実施することとなった。今後も未実施集落に対して、同事業を推進し、農村の有する地域資源の保全活動や景観形成地区を拡大する必要がある。

併せて、現在の集落単位での活動組織の活動範囲を、旧土地改良区等を単位とする区域に広域化していくことも検討しなければならない。

事業名		活力ある高収益型園芸産地育成事業				
6 款	1 項	3 目	予算額	64,049 千円	決算額	64,049 千円
【事業の目的】						
・園芸作物産地の育成及び地域農業の活性化を図る。						
【具体的措置】						
[対象者]	認定農業者または認定農業者等が組織する団体					
[補助額]	上記対象者の園芸作物栽培にかかる省力化施設・機械等への助成 個人認定農業者の場合、1/3以内の県費補助。但し、個人認定農業者であっても、雇用型経営支援及び八女茶振興対策の場合は、1/2以内。 認定農業者等が組織する団体の場合、1/2以内の県費補助。					
【成果と課題】						
[成果]						
19の経営体から事業要望が挙げられ、16事業実施主体で実施した。						
① 筑後いちご第14生産組合	(パイプハウス及び附带施設)	7.2m×42.0m×3連棟	907.2㎡			
	(パイプハウス、育苗施設及び附带施設)	6.0m×37.0m×1棟 外2カ所	825.0㎡			
	(予冷施設)	プレハブ冷蔵庫(1.5坪)	1台			
	(集荷用機械)	自動フィルム包装機	1台			
		事業費:17,652,060円	補助金:7,787,000円			
② 筑後いちご第15生産組合	(パイプハウス及び附带施設)	7.2m×44.0m×4連棟	1,267.2㎡			
	(附带施設)	(加温施設、給水施設、換気施設 外) 光合成促進装置	3台			
	(パイプハウス、育苗施設及び附带施設)	6.0m×35.0m×3棟 外1カ所	1,278.0㎡			
	(パイプハウス、高設採苗施設及び附带施設)	7.2m×25.0m×1棟 外1カ所	408.0㎡			
	(パイプハウス・夜冷施設及び附带施設)	6.0m×17.0m×1棟	102.0㎡			
	循環扇施設	(夜冷育苗施設、給水施設、冷房施設、換気施設) 循環扇	8台			
		事業費:28,026,000円	補助金:12,975,000円			
③ 筑後なす第3生産組合	(パイプハウス及び附带施設)	7.0m×30.0m×4連棟	840.0㎡			
	(附带施設)	(加温施設、給水施設、換気施設 外) 光合成促進装置	2台			
		事業費:10,800,000円	補助金:5,000,000円			
④ 筑後とまと第4生産組合	(パイプハウス及び附带施設)	7.0m×50.0m×3連棟	1,050.0㎡			
	循環扇施設	(加温施設、給水施設、換気施設 外) 循環扇	14台			
		事業費:16,416,000円	補助金:7,600,000円			

⑤ 筑後花き第1生産組合	(循環扇・制御装置) (自動換気装置) (多段式サーモ装置) (被覆資材、骨材) (鉄骨ハウス)	循環扇 10.0m×50.0m×2連棟 外3カ所 10.0m×50.0m×2連棟 外1カ所 7.2m×51.0m×2連棟 7.2m×51.0m×2連棟 事業費:5,832,000円	5台 1,845.6㎡ 1,720.0㎡ 734.4㎡ 734.4㎡ 補助金:2,700,000円
⑥ 個人認定農業者(花き)	(パイプハウス及び附帯施設)	6.0m×40.0m×2棟 (換気施設、内張りカーテン施設) 事業費:3,240,000円	480㎡ 補助金:1,000,000円
⑦ 農事組合法人 光	(パイプハウス及び附帯施設)	6.0m×50.0m×5連棟 事業費:9,385,200円	1,500.0㎡ 補助金:4,345,000円
⑧ 筑後ぶどう第3生産組合	(雨よけハウス) (果樹棚) (パイプハウス及び附帯施設) (被覆資材、骨材、巻き上げ機)	2.0m×30.0~47.0m×12連棟 外1カ所 タキロン線#10他 5,467.2㎡ 隅柱76.3φ、周囲柱48.6φ 棚間隔1.8~2.2m×2.5~3.0m 棚高1.8m 5.4~6.0m×30.0m×7連棟 外1カ所 6.0~7.0m×71.0m×4連棟 事業費:35,424,000円	2,905.8㎡ 2,561.4㎡ 1,846.0㎡ 補助金:16,400,000円
⑨ 個人認定農業者(茶)	(加工用機械)	生葉受入コンベア 生葉取出装置 生葉自動コンテナ トラフコンベア 事業費:7,776,000円	1台 1台 5台 1台 補助金:2,400,000円
⑩ 個人認定農業者(茶)	(加工用機械)	生葉受入コンベア 事業費:1,566,000円	1台 補助金:483,000円
⑪ 個人認定農業者(茶)	(ボイラ~蒸機) (蒸機) (粗揉機~揉捻機) (中揉機~精揉機)	蒸気配管交換 攪拌軸、金網胴等交換 コンベアの平ベルト交換 ストレッチャーユニット交換 事業費:1,155,600円	1式 1式 1式 1式 補助金:535,000円
⑫ 個人認定農業者(茶)	(蒸機~葉打機) (冷却機)	コンベアのネット交換 ネット等交換 事業費:1,155,600円	1式 1式 補助金:535,000円
⑬ 個人認定農業者(茶)	(葉打機) (粗揉機)	シャフト交換 スプロケット、火炉等交換 事業費:972,000円	1式 1式 補助金:450,000円
⑭ 個人認定農業者(茶)	(葉打機) (冷却機) (中揉機~精揉機)	火炉交換 ネット交換 振り分けベルト交換 事業費:2,106,000円	1式 1式 1式 補助金:975,000円
⑮ 個人認定農業者(茶)	(葉打機(粗揉機ワイド))	底竹交換 事業費:808,920円	1式 補助金:374,000円
⑯ 個人認定農業者(茶)	(葉打機) (揉捻機) (中揉機) (精揉機)	下扉開閉シリンダー交換 自動分銅前リミットスイッチ等交換 電極付アクリル板交換 釜開閉シリンダー、回転ホーキ等交換 事業費:1,058,400円	補助金:490,000円

[今後の課題]

生産者の高齢化や後継者不足が進んでいる中、後継者の確保と併せて産地をいかに維持、持続していくかが課題となっている。引き続き、省力化、高品質化に向けた施設等の整備の推進、後継者の確保に取り組み、施設園芸及び特産品目の品質の維持、認定農業者の農業経営を向上させる必要がある。

水路課

事業名			集落基盤整備事業			
6 款	1 項	5 目	予算額	69,408 千円	決算額	49,493 千円
【事業の目的】 浸食が著しい水路やため池の機能整備を図ることで、浸水被害を軽減させ、農業経営の効率化・安定化及び集落及び地域の生活環境の改善と向上を図る。						
【具体的措置】 県営事業として水路26路線、ため池3箇所を整備推進を図る。 平成23年度・・・実施計画策定 平成24年度・・・県営事業に着手 平成29年度までの累計完了地区 ・水路23地区 平成30年度事業実績 (県営) ・工事 2地区 (市単独) ・工事 7地区						
【成果と課題】 [成果]水路整備により、水路機能が向上し冠水被害の軽減が図られた。また、護岸を整備することで、集落内水路の環境悪化の原因である汚泥等の堆積を減らすことが出来た。 [課題]事業予算について、近年、県営事業の予算配当額が十分でなかったことから、事業完了年度を令和2年度に遅らざるを得なくなった。事業進捗を図るためには、県等へ予算確保の働きかけが必要である。また、令和2年度の事業完了を見据え、次期事業を立上げ事業進捗していく必要がある。						

事業名			農村環境整備事業			
6 款	1 項	5 目	予算額	39,912 千円	決算額	38,157 千円
【事業の目的】 水路機能が低下している農業用排水施設等を整備することによって、水路機能の回復・向上を図り、農業経営の効率化・安定化及び集落及び地域の生活環境の改善と向上を図る。						
【具体的措置】 ・水路改良工事 (工事長計L=480m) 前津地区、久恵地区、鶴田地区						
【成果と課題】 [成果]水路整備が完了した地区では、農業集落の排水機能の向上が図れた。 [課題]毎年多くの整備要望が提出されており、採択基準の要件を満たしたものについて、順次県に要望しながら整備を進めているが、県の予算配分に限りがあることから全ての要望箇所の実施には至っていない。						

事業名			水路改良事業			
6 款	1 項	5 目	予算額	31,550 千円	決算額	29,994 千円
【事業の目的】 水路機能が低下している水路施設等を整備することによって、水路機能の回復・向上と、防災機能の強化を図り、地域の生活環境の改善と向上を図る。						
【具体的措置】 ・測量等業務委託 折地 他3地区 (測量面積計 A=820.00㎡) ・水路改良工事 馬間田 他6地区 (工事長計 L=325.45m) ・水路等修繕・管理工事 西牟田 他21地区						
【成果と課題】 [成果] 水路整備の実施により、通水断面が確保され、集中豪雨時の浸水被害が軽減された。また、維持管理に要する労力も減り、生活・衛生環境及び機能が向上した。 [課題] 浸食された水路の整備をはじめ、近年では冠水被害解消のための水路整備、農業の担い手の高齢化等を理由とした法面整備の要望も増加している。国県の補助事業の採択要件を満たさない水路改良や管理工事の負担が課題となっている。今後、住民ニーズの変化に応じた事業展開が必要である。						

事業名		国営筑後川下流域土地改良事業				
6 款	1 項	6 目	予算額	75,915 千円	決算額	75,746 千円
【事業の目的】						
<p>広域的な用排水路を整備し、水田への安定的な水の供給と降雨期の効率的な排水による受益地内全体での洪水調整を行うことで、農地への冠水を防止し、農作物の生産性向上を図る。</p>						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・国営農地防災事業(基幹水路の法面保護整備等)が完了した。 ・国営事業推進のための協議会を中心に、施設の維持管理や用排水機能の適切な運営等を関係団体とともに取り組んだ。 ・県営かんがい排水事業で造成された制水門8基、樋管1基、その他かんがい排水路、管理用通路等の維持管理。 ・基幹水利施設ストックマネジメント事業 筑後地区 機能保全工事 揚水機場7箇所 筑後第2地区 機能保全工事 揚水機場2箇所 <p>・負担金 74,552,412円(内訳:県営かんがい排水事業52,348,455円、基幹水利施設ストックマネジメント事業15,275,000円、筑後川下流土地改良事業関連6,928,957円)</p>						
【成果と課題】						
<p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営農地防災事業の整備区間において、ガードレール等により危険箇所をなくし、安全管理の向上を図り完了することが出来た。 ・関係団体と連携し、維持管理に努めたことで適切に治水・利水の調整機能を果たすことができた。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営かんがい排水事業で造成された水路は、農地からの排水だけでなく、集落からの排水機能も併せ持っているため、豪雨時等は重要な排水施設となっている。しかしながら、整備から既に10年以上が経過し、施設によっては劣化も進んでおり機能診断と改修を図る必要がある。 ・大雨時に水門管理者が適切な維持管理を図れるよう、連絡調整を密にとり冠水被害の軽減を図る必要がある。 						

事業名		県営クリーク防災機能保全対策事業				
6 款	1 項	6 目	予算額	25,990 千円	決算額	25,489 千円
【事業の目的】						
<p>水を貯留する能力が低下しているクリークの法面改修・保護を行うことで、クリークの持つ利水・洪水調整機能等を十分に発揮させることにより、洪水から農作物等の被害を未然に防止する。</p>						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・筑後北部第2Ⅱ期地区 道路復旧 9605.83㎡ ・筑後西部前期地区 護岸工事(整備延長 L=3062m) ・筑後西部後期地区 護岸工事(整備延長 L=1570m) 						
【成果と課題】						
<p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備地区の利水・洪水調整機能を向上し、護岸の維持管理に要する労力を軽減することが出来た。また、筑後北部第2Ⅱ期地区では他市町を跨いでの工事となったため、地元調整や負担割協議など各市町との調整を入念に行い、円滑な道路復旧工事を実施することが出来た。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑後西部前期地区については水路整備が完了し、道路復旧工事(H31年度実施)を残すのみとなった。円滑に工事が出来るよう、市道路課とも協議・連携を行っていく。 ・筑後西部後期地区については水路整備の最終年度となっている。H30年度と同様に関係行政区等に周知を行っていく。 <p>また、工事の早期完了に向けて地元と十分な協議が必要である。</p>						

商工観光課

事業名		中小企業信用保証協会保証料補助金				
7 款	1 項	2 目	予算額	5,327 千円	決算額	4,126 千円
【事業の目的】						
市内中小企業者が市中小企業資金融資制度を利用した際に支払った信用保証料を資金返済後に補給することにより、中小企業者の経済的負担を抑え、経営安定を図る。						
【具体的措置】						
中小企業者は、市資金の融資を受ける際、福岡県信用保証協会(保証機関)に信用保証料(0.5%~2.2%)を支払わなければならない。市では、中小企業が市資金を完済した際にこの保証料を補給している。						
[保証料補給限度額] 実際に保証協会へ支払った額か、平成27年度までの貸付で158,000円、平成28年度からの貸付で200,000円のいずれか低い額。						
○保証料補給 件数及び金額						
	年度	件数	総額(千円)			
	30	52	4,126			
	29	62	5,484			
	28	71	5,386			
	27	63	5,430			
	26	69	6,607			
【成果と課題】						
[成果] 信用保証料の補助により、融資利用者の経済的負担の軽減につながることから、中小企業者の経営安定に寄与している。						
[課題] 融資相談の窓口となる金融機関と連携し、本制度を積極的にPRすることで中小企業融資制度の利用促進を図り、件数の増加に繋げる必要がある。						

事業名		中小企業融資事業				
7 款	1 項	2 目	予算額	300,000 千円	決算額	139,421 千円
【事業の目的】						
市内の中小企業者及び協同組合等に対し、事業に必要な資金を低利で貸し付けることにより、事業の経営安定と設備の近代化を促進する。						
【具体的措置】						
○平成30年度 新規貸付			※()内は平成29年度		※各融資の預託額	
	種類	件数	融資金額(千円)		種類	金額(千円)
	一般融資	50(49)	282,400(225,020)		一般融資	124,708
	設備融資	0(0)	0(0)		設備融資	0
	協同組合等融資	0(0)	0(0)		協同組合等融資	1,159
	不況対策融資	1(0)	10,000(0)		不況対策融資	13,554
	合計	51(49)	292,400(225,020)		合計	139,421
○平成30年度末 貸付残高			※()内は平成29年度			
	種類	件数	融資金額(千円)			
	一般融資	164(159)	522,096(429,580)			
	設備融資	0(0)	0(0)			
	協同組合等融資	0(1)	1,984(1,984)			
	不況対策融資	10(20)	27,934(50,128)			
	合計	174(180)	552,014(481,692)			
【成果と課題】						
[成果] 平成30年度は、法改正により融資保証限度額が引き上げられ、一般融資と不況対策融資の貸付限度額をそれぞれ1250万円から2000万円に拡充したこともあり、新規貸付金額、貸付残高ともに上昇に転じた。本制度により、事業資金を低利で融資することは市内企業の経営安定化に寄与できている。						
[課題] 平成31年度は、融資利率を引き下げることで金融機関との協議が整っている。近隣でも有利な融資条件となったことから、金融機関と協力し利用促進を図ることが課題である。 今後も市内中小企業者が利用しやすい制度を目指し、金融機関と協力して制度改善を図る必要がある。						

事業名		創業支援事業				
7 款	1 項	2 目	予算額	4,800 千円	決算額	3,838 千円
【事業の目的】 市内での創業や新事業への進出を促進し、地域経済の活性化を図る。						
【具体的措置】						
1. 創業者支援補助金 ・市内で創業又は新規事業に進出しようとする個人や法人に対し、その費用の一部を補助する。 ・補助金額：補助対象経費×1/2(創業塾修了者、筑後市民、商店街での創業者は2/3) <u>上限50万円</u>						
2. 創業資金利子補給補助金 ・市内で新規創業し、創業についての資金融資を受ける個人や法人に対し、利子の一部を補助する。 ・補助金額：補助対象期間(資金の利子償還を開始した日から1年間)に支払った利子額 <u>上限10万円</u>						
3. 創業力向上支援補助金 ・筑後商工会議所が実施する「創業塾」の事業費を一部補助する。 ・補助金額 <u>50万円</u>						
※補助件数(金額) 創業者支援補助金 8件(317万2千円) 創業資金利子補給補助金 2件(16万6千円) 創業力向上支援補助金 1件(50万円)						
【成果と課題】						
[成果] ・事業実施により7件の新規創業と1件の新事業進出に繋がった。 (新規創業…サービス業6、飲食業1、計7件、新事業進出…織物業1件) ・15名が創業塾を修了し、事業計画書の作成やマーケティングについて指導することで創業支援を行うことができた。						
[課題] ・新規創業者が創業後も安定して事業が継続できるよう、筑後商工会議所と連携してサポートする必要がある。 ・創業力向上支援補助は、創業希望者のニーズに応じたカリキュラムで実施することにより受講者の増加を図る必要がある。						

事業名		企業誘致対策事業				
7 款	1 項	3 目	予算額	1,060 千円	決算額	31 千円
【事業の目的】 新たな企業を誘致することによる税収増と被雇用者の増加を図る。						
【具体的措置】 税収増と雇用の拡大を目的に企業誘致を進めるため、筑後市工業振興促進条例及び施行規則を改正し、課税免除等の充実や雇用奨励金の制度化を目指し、筑後市産業振興促進条例及び施行規則の制定に取り掛かった。また、中小企業の優遇措置として生産性向上特別措置法(期間:H30~R2)の施行に伴う先端設備等導入計画を作成し、固定資産税の課税免除を行った。						
【成果と課題】						
[成果] 新溝地区に大手建設機械レンタル会社が立地した。野町地区にある包装資材の製造・販売会社の増設を促進し、企業留置に努めた。また、平成30年度において生産性向上特別措置法に伴う課税免除は15件を認定した。						
[課題] 以前に比べ新規の企業誘致は難しくなっているが、企業からの用地の問い合わせ等に対応して情報収集を行っていく。また、税収確保及び雇用創出のため、今後も引き続き各種制度や支援事業の充実を図っていき、既存企業が操業しやすい環境を確保していく必要がある。						

事業名		ちっご祭事業																						
7 款	1 項	4 目	予算額	2,000 千円	決算額	2,000 千円																		
【事業の目的】																								
市民がイベントの企画運営する市民祭としての「ちっご祭」を開催し、地域活性化を図る。																								
【具体的措置】																								
○ちっご祭事業 総経費 6,493,591円（参考：前年度 7,409,409円）																								
[日時] 平成30年9月23日（日・祝）9時～19時30分																								
[場所] サザンクス筑後、市民の森公園、シンボルロード周辺																								
[内容] 子供から大人まで簡単に楽しめる地域対抗イベント「ダンボールで段・弾！団！！」やダンスパフォーマンスとよさこいソーランの「ちっご♡はねてん祭」、芸能大会、キャラクターショー、アマチュアミュージシャンによるライブ等、多彩なイベントを開催。																								
事務局として事業に主体的に関わり、①会議の主宰（ちっご祭振興会2回、ちっご祭企画委員会4回、ちっご祭実行委員会3回、班長会議4回）、②各種イベントの実施調整、③PR活動（協賛金活動も含む）を行った。																								
【成果と課題】																								
[成果]																								
・来場者は30,000人を数え、市内の地域活性化に寄与することができた。																								
・市民祭として市民参加型のイベントを開催することで、地域コミュニティの結束強化を図ることができた。																								
・市内の高校生や大学生など多くの市民ボランティアがイベント実施に携わることで、地域活性化の担い手づくりに繋がった。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催年度</th> <th>来場者数(人)</th> <th>開催年度</th> <th>来場者数(人)</th> <th>開催年度</th> <th>来場者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>35,000</td> <td>平成27年度</td> <td>30,000</td> <td>平成29年度</td> <td>31,000</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>38,000</td> <td>平成28年度</td> <td>33,000</td> <td>平成30年度</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table>							開催年度	来場者数(人)	開催年度	来場者数(人)	開催年度	来場者数(人)	平成25年度	35,000	平成27年度	30,000	平成29年度	31,000	平成26年度	38,000	平成28年度	33,000	平成30年度	30,000
開催年度	来場者数(人)	開催年度	来場者数(人)	開催年度	来場者数(人)																			
平成25年度	35,000	平成27年度	30,000	平成29年度	31,000																			
平成26年度	38,000	平成28年度	33,000	平成30年度	30,000																			
[課題]																								
・平成31年度から、ちっご祭と筑後船小屋花火大会を統合し、「ちっご祭～恋のくに花火大会～」として開催することが決定している。市外からの来場者の拡大を図り、地域経済の活性化につなげることが課題である。																								

事業名		筑後広域公園内休憩施設等管理運営事務																								
7 款	1 項	4 目	予算額	25,873 千円	決算額	22,165 千円																				
【事業の目的】																										
公園への集客力を高め周辺地域の観光交流拠点とすることで、地域の活性化につなげる。																										
【具体的措置】																										
指定管理者制度による施設運営を行った。市と指定管理者で毎月定例協議会を開催し、物産館、温泉館の利用者数・収支の状況等での課題を連携して改善に取り組み、事業を実施した。また、筑後七国観光フェスタではベースボールパーク筑後において船小屋温泉PRを行う等、地域への集客力の向上、地域の魅力向上に努めた。																										
○指定管理料：17,000,000円																										
【成果と課題】																										
[成果]																										
・地域住民、広域公園利用者に憩い・休憩、交流の場を提供した。																										
・物産館利用者数：162,163人（前年度165,840人、3,677人減）温泉館利用者数：119,529人（前年度116,717人、2,812人増）※昨年までの温泉館利用者数はレジカウント数（参考 H29年：90,113人 H30年：92,338人）																										
・H29年度に引き続き、恋ぼたる物産館出荷協議会の協力により、筑後船小屋駅と恋ぼたる間のシャトルバスの運行や各種イベントを行い、利用者数・売上の向上に努めたが、ベースボールパーク筑後開業時の効果を持続できず、売上は減少傾向である。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>《売上：円》</th> <th>平成30年度</th> <th>平成29年度</th> <th>比較増減</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物産館</td> <td>175,129,579</td> <td>181,067,139</td> <td>-5,937,560</td> <td>183,754,217</td> </tr> <tr> <td>温泉館</td> <td>40,097,812</td> <td>40,792,574</td> <td>-694,762</td> <td>42,250,398</td> </tr> <tr> <td>レストラン</td> <td>19,122,085</td> <td>25,497,535</td> <td>-6,375,450</td> <td>24,355,130</td> </tr> </tbody> </table>							《売上：円》	平成30年度	平成29年度	比較増減	平成28年度	物産館	175,129,579	181,067,139	-5,937,560	183,754,217	温泉館	40,097,812	40,792,574	-694,762	42,250,398	レストラン	19,122,085	25,497,535	-6,375,450	24,355,130
《売上：円》	平成30年度	平成29年度	比較増減	平成28年度																						
物産館	175,129,579	181,067,139	-5,937,560	183,754,217																						
温泉館	40,097,812	40,792,574	-694,762	42,250,398																						
レストラン	19,122,085	25,497,535	-6,375,450	24,355,130																						
[課題]																										
・物産館の利用者数は前年度比3,677人減少、売上についても約594万円減少しており、ホークスベースボールパーク筑後開業後、減少傾向となっている利用者数・売上の向上が課題である。そのため、恋のくに観光実行企画委員会、指定管理者など、関係機関と連携し、売上向上を図っていく予定である。																										
・温泉館の利用者数は割引イベントの利用により前年度から増加傾向であり、2,812人増加となったが、売上は前年度から減少した。指定管理者と売上向上につながる対応策を協議して、客単価を上げることの検討を行っていく。																										

事業名		観光推進事業				
7 款	1 項	4 目	予算額	6,889 千円	決算額	6,727 千円
【事業の目的】						
平成28年度に策定した5か年計画の「第2次筑後市観光推進実施プラン」に基づき、観光PR等を行い、観光客の増加を図る。						
【具体的措置】						
1. 恋のくに観光実行企画委員会の開催						
毎月1回「恋のくに観光実行企画委員会」を開催し、「第2次筑後市観光推進実施プラン」の実施について協議する。						
〈活動内容〉						
・開催回数 全体会議 2回 人づくり・魅力づくり班会議9回、筑後のファンづくり・拡がりづくり班会議9回、ワークショップ1回						
・主な取組み内容 ちくご恋のくにかつた大会の開催(参加者129名)、恋のくにアワード(ちくご祭ステージバックパネルコンテスト)の開催、筑後市PRキャラクターの活動展開(SNSの活用、恋のくにグッズ製作)について						
・委員数 20名						
2. 恋のくに観光PR事業						
市内外で開催される観光物産イベントにおいて、観光PRブースの出展、ステージイベントへの出演、観光プロモーション映像の放映、観光パンフレットサンプリング活動により「恋のくに筑後」の魅力を発信した。						
〈活動内容〉						
・恋のファーム筑後市デー(8/18 HAWKSベースボールパーク筑後)						
・ちくご祭(9/23 市民の森公園)						
・九州佐賀国際空港開港20周年企画展(10/1～31九州佐賀国際空港1Fロビー)						
・「RKBラジオ祭」ステージ出演(10/21 福岡市早良区 RKB放送会館)						
・久留米大学あいのく祭(11/3 久留米大学)						
・筑後七国まかない飯GP(11/18 筑後広域公園)						
・JR沿線ちくご観光連絡会 観光PR事業(1/19 JR鹿児島中央駅)						
・筑後七国観光PRキャンペーン(3/24 JR広島駅)						
【成果と課題】						
[成果]						
・恋のくに観光実行企画委員会では、市民参画型の運営を行うことで観光地としての「人づくり」が進んでいる。						
・プラン実行による観光振興の取組みにより、観光入込客数の増加に貢献できた。 (平成29年:106万2千人 → 平成30年:108万3千人)						
・メディア登場回数は年々増加し、「恋のくに筑後」としての認知度の向上に寄与している。 (平成29年:250回 → 平成30年:478回)						
・インターネットで配信した観光プロモーション映像の再生回数は12万回を超え、魅力発信につながった。 (H30年3月時点での動画投稿サイトYouTubeによる再生回数 12万4千回)						
[課題]						
・恋のくに観光実行企画委員会では、多くの市民ボランティアが参加していることから、委員のモチベーション向上が課題である。						
・市内観光地への周遊を促し、地域経済の活性化に繋げることが課題である。						

事業名		着地型観光推進事業				
7 款	1 項	4 目	予算額	7,950 千円	決算額	6,493 千円
<p>【事業の目的】 地域おこし協力隊による地域資源を活用した着地型体験プログラムを開発することにより観光振興に繋げる。</p>						
<p>【具体的措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> ちくご恋たびプロジェクト委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民や市内観光関係団体により組織される「ちくご恋たびプロジェクト委員会」において、毎月1回定例会議を開催し、着地型観光プログラムの企画、実施について協議した。 着地体験型観光プログラムの実施 <ul style="list-style-type: none"> ちくごシアワセ女旅〈春夏版〉 8プログラム 参加者114名(応募154名) 〈秋冬版〉 8プログラム 参加者90名(応募169名) 女子力UP月間 3プログラム 参加者19名(応募21名) かすり女子計画 7プログラム 参加者66名(応募284名) 研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> みやま市と合同でワークショップを開催し、企画のブラッシュアップを行った。(参加者20名) イベントでのブース出展 <ul style="list-style-type: none"> 市内外で開催されるイベントにおいて体験コーナーを出展し、着地体験型観光プログラム「ちくごシアワセ女旅」のPRを行った。 						
<p>【成果と課題】</p> <p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用し体験プログラムとして実施することで、当市の新たな魅力の創出及び発信に寄与することができた。 体験プログラムの参加者のうち約半数は、市外からの参加であり観光消費の拡大につながっている。 久留米餅を題材とした新規の体験プログラム「かすり女子計画」は、多くのメディアに取り上げられ、久留米餅生産地としての当市の魅力発信につながった。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者の市内観光地への誘客など滞在時間を延ばす取組みを行い、地域経済の活性化につなげることが課題である。 開発した体験プログラムが餅生産者や製造業などの事業者により実施されるよう定着を図ることが課題である。 						

消費生活センター

事業名		消費生活相談事業				
7 款	1 項	1 目	予算額	2,837 千円	決算額	2,825 千円
<p>【事業の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する相談内容は複雑・多様化してきており、専門窓口を設置して非常勤の消費生活相談員の配置を行い、消費生活に関する相談業務を通して、消費者の不安、悩みを解消する。 消費者が、消費生活に関する正しい知識を習得し、トラブルを未然に防げるようになる。 						
<p>【具体的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員(月・火・木・金曜日、非常勤職員1名配置)を置き、消費者の取引等に関して生じたトラブルに対し、事業所との交渉や各消費生活センターとの連携により解決を図る。 消費生活情報専用端末の活用及び連絡会議等参加により、他市町村や関連団体等との情報交換を行う。 消費生活トラブルを未然に防ぐため、地域への出前講座や広報啓発等を行う。相談員や職員のスキルアップのため各種研修会等へ参加する。 <p>出前講座8件 参加者225人 事例検討会・研修会等参加 5回 広報ちくご掲載 2回(10月号、3月号) 街頭啓発行動 2回(5月11日西鉄久留米駅前、12月7日サンリブ前)</p>						
<p>【成果と課題】</p> <p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度相談件数267件(延相談件数556件)。そのうち、相談窓口が介入した件数は93件で、うち81件が斡旋・解決に至った。また、架空・不当請求への対応や自主交渉案件への助言、若しくは専門機関への引き継ぎ等により、相談者の悩みや不安が解消された。 相談内容は複雑・高度化しており、相談者及び相手事業者も多種多様にわたっている。相談員があっせんや事業者との交渉等を行うことにより消費者トラブルが解決しており、市民の安心にもつながっている。 消費者の被害やトラブルを未然に防止するために、市ホームページ、広報ちくご等での啓発や、児童・民生委員会、地域デイサービス等での出前講座の実施により、参加者におけるクーリング・オフを理解した割合は約9割となっている。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者を狙った詐欺の手口は年々巧妙化し、市内でもニセ電話詐欺等の被害が発生している。今後も、老人会や地域の行事開催時における出前講座実施の呼びかけや、広報等による周知で被害の未然防止に取り組む必要がある。 新たに立ち上げた筑後市消費者安全確保連絡会議において、参加関係機関相互の連携及び情報共有を行い、高齢者等の消費者被害防止対策の普及、啓発及び広報活動、重篤な事例の検証、消費者被害防止への効果的な対策の実施及び検討を行う必要がある。 若年者の消費者トラブルを防ぐために、若年者向けの出前講座や広報等での周知を検討する必要がある。 訪問販売等による契約トラブル防止のため、クーリング・オフの周知にも引き続き取り組んでいく必要がある。 						

道路課

事業名		国道道各路線の改良整備促進事務				
8 款	1 項	1 目	予算額	554 千円	決算額	548 千円
【事業の目的】						
・筑後市内の幹線道路(国道、県道)の整備促進を目的として、関係機関との連携及び連絡、調整を図る。						
【具体的措置】						
・一般国道442号道路整備促進期成会、九州国道協会及び福岡県道路協会と連携し要望活動を行い、国道・県道の整備促進を図る。						
・関係機関及び地元との連絡、調整を図る。						
【成果と課題】						
[成果]						
・国道209号上原々交差点改良事業の地元説明会開催及び用地測量実施						
・県道柳川筑後線バイパスの全線開通						
・県道水田大川線改良事業の地元説明会開催及び用地測量実施						
・県道瀬高久留米線改良事業用地買収工事着工、富久交差点改良事業の用地測量実施						
[課題]						
・国道・県道事業の早期完成に向け、各種期成会・協会とも連携し、関係機関へより積極的な要望活動を行い、予算確保を図る必要がある。						

事業名		道路維持補修管理事業				
8 款	2 項	2 目	予算額	123,126 千円	決算額	121,921 千円
			繰越明許予算額	4,100 千円	繰越明許決算額	4,064 千円
【事業の目的】						
・市道が、道路利用者にとって安全で快適に通行ができるように維持保全を行う。また、街路樹及び街路灯などの道路付属施設については、都市景観形成と、夜間における車両、歩行者の安全性を確保する。						
【具体的措置】						
・地元行政区からの要望箇所 185箇所						
・単価契約(舗装補修) 市道長浜新溝線 他13箇所						
・道路補修工事(請負契約) 市道蔵敷熊野線 他22箇所						
・側溝等清掃業務委託 市道秋松熊野線 他12箇所						
・道路側溝等監視業務委託(その他市道)						
・筑後市街路樹等維持管理業務委託						
・筑後市道既設舗装調査設計業務委託						
・昇降機保守点検業務委託						
【成果と課題】						
[成果]						
・道路施設の監視業務(パトロール)及び、舗装・側溝等の補修を実施したことにより、管理瑕疵による重大事故が抑制できた。						
[課題]						
・道路の老朽化に伴い、地元から多くの補修系要望が提出されるなか、緊急性や危険性を考慮しつつ、各箇所の優先度を決定し維持補修を実施する必要がある。						

事業名		道路新設改良事業				
8 款	2 項	3 目	予算額	112,162 千円	決算額	106,724 千円
			繰越明許予算額	36,345 千円	繰越明許決算額	34,293 千円
【事業の目的】						
・地元からの要望をもとに、道路の拡幅、歩道や側溝等の整備を実施することで、歩行者や車両が安全に通行できる道路網を確立し、市民生活には欠かせない生活道路の利便性や安全性の向上を図る。						
【具体的措置】						
・用地取得面積 1639.64 m ²						
・業務委託(測量・調査等) 市道和泉中秋松線 他8箇所						
・道路改良工事 市道折地後田折口線 他20箇所						
・舗装新設工事 市道井田板橋1号線 他3箇所						

【成果と課題】

[成果]

・道路整備を実施したことにより、生活道路としての利便性や安全性が向上し、道路に満足している市民の割合(生活道路)が前年比2ポイント上昇の75.3%となった。

[課題]

・地元からの多くの道路整備要望について、各箇所ごとの事業内容を整理し、効果的に事業を進める必要がある。

事業名		交通安全対策事業				
8 款	2 項	3 目	予 算 額	5,200 千円	決 算 額	5,150 千円
【事業の目的】						
・道路通行時の危険箇所を地元と協議し、道路反射鏡・防護柵・区画線等の安全施設を設置することで、道路利用者の安全性を向上させる。						
【具体的措置】						
・交通安全施設工事(1工区) 他10箇所						
【成果と課題】						
[成果]						
・地元要望箇所や危険箇所について、早期に現地調査を行い、適切な安全施設設置を行うことで、道路の安全性が向上した。						
[課題]						
・高齢ドライバー事故多発問題など現代社会における交通問題に対し、市のみならず警察と連携をとり、道路の安全対策を図っていかねばならない。						

事業名		社会資本整備総合交付金事業				
8 款	2 項	3 目	予 算 額	297,633 千円	決 算 額	166,063 千円
					翌年度繰越額	125,945 千円
			繰越明許予算額	81,058 千円	繰越明許決算額	77,390 千円
【事業の目的】						
・幹線的市道の整備推進により、国・県道や近隣市町との交通ネットワークを構築し、交通利便性の向上や地域の活性化を図る。また、道路整備や通学路対策を行うことで、道路利用者の安全性を向上し、安心して利用できる道路利用空間を提供する。						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得面積 659.50㎡ ・業務委託(測量・調査等) 市道新溝山ノ井旧県道線 他3箇所 ・道路改良工事 市道前津向山林屋敷線 他10箇所 ・舗装新設工事 市道溝口庄ノ後線 ・通学路対策 通学路対策工事(1工区) 他4箇所 						
【成果と課題】						
[成果]						
・国の補助事業を効果的に活用し、社会資本として重要な道路整備・通学路対策を実施することで、交通利便性や安全性が向上した。						
[課題]						
・社会資本である道路の整備には、今後も多額の費用が必要となるため、国の補助事業制度を有効活用し、効率的に道路整備を実施する必要がある。						

事業名		橋梁維持補修事務				
8 款	2 項	4 目	予 算 額	26,300 千円	決 算 額	25,922 千円
<p>【事業の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年の道路法改正を受け、市では平成26年度より全ての橋梁について5年に1度、橋梁点検を実施しており、今後も国が定めた道路橋定期点検要領に基づき点検、保全を継続して実施する。 橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えに係る総合的経費の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性、信頼性を確保する。 						
<p>【具体的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋梁補修工事 2橋 橋梁補修設計業務 1橋 橋梁長寿命化修繕計画策定業務 						
<p>【成果と課題】</p> <p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋梁の補修を実施したことにより、道路通行の安全性が向上した。 平成29年度末で市が管理している全ての橋梁点検が完了し、平成30年度に全ての橋梁を対象とした橋梁長寿命化修繕計画の策定を行った。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検業務については、令和元年度より管理橋梁の45%を直営点検で実施するため、点検体制強化が必要である。 修繕の実施には多額の費用が伴うため、国の補助事業を最大限活用する必要がある。 						

都市対策課

事業名		筑后市街灯設置奨励補助事業				
2 款	1 項	16 目	予算額	4,125 千円	決算額	4,116 千円
【事業の目的】						
市民の安全対策及び都市の美観化を図るため、行政区等によって公共的な場所等に設置される街灯の設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付し、街灯の設置を促進する。						
【具体的措置】						
公共的な場所等に、行政区等によって設置される、防犯灯及び街路灯等の設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するもの。						
<ul style="list-style-type: none"> ・街灯の新設、増設又はLED等への改造については、事業費(上限は1灯当り25,000円)の4分の3を乗じて得た額。 ・300メートル以上無点灯区間の道路における防犯灯の新設については、事業費に10分の9を乗じて得た額。 ・商店街や幹線道路における10灯以上連続した同一様式の街路灯の新設、増設または改造については、事業費に4分の3を乗じて得た額。 ・その他、安全対策上または美観化において、市長が特に必要と認める街路灯の新設、増設または改造については、事業費(上限は1灯当り50,000円)に2分の1を乗じて得た額。 						
<ul style="list-style-type: none"> ■街灯補助申請行政区及び団体数:48団体 ■補助数:241灯(新設40灯、改造201灯、集落間0灯) 						
【成果と課題】						
(成果)						
<ul style="list-style-type: none"> ・行政区や地域の団体によって街灯の新設又は改造がなされたことにより、地域の防犯性の向上と街の美観化が図られた。また、既設の街灯のLEDへの改造を促進させることで、街灯の機能向上が図られた。 						
(課題)						
<ul style="list-style-type: none"> ・街灯の省電力化等が進んでいること、防犯に対する課題への意識が高まっていることなどから、新設やLED照明器具への改造申請が年々増加傾向となっている。一方で、要望額が予算額を大きく超えたため、97灯(約2,456千円)に補助金を交付できず、全ての要望には対応できなかった。よって、今後も要望の推移を検証するとともに、本補助金の在り方や予算配分などについて検討しつつ、事業を推進していく必要がある。 						

事業名		駅周辺施設維持管理事務				
8 款	4 項	1 目	予算額	14,833 千円	決算額	12,561 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・在来線及び新幹線利用者のため、利用しやすい駅関連施設の整備、維持管理を行う。 ・駅関連施設(駅前広場、人たまりスペース、公衆用トイレなど)が駅利用者や駅を訪れる方にとって、使いやすい状態となるよう維持管理を行う。 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ■主な委託業務 ・羽犬塚駅、筑後船小屋駅駐輪場等管理業務委託(整理、清掃等) 期間:H30.4.1~H31.3.31 ・羽犬塚駅、筑後船小屋駅前広場清掃業務委託(清掃、除草、景観保全等) 期間:H30.4.1~H31.3.31 ・羽犬塚駅、筑後船小屋駅公衆用トイレ清掃業務委託(清掃、点検等) 期間:H30.4.1~H31.3.31 ・筑後船小屋駅公衆用トイレ浄化槽清掃、保守点検業務(点検、清掃) 期間:H30.4.1~H31.3.31 ・羽犬塚駅、筑後船小屋駅前広場樹木管理業務委託 期間:H30.5.23~H31.2.28 ■主な修繕 ・筑後船小屋駅場内トイレ漏電他改修 工期:H30.11.1~H30.11.12(88千円) ・JR羽犬塚駅東側シェルター及び駅前駐輪場照明修繕 工期:H30.12.17~H30.12.27(90千円) 						
【成果と課題】						
(成果)						
<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、清掃、点検、修繕等に努めた結果、大きな事故や苦情もなく、安全で快適な駅周辺施設を維持することができた。 ・H30年度で指定管理が満了した筑後船小屋駅西側駐車場は、H31年度より運営管理方式を指定管理方式より直営方式に改めた。 						
(課題)						
<ul style="list-style-type: none"> ・筑後船小屋駅周辺におけるイベント時の駐車場不足など、駅利便性に関する課題解決策の検討する必要がある。 						

事業名		都市計画変更・策定事務				
8 款	4 項	1 目	予算額	8,002 千円	決算額	7,487 千円
【事業の目的】						
<p>バイパス整備に伴う八女インターチェンジ周辺、HAWKSベースボールパーク筑後周辺における開発を求める声や、将来の人口減少に伴う財政状況の悪化、高齢化社会に対応する公共交通ネットワークの検討など、近年の社会情勢の変化に伴う土地利用方針の見直しが求められている。</p> <p>このようなことから、その傾向と現状を鑑みた「用途地域の見直し」、「立地適正化計画策定」、「筑後市都市計画マスタープラン改正」を進め、市が目指す都市づくりを推進する。</p>						
【具体的措置】						
<p>将来都市構造実現に向けた都市機能及び住居機能の誘導方策(立地適正化計画)などを今後計画することを踏まえ、筑後市に適した市街地(用途地域)規模の算出、土地利用の実態調査及び現状分析を実施し、最善となる用途地域設定の検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画審議会(H30.10.22) ・筑後船小屋駅周辺地区のまちづくりに関するアンケート実施(H30.11.9) ・平成30年度第1回土地利用検討委員会(H31.1.30) ・県都市計画課協議(H31.2.5) ・平成30年度第2回土地利用検討委員会(H31.2.18) <p>[主な経費] 筑後市都市計画検討業務委託 7,322千円</p>						
【成果と課題】						
<p>[成果]</p> <p>市民アンケート結果では、計画的に市街化形成がなされている(乱開発されていない)との回答が、インフラ整備、施設整備等が進展して商業施設等の進出が増加していることもあり、過去5年平均で毎年約1.3ポイント上昇している。特に、国道442号バイパス沿道については、これまで農地だった場所に商業系用途の開発が数多く行われており、新たな市街地が形成されつつある。</p> <p>用途地域内建築割合は、過去5年平均で毎年約1.93ポイント減少していることから、用途地域内の開発等は飽和に近づいていると考えられる。</p> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、高齢化の進展を鑑み、地域活力を維持して安心して暮らせるよう「コンパクト・プラス・ネットワークシティ形成」のまちづくりを進める必要がある。 ・九州新幹線筑後船小屋駅の周辺や国道442号バイパス沿線においては、大型企業の誘致などの環境変化に対し、用途見直し調査検討を進めているが、秩序ある適切な市街地形成を実現していくためには、更なる調査、関係する法令及び制度等との調整等の課題整理が必要であることに加え、周辺へのスプロール化を抑制するためにも、早急な対策が必要である。 						

事業名		筑後市社会資本総合整備事業(拠点形成事業)				
8 款	4 項	1 目	予算額	292,988 千円	決算額	286,588 千円
【事業の目的】						
<p>・市の都市的課題解消と施策推進を目的として平成25年度に作成した『筑後市北部地区都市再生整備計画』に基づき、第五次総合計画に定める「定住促進、及び秩序ある市域の整備の実現」に向け、平成26年度から平成30年度の5年間で事業を進める。</p>						
【具体的措置】						
<p>■ 工事請負費 [183,206千円]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑後市北部地区防災拠点等施設整備工事(1工区、2工区、3工区、4工区) [131,738千円] ・筑後市北部地区防災拠点等施設舗装工事(1工区、2工区) [30,515千円] ・筑後市北部地区防災拠点等施設電気工事(1工区) [12,131千円] ・筑後市北部地区防災拠点等施設水道工事(1工区、2工区、3工区) [6,667千円] ・筑後市北部地区防災拠点等施設植栽工事 [1,186千円] 他2工事 [969千円] <p>■ 委託料 [8,474千円]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑後市北部地区防災拠点等施設樹木管理業務委託 [4,325千円] ・筑後市北部地区都市再生整備計画事後評価支援業務 [3,121千円] 他5業務 [1,028千円] 						

【成果と課題】

[成果]

・北部交流センター内の多目的広場、県所有であった元学校用地の整備が完了し、平成31年3月3日に開園式典を行うことができた。また、都市再生整備計画に基づく周辺事業(情報板設置事業、定住PR等)、及び事業完了に伴う事後評価を行い、今後のまちづくりの課題についても整理を行うことができた。

[課題]

・整備された地域交流センターや多目的広場が有効に活用されるための管理運営手法を検討する必要がある。
 ・当該地区は非線引き都市計画区域の用途無指定地域であるまま既成市街地が形成され、市街地として必要とされる都市施設整備を積極的に行うことが出来ない状況であり、土地利用規制の導入の検討が必要である。

事業名		コミュニティ自動車貸与事業				
8 款	4 項	1 目	予算額	5,978 千円	決算額	4,857 千円
【事業の目的】						
地域住民の通院、通学、買い物など日常生活に不可欠な移動手段を確保することで、公共交通空白地域や、路線バスの運行本数の少ない不便地域の利便性向上を図り、「安全で快適な生活を支えるまちづくり」を実現する。						
【具体的措置】						
住民による互助無償運送を実施する地域(校区行政区等)に対して、市がリース契約する自動車(10人乗りワゴン車)の無償貸与、及び運営費用の1/2を上限とする補助金交付などの総合的な支援を実施する。 また、実施地域及び実施検討地域に対し、道路運送法等に関する情報提供、運営運行に関する意見交換及び運行実施に向けた導入サポート等の支援を適宜実施している。						
[実施地域] 下妻校区、古島校区、松原校区、二川校区						
[貸与期間] 平成30年4月1日～平成31年3月31日						
[リース料] 1,852千円(4台)						
[補助金] 2,105千円(4地域)						
[実施支援] 12/19西牟田校区、1/28西牟田校区、2/6実施団体連絡会議						
【成果と課題】						
[成果]						
公共交通空白地域を重点的に巡回するコミュニティ自動車は、地域住民の生活交通の一助として重要な交通手段となっており、高齢化社会の進展や免許証自主返納の風潮などから関心も年々高まってきている。 運営自体も、住民主体で協議が行われていることで、利用者ニーズを十分に反映した効果的かつ合理的な運行が行われている。また、2次的メリットとして、高齢者が外に出る機会が増えたことで、健康増進、地域コミュニケーションの活性化につながっている。(利用者アンケートより) 平成30年度実施地区の運行状況(延べ乗降者数、運行日数)は次のとおり。						
<ul style="list-style-type: none"> ・下妻校区「みどり号」 2,575人、244日運行 ・古島校区「のらんの号」 3,916人、97日運行 ・松原校区「まつばら号」 15,980人、255日運行(デイサービス運行含む) ・二川校区「絆号」 441人、70日運行(11/15運行開始) 						
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省において道路運送法の解釈の整理がなされており、筑後市で実施する互助無償運送(コミュニティ自動車)の運行スキームを一部整理する必要性が生じている。 ・各交通手段(鉄道・路線バス・コミュニティ自動車等)の役割を整理し、効率的な財源の活用及び生活交通の利便性向上を図る必要がある。 						

事業名		公園維持管理業務				
8 款	4 項	2 目	予算額	49,573 千円	決算額	47,773 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む公園施設の延命化と安全性の確保 ・公園利用者が安心して利用できる空間造り 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ■主な委託業務 <ul style="list-style-type: none"> ・公園の管理業務(清掃、除草、景観保全等※11公園) 期間:H30.4.1～H31.3.31 ・地元行政区等による管理(清掃、除草、景観保全等※6公園) 期間:H30.4.1～H31.3.31 ・公園樹木の管理業務(剪定、消毒等※公園15箇所) 期間:H30.5.31～H31.2.28 ・浄化槽保守点検、清掃業務(浄化槽点検、清掃※公園8箇所) ・毎月の公園パトロール(日中・夜間) ■主な工事 <ul style="list-style-type: none"> ・井原堤水辺公園街灯ランプ取替工事 工期:H30.11.14～H30.12.25(1,287千円) ・水田公園他1公園施設工事 工期:H31.3.8～H31.3.27(948千円) 						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理している公園20箇所のうち、17箇所を地域団体と委託契約等による清掃管理を維持することができた。また、開発公園を含め6箇所の公園では、環境パートナー制度による管理を実施することができた。 ・公園内における街灯について、一部ではあるがLED化を図ることでコスト縮減及び老朽化対策を講ずることができた。今後も継続した整備が必要である。 						
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の定期点検、遊具の安全点検、樹木管理、公園清掃など日常的な維持保全を適切に行い、安全で利用しやすい公園を充足に努めているが、老朽化を原因とした苦情が多数発生していることから、公共施設等総合管理計画の方針である、事後保全型から予防保全型への移行のために公園長寿命化計画の策定が必要である。 ・地域団体と委託契約等による清掃管理を維持するために、密な連絡や意見交換などを行い、市民協働で管理されている公園数の維持に努める。 						

事業名		市営住宅維持管理業務				
8 款	5 項	1 目	予算額	28,814 千円	決算額	21,168 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給することで、住民生活の安定と福祉の増進に寄与する。 ・管理戸数:9団地501戸(うち公営8団地474戸、改良住宅1団地17戸、特定公共賃貸住宅(公営併設)1団地10戸) 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ○入居・退去 <ul style="list-style-type: none"> ・募集回数:4回 募集戸数:36戸 応募件数:45戸 入居件数:17件 ・退去件数:25件 ○収納 <ul style="list-style-type: none"> ・督促(毎月送付 延べ621件) ・催告(毎月送付 延べ516件) ・保証人への通知(毎月送付 延べ58件) ・訪問徴収(2回 延べ18件) また、滞納者に応じて随時、徴収等を実施 ○主な工事・業務委託 <ul style="list-style-type: none"> ・木松団地玄関ドア錠等取替工事(529千円) ・鶴田団地ブロック塀改修工事(486千円) ・玄ヶ野団地ブロック塀改修工事(432千円) ・市営住宅長寿命化計画策定業務(6,038千円) 						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> ・年間通してほぼ入居状態であり、93.5%と高い水準の入居率を維持している。 ・徴収においては督促・催告・保証人への通知及び請求等を行い、現年度、過年度を合わせ徴収率は前年度を上回り近年では最高の徴収率となった。また、それに伴い前年度と比較し滞納額も減少した。 ・徴収率:92.89% 家賃調定額(115,307千円) 家賃収入額(107,113千円) 						
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> ・「市営住宅長寿命化計画」に基づき、住宅の維持管理をおこなっているが住宅設備については、年々老朽化が進みどのように優先順位を付け工事をおこなっていくかが課題となっている。また、それと同時に定期的なメンテナンスを行い適正な維持管理をおこなう必要がある。 ・全体の滞納者数及び滞納額の減少がおこなわれた。今後も引き続き滞納額減少のため、高額滞納者等に対しては明渡し請求を含めての対応をおこなっていく必要がある。 						

消防総務課

事業名		職員研修に関する事務		
9 款	1 項	1 目	予算額	決算額
			338 千円	317 千円
<p>【事業の目的】 消防組織法第51条に基づき、消防の責務を正しく認識させるとともに、資質の向上、学術及び技能の習得、規律及び体力の向上を図ることで、人格の育成と技術の涵養に努めさせる。これらの習得をもって、その職務を遂行するにたる消防職員を養成することを目的とする。</p>				
<p>【具体的措置】 平成30年度福岡県消防学校入校 ○消防操法指導員研修 (1名) 平成30年5月 9日～5月10日(2日間) ○第23回水難救助教育 (2名) 平成30年9月26日～10月12日(12日間) ○第12回警防実務研修 (1名) 平成30年10月15日～10月19日(5日間) ○第14回はしご自動車教育 (1名) 平成30年10月29日～11月 1日(4日間) ○第47回初級幹部科(B) (1名) 平成30年11月 5日～11月16日(10日間) ○第12回初級幹部科(A) (1名) 平成30年12月 3日～12月 7日(5日間) ○第16回危険物科 (1名) 平成30年12月10日～12月14日(5日間)</p>				
<p>【成果と課題】 [成果] ・専科教育入校者(特に危険物科)については、基礎的知識に加え、他本部での実例への対応や事後対応など情報共有を行うことができ知識の幅を広げることができ、当本部の活動へフィードバックできた。 ・近年、大規模災害が全国で頻発しており、当本部も、緊急消防援助隊・福岡県大隊として派遣されることになっている。福岡県消防学校への入校は、県内各消防本部職員との合同研修の機会であり、ここで培われた人間関係が、緊急消防援助隊として派遣された際に、円滑な情報共有、活動を行うことができることにつながると考える。</p> <p>[課題] ・福岡県消防学校入校については、1つの専科教育に対し1名ないし2名しか入校させることができない。よって、多くの専科教育を受講し、知識・技術の習得を行うことができる唯一の機会を、さらに拡大していきたい。 ・消防大学校入校は、高度な専門的知識習得の機会であり、災害の複雑化に伴い、その対処法や戦術等は、年々変化しており、重要な教養機関である。 以上のことから、職員の配置や予算配分の工夫により入校の可能性を検討していく。</p>				

消防警防課

事業名		救急車両購入事業		
9 款	1 項	1 目	予算額	決算額
			37,214 千円	31,684 千円
<p>【事業の目的】 老朽化した救急車両(平成12年導入)を更新することにより、増加傾向にある救急出動に対し適切な救急サービスを提供していくため。</p>				
<p>【具体的措置】 高規格救急車(救急1号車) ○平成30年5月10日 入札 ○平成30年6月22日 落札業者との物品売買契約書の締結 ○平成31年2月15日 納車 ○平成31年2月28日 検収</p>				
<p>【成果と課題】 [成果] 最新の救急車を導入したことにより、車両性能の向上や高性能資機材が導入され、傷病者に対しての質の高い救急サービスの提供が期待できる。</p> <p>[課題] 次年度で車齢が10年を超える救急車(平成17年納入・平成22年納入)が2台あり、車両更新の目安となる走行距離10万キロもゆうに超えている状況である(20万キロ・13万キロ)。また、車両に積載している資機材のほとんどが保障期間切れとなり故障した際、修理・交換も出来ない資機材も多くある状況である。今後、早急に車両更新をしていく必要がある。</p>				

事業名		梯子車購入事業				
9 款	1 項	1 目	予 算 額	224,907 千円	決 算 額	222,313 千円
<p>【事業の目的】 旧梯子車は、平成7年3月に配備しメンテナンスを重ねながら20年以上使用してきたが、メーカー推奨の使用期限を超過し今後の安全保障も困難となることから、更新することにより、火災現場において安全で適切な対応を可能とする。</p>						
<p>【具体的措置】 30m級先端屈折式はしご車付消防自動車(水路付) ○平成30年 4月26日 入札 ○平成30年 6月22日 落札業者との物品売買契約書の締結 ○平成30年10月23日 納車 ○平成30年10月29日 検収</p>						
<p>【成果と課題】 [成果] 最新の車両を導入したことにより、梯子部分の先端屈折やバスケット搭乗人員の増加等により、消防活動の幅が広がる。また、安全機能が充実したことで、より安全な消防サービスの提供が期待できる。 [課題] 年次保守点検・オーバーホール等のメンテナンス費用が高額であり、適切に車両を維持管理していくため計画的な予算確保が必要。また、補助金等を活用した車両の更新や近隣消防との共同での運用、消防広域化についても検討が必要である。</p>						
事業名		消防団訓練事務				
9 款	1 項	2 目	予 算 額	9,266 千円	決 算 額	6,887 千円
<p>【事業の目的】 1 訓練や講習を通して消防団活動に必要な知識や技術を習得し、安全確実な活動を行い、市民の負託に応える。 2 消防団員一人ひとりが防災意識を高め、地域防災のリーダーとして安全安心のまちづくりに貢献できる人材を育成する。</p>						
<p>【具体的措置】 ○平成30年4月1日 新入団員基礎教養訓練 場所:消防本部3階会議室 参加者:20名(7名欠席) 新入団員に対し、基礎的な講義・訓練等を実施 ○平成30年6～8月 ポンプ操法訓練 場所:消防本部前広場 参加者:707名(延べ人数) 筑後支部操法大会に向け、全団員に対して消火栓操法訓練を実施 ○平成30年6月24日 全団員教養訓練 場所:サンコア3階軽運動室及び東庁舎北側駐車場 参加者148名 全団員に対し、①車両点検要領、揚水時・放水時等の注意点、②土のう作成及び水防工法説明・訓練、③救急講習・AED取扱い訓練、④災害対応マニュアル・安全管理マニュアルの周知について実施。 ○平成30年9月2日 第48回筑後支部操法大会 場所:矢部川浄化センター(島田) 参加者:248名 ○平成30年11月15日 火災予防運動に伴う防災訓練 場所:古島小学校 参加者:35名 ○平成30年3月6日 火災予防運動に伴う防災訓練(雨天中止)</p>						
<p>【成果と課題】 [成果] ・各種訓練を通して、消防団活動に必要な知識・技術を身につけ、災害現場での対応力を強化することが出来た。 ・大規模災害時における消防団の活動や、今年度策定した災害対応マニュアルの周知徹底を図り、安全かつ効果的な活動に対する知識・技術の習得が出来た。 [課題] ・安全な災害活動を実施する上で必要な資機材・貸与品が不十分であるため、必要な資機材等を抽出し、順次購入できるよう予算措置を行う必要がある。</p>						

事業名		消防通信指令センター運用事務				
9 款	1 項	3 目	予 算 額	16,787 千円	決 算 額	15,275 千円
【事業の目的】						
<p>消防救急無線のデジタル化により画像データの送受信や通信内容の秘匿性確保が可能になることによる、的確な指示と個人情報の保護を目的とする。また、指令業務を筑後地区8消防本部で行うことによる、大規模災害等に対する応援体制の強化、効果的・効率的な消防力の運用を目的とする。</p>						
【具体的措置】						
<p>筑後地域消防通信指令センター事業費負担金 11,601,176円 上記金額は共同運用を行っている8消防本部管轄内の人口により按分され計算されている。</p> <p>電話料(テレドーム料・119回線・FOMA回線・タブレット使用料) 996,334円</p> <p>消防緊急通信システム及び消防救急デジタル無線保守点検委託料 2,676,996円</p>						
【成果と課題】						
<p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害地点確定までの時間が短縮されることで、初動体制の迅速化を図ることができる。 ・8消防本部の車両動態管理が一元化できるため、大規模災害時等に円滑かつ柔軟な対応が可能となる。 ・消防救急無線がデジタル化されることで、秘匿性が向上し、個人情報保護強化が可能となる。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は適切な維持管理を行うための保守費・中間、全面更新及び修繕費等について高額なランニングコストが予想される。 						

学校教育課

事業名		少人数学級編制事業				
10 款	1 項	2 目	予算額	66,391 千円	決算額	63,460 千円
【事業の目的】						
小学校において、少人数学級編制を実施し、児童の実態に応じたきめ細やかな学習指導や生活での指導を行い自ら考える力など「生き抜く力」を育成する。						
【具体的措置】						
市立小学校の1クラスを35人以下にするために教育職員を12名配置した。						
実施校	学年	人数	事業実施前学級数(1学級あたり人数)	事業実施後学級数(1学級あたり人数)		
羽犬塚小	3年	110人	3学級(36～37人)	4学級(27人～28人)		
羽犬塚小	4年	110人	3学級(36～37人)	4学級(27人～28人)		
松原小	6年	74人	2学級(37人)	3学級(24人～25人)		
水洗小	6年	39人	1学級(39人)	2学級(19人～20人)		
西牟田小	5年	40人	1学級(40人)	2学級(20人)		
西牟田小	6年	38人	1学級(38人)	2学級(19人)		
筑後小	3年	78人	2学級(39人)	3学級(26人)		
筑後小	4年	73人	2学級(36～37人)	3学級(24人～25人)		
筑後小	6年	77人	2学級(38～39人)	3学級(25人～26人)		
筑後北小	3年	39人	1学級(39人)	2学級(19人～20人)		
筑後北小	5年	40人	1学級(40人)	2学級(20人)		
筑後北小	6年	40人	1学級(40人)	2学級(20人)		
【成果と課題】						
〔成果〕教員が児童一人一人に向き合える時間が増えることできめ細かな指導ができる。このことは、教員と子どもとの信頼関係の構築、落ち着いた学級運営にもつながり、結果として子どもの学習意欲の向上にも寄与している。						
〔課題〕人手不足による採用教員の年代の偏りが課題である。						

事業名		外国語指導助手配置事業				
10 款	1 項	2 目	予算額	14,578 千円	決算額	11,308 千円
【事業の目的】						
児童生徒が直接外国人と接することで、外国の人々の生活や文化に興味を持つようになり国際理解が深まる。また、児童生徒がネイティブスピーカーの指導をうけることで、コミュニケーション能力および英語学力の向上を図る。						
【具体的措置】						
小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、外国語活動および英語科授業で活用することで英語教育の充実を図る。 ALT派遣業務契約(民間)により小学校に2名、中学校に1名、南筑後教育事務所より中学校に1名を派遣した。						
【成果と課題】						
			単位:時間			
年度	活用時数		ALTの体制			
	小学校	中学校				
平成28年度	503	445	2名(民間1、教育事務所1)			
平成29年度	551	407	2名(民間1、教育事務所1)			
平成30年度	1,407	710	4名(民間3、教育事務所1)			
〔成果〕平成29年度までのALT派遣は、民間の1名と南筑後教育事務所の1名の合計2名だったが、平成30年度から民間の1名を3名に増員し、計4名の派遣を実施したため、授業での活用時数は大幅に増加した。						
〔課題〕質の高いALTの確保(授業の質の向上)および継続的な配置が課題である。						
年度	中学3年生のうち、CEFR A1レベル相当以上を取得している生徒数割合					
平成30年度	29.1%					
【CEFR A1レベル】よく使われる日常的表現と基本的な言い回しを理解し、用いることができるレベルで、英検3級程度。						

事業名		不登校児童生徒対策事業、スクールソーシャルワーカー配置事業				
10 款	1 項	2 目	予算額	12,709 千円	決算額	12,384 千円
【事業の目的】						
<p>児童生徒の問題行動等の背景には、家庭、友人関係、地域、学校等の問題が複雑に絡み合っていることが多い。社会福祉等の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の環境を改善することで問題行動の解消を図る。</p> <p>また、不登校児童生徒の対応として、教育研究所に教育支援教室「スマイル」を設置し、また、教育支援教室指導員及び不登校指導員を配置し、不登校児童生徒の学校復帰を目指す。</p>						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー配置事業 2名のスクールソーシャルワーカーを配置し、市内小中学校在籍の児童生徒の問題行動等に関係機関と連携を図りながら対応した。また、要保護児童対策地域協議会において子育て支援課や関係機関と連携を図りながら対応した。 ・不登校児童生徒対策事業 教育支援教室指導員2名及び不登校指導員2名の体制で不登校児童生徒の学校復帰支援を行った。また、不登校指導員については、学校との連携のもと、家庭訪問等を行いながら、不登校傾向にある児童生徒等の支援を行っている。 						
【成果と課題】						
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー配置事業 						
	対応ケース	延べ件数	終結数	継続(支援)	継続(好転)	
平成28年度	83	965	37	23	23	
平成29年度	103	1,071	56	32	15	
平成30年度	73	2,163	16	40	17	
<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒対策事業 						
	スマイル利用者	中学3年生の高校進学者数	復帰者数			
平成28年度	11人	2人中2人	11人中5人			
平成29年度	8人	3人中3人	8人中5人			
平成30年度	12人	5人中4人	12人中5人			
<p>[成果]2名体制で中学校区で担当を決め対応を行った。周知活動や、関係機関とのネットワーク構築を行ったことで、密な連携が取れるようになり対応の延べ件数が増加した。</p> <p>[課題]虐待事案等、多くの関係機関との連携が必要な場合、それぞれの機関の役割分担や連携の仕方等について共通理解を深める必要がある。</p> <p>[成果]不登校傾向にある児童生徒の対応のため、家庭訪問による登校指導等や学校と家庭をつなぐ役割を担い、不登校を未然に防ぐと共に、不登校児童生徒については、学校への復帰、不登校の解消に一定の効果を上げた。</p> <p>[課題]児童生徒等のカウンセリングが必要なケースがあるが、スクールカウンセラーとの調整が難しい場合がある。</p>						

事業名		学校給食事業				
10 款	2 項	1 目	予算額	25,729 千円	決算額	25,648 千円
10 款	3 項	1 目	予算額	46,940 千円	決算額	46,679 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスの取れた学校給食を安全に提供することで、児童・生徒の「心身の健全発達」に大きく貢献するとともに、栄養・食育指導等を通じて、食事についての正しい理解や望ましい習慣を身に付けることができるようになる。 ・学校給食における調理業務等に民間活力を導入することで、学校給食事業に係るコストの軽減を図る。 						
【具体的措置】						
[学校給食の実施について]						
<ul style="list-style-type: none"> ・食品の納入から配食までの調理過程のリスクを回避し安全な給食を提供するため、調理時のドライ運用や調理過程での温度管理など「学校給食衛生管理基準」に則った調理作業を徹底した。 ・アレルギーのある児童生徒に対して、アレルギー対象食材を除去した給食を提供した。 ・施設設備面では、二川小学校の冷凍庫や筑後北中学校の食器洗浄機など老朽化した設備の更新を行った。 						
[学校給食調理業務の民間委託について]						
<ul style="list-style-type: none"> ・「調理」「配缶」「洗浄」「清掃」及びそれに付随する業務について、中学校では平成24年度より民間委託としているが、新たに羽犬塚小学校を民間業者に委託するための業者選定を行った。(羽犬塚小学校:平成31年4月より民間委託開始) ・筑後市学校給食調理等業務委託評価委員会では民間委託した学校の状況を点検し、安全で安心な学校給食の提供が行われているかの評価を行った。 						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理基準の徹底やアレルギー対応の実施により、安全・安心な学校給食の提供を行うことができた。 ・民間委託により実施している学校(中学校3校)について、筑後市学校給食調理等業務委託評価委員会により標準的な給食の提供ができていると評価した。 						
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> ・給食調理場の施設設備の老朽化がすすんでおり、機器故障等が発生すれば給食提供のできない状況も想定される。設備の計画的な更新を行っていく必要がある。 ・民間委託の業者選定において、人材確保の困難さを理由に入札を辞退する業者が多い状況がある。今後、業者委託の更新や新規委託の実施に向けて、委託仕様や条件などの検討を進めていく必要がある。 						

事業名		就学援助事業									
10 款	2 項	3 目	予算額			25,896 千円		決算額		23,849 千円	
10 款	3 項	3 目	予算額			24,259 千円		決算額		20,674 千円	
【事業の目的】 経済的理由により就学困難な児童生徒の就学奨励を行い、義務教育の円滑な実施を図る。											
【具体的措置】 対象者からの申請に基づき、対象経費を支給する。 対象経費は、①給食費 ②学用品費等 ③校外活動費 ④修学旅行費 ⑤医療費 ⑥新入学児童生徒学用品費											
【成果と課題】 就学援助額 単位:千円											
年度		支給額		合計額		前年度比率		〔成果〕 新入学児童生徒学用品費の入学前支給制度の利用率は、小学校で74.5%(前年比+0.8%)、中学校で68.4%(前年比+14.8%)といずれも前年度に比べ高い割合となり、制度の活用が図られた。 ○就学援助率は12%の後半となり若干上昇している。			
		小学校	中学校								
平成28年度		21,057	18,525	39,582		—					
平成29年度		23,951	21,403	45,354		114.6%					
平成30年度		23,849	20,674	44,523		98.2%					
就学援助率											
年度		小学校			中学校			合計			
		児童数	援助者	援助率	生徒数	援助者数	援助	児童生徒数	援助者数	援助	
平成28年度		2,796	291	10.4%	1,373	174	12.7%	4,169	465	11.2%	
平成29年度		2,801	331	11.8%	1,352	192	14.2%	4,153	523	12.6%	
平成30年度		2,851	343	12.0%	1,308	194	14.8%	4,159	537	12.9%	

事業名		筑後北小トイレ改修事業									
10 款	2 項	4 目	予算額			13,423 千円		決算額		12,462 千円	
【事業の目的】 ・学校トイレの洋式化等の改修工事を行うことで、児童にとって快適な学校環境を実現する。											
【具体的措置】 〔設計業務委託〕 ・契約額 453,600円 ・期間:平成30年5月28日～平成30年8月20日 〔筑後北小学校トイレ改修工事〕 ・契約額:12,008,520円 ・工期:平成30年10月20日～平成31年2月28日 (工事概要) ・校舎内の児童トイレにおける和式便器を洋式便器に交換した。 ・学齢に応じてより利用しやすい環境とするため、低学年が利用するトイレは、便器の洋式化に加えて乾式化改修も実施した。											
【成果と課題】 〔成果〕 ・筑後北小学校におけるトイレの洋式化率(校舎及び体育館、屋外)は、20.69%から77.78%へ改善した。 ・乾式化改修を実施したことで、低学年の児童にも利用のしやすい衛生的な環境が実現した。 〔課題〕 ・平成29年度以降学校トイレの洋式化を進めているが、依然として市内小中学校における洋式化率は29.4%と低く、今後も継続して事業を進める必要がある。											

事業名		屋上防水事業(小学校)				
10 款	2 項	4 目	予 算 額	28,350 千円	決 算 額	26,136 千円
<p>【事業の目的】 老朽化の進む学校施設を優先に、年次計画で屋上防水工事を実施し、学校施設の安全性や機能性を維持・向上させる。</p>						
<p>【具体的措置】 [松原小学校屋上防水工事] ・契約額:26,136,000円 ・工期:平成30年6月20日～平成30年10月15日</p> <p>(工事概要) ・施工箇所 校舎及び体育館 ・施工面積 3539.6㎡ ・既存防水層の撤去及び防水施工(ウレタン塗膜防水等)</p>						
<p>【成果と課題】 [成果] ・松原小学校の施設全体(校舎・体育館)の屋上防水工事を単年度に実施したことで、雨漏りの発生やそれに起因する施設劣化のリスクを回避することができた。</p> <p>[課題] ・学校施設の屋上防水工事について、これまでも年次計画にて進めているが、予防保守の観点から早急に着手すべき老朽化施設も多い。各校の現状把握と優先度の検討を行い、筑後市学校施設長寿命化計画(令和元年度策定予定)に今後の施工計画を明記する必要がある。</p>						

社会教育課

事業名		青少年人材育成事業				
10 款	4 項	1 目	予 算 額	376 千円	決 算 額	106 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の中学生を対象とした様々な講座やボランティア体験を実施し、受講者の人間の幅を広げ自己肯定感を養う環境を整えると共に、地域社会貢献の意識を高める働きかけを行い、将来まちづくりに係わる人材の育成を図る。 						
【具体的措置】						
「中学生ボランティアちっこ塾」						
○講座						
5/27 開講式、「笑顔を引き出すほめ達!」、普通救命講習会						
7/22 「地域にデビューしよう!」、子どもの広場企画案づくり						
9/2 諫早青少年自然の家出前講座「防災食をつくらう!」、「防災から学ぼう」						
10/21 青空くらぶ「食育ランド」表現授業						
11/25 食育お弁当づくり、ウォークラリー体験						
1/6 「ことば遊び教室」、法律教室「解釈の力」						
3/17 日本一の石段登り、閉講式						
○ボランティア体験						
7/14~15 ちっこ子どもキャンパス「自然観察と体験」						
7/29 朝倉市被災地ボランティア						
8/3 親子星座観測会						
10/13 子ども会陸上綱引き大会						
12/8 子ども会子どもの広場						
1/12 子ども会カルタ大会						
1/13 成人式						
3/11 ちっこマラソン大会						
【成果と課題】						
〔成果〕						
<p>中学校の3年間を通して参加してくれる子どももいるなど、徐々に認知度も上がり、受講申し込みも増加してきており、中学生や保護者のボランティアや地域活動への関心を高めることにつながっている。</p> <p>参加者数: 27年度 6人 28年度 11人 29年度 15人 30年度 17人</p>						
〔課題〕						
<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢や参加者の関心に応じた講座のテーマの検討や、ボランティア体験についても社会教育課関係以外の事業における活動ができないかなど、内容にさらなる工夫が必要。 						

事業名		成人式事業				
10 款	4 項	1 目	予 算 額	800 千円	決 算 額	785 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・新成人自らが実行委員会を組織し、企画運営することにより、社会人としての自覚を促すとともに、多くの人から祝福されるような成人式を実施する。 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・新成人が実行委員会を作り、行政と共催で成人式を実施。 ・「式典」と「アトラクション」の二部形式で行った。1部は厳粛な式典で、2部は「恩師からのビデオレター」放映、地元ダンサーによるダンスパフォーマンス、ビンゴ大会、立食パーティー等を企画し、参加者の交流を図ることができた。 						
【成果と課題】						
〔成果〕						
<ul style="list-style-type: none"> ・新成人自らが企画運営したことにより、第1部の式典については混乱もなく、スムーズに運営された。 ・成人式出席率 H25年 85.3% H26年 82.5% H27年 87.2% H28年 81.6% H29年 82.9% H30年 82.9% 						
〔課題〕						
<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員の確保が課題である。 ・第2部のアトラクションでは、一部の新成人がステージを占拠し、運営に支障を来す場面があり、会場外では改造車に対する警察の取り締まりや飲酒によるトラブルが発生するなどした。このような事が続くようなら、アトラクションの実施の可否を検討する必要がある。 ・成人年齢の18歳への引き下げにより、3学年が成人式の対象となる令和4年度のあり方を検討する必要がある。(今年度実施された全国調査によると、現時点で方針を決めている自治体は多くないが、決めている自治体のほとんどは、現行どおり20歳を対象に成人式を行うと回答している。) 						

事業名		筑後市美術展事業				
10 款	4 項	1 目	予 算 額	1,081 千円	決 算 額	1,021 千円
【事業の目的】						
筑後市美術展						
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が制作している芸術作品を発表し、評価を受けることにより、水準の高い文化を創造する。 ・市外からの出展作品と競合することで、作品のレベルアップを目指す。 ・サザンクス筑後で開催することにより、市民に鑑賞の機会を提供し、芸術への関心を高める。 						
筑後市ジュニア美術展						
<ul style="list-style-type: none"> ・筑後市・八女市・広川町の小中学生が制作している絵画を集め、審査で選ばれた作品を展示する。 ・サンコアで開催することにより、市民に鑑賞の機会を提供し、芸術への関心を高める。 						
【具体的措置】						
第39回筑後市美術展						
〔会期〕平成30年12月11日(火)～16日(日)						
〔表彰式・講評会〕平成30年12月16日(日)						
〔会場〕サザンクス筑後						
〔内容〕洋画、日本画、書、工芸、写真、デザイン、彫刻の7部門で広く公募し、502点の応募があった。						
<ul style="list-style-type: none"> ・入賞作品数 60点、入選作品数 307点、入場者数 1,010人 						
〔運営〕筑後市美術協会、筑後市文化連盟などで組織した筑後市美術展実行委員会が運営、実施した。						
第13回筑後市ジュニア美術展						
〔会期〕平成31年2月9日(土)～17日(日)						
〔表彰式・講評会〕平成31年2月9日(土)						
〔会場〕筑後市中央公民館						
〔内容〕本展では、2,465点の力作が集まり、入賞作品42点、入選作品253点を展示した。						
〔運営〕筑後市美術協会、筑後市文化連盟などで組織した筑後市ジュニア美術展実行委員会が企画・運営し、実施した。						
【成果と課題】						
第39回筑後市美術展						
〔成果〕						
<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の高校生以上を対象に、県展や中央展への登竜門となるような美術展を目指し開催を続けている。応募履歴のある出品者や高校・大学等への案内などの周知に努めた結果、各部門に多くの力作が集まり、本展の知名度、レベルが高くなってきている。近年は、高校・大学からの出品数も増加してきている。 ・出展数:23年度502点 24年度490点 25年度498点 26年度474点 27年度498点 28年度516点 29年度507点 ・高校生・大学生の出品数の推移:28年度167点 29年度203点 30年度246点 ・入場者数が前年度から93人減少し、1,010人となったが、来館者にレベルの高い芸術を鑑賞してもらう機会を提供することができた。 ・高校生や大学生の入賞者が増え、若年層の創作活動への意欲を高めることができた。 						
〔課題〕						
<ul style="list-style-type: none"> ・さらにレベルの高い作品が集まるように、また出品数や入場者数を増やすように取り組む必要がある。 						
第13回筑後市ジュニア美術展						
〔成果〕						
<ul style="list-style-type: none"> ・出品数は徐々に減少しているが、内容については充実しており、展覧会は定着している。 ・出品数の推移:第9回(H22)2,227点 第10回(H24)2,652点 第11回(H26)2,563点 第12回(H28)2,777点 						
〔課題〕						
<ul style="list-style-type: none"> ・中学生の応募が少ないため、増やす取り組みが必要である。 						

事業名		青少年社会体験事業				
10 款	4 項	1 目	予算額	1,340 千円	決算額	1,305 千円
【事業の目的】 小中学生を対象に、日々の生活では体験できない様々な社会体験活動を実施することで、達成感や自己肯定感を養わせ、筑後市の将来を担う人材を育成する。						
【具体的措置】 ・プロポーザル方式により選定した委託業者と連携しながら進めた。 〔期間〕 8月7日～10日(3泊4日) 〔旅行先〕 長崎県五島市(久賀島及び福江島) 〔内容〕 離島の学生と交流会、民泊体験、民泊先での家業体験、漁業体験、料理体験、お仕事体験等						
【成果と課題】 (成果) ・4日間の集団生活の中で、参加者の協調性や自律性を育むことができた。また、地域に住む人々との交流を経験し、共存の精神や自他ともに大切にする重要性などを学ばせることができた。 ・参加者数 H28年 13人 H29年 12人 H30年 11人 (課題) ・日常生活では体験できないプログラムを多く取り入れた事業にするために、3泊4日の実施期間としていたが、最近の子どもたちは習い事や部活動等の関係で、長期の宿泊を伴う事業への参加が厳しい状況となっており、応募者は減り続けた。費用対効果も考慮し、30年度をもって事業を廃止とした。						

事業名		地域学校協働活動事業				
10 款	4 項	1 目	予算額	1,462 千円	決算額	1,402 千円
【事業の目的】 地域人材の協力を得て、学校支援や学習支援、体験活動を実施することにより、子どもたちのさまざまな能力向上を目指すとともに、学校だけでなく地域ぐるみで子どもを育てる環境を整える。						
【具体的措置】 ・松原小学校「学び道場」運営委員会、水田小学校「教育資源活用事業」運営委員会と委託契約を締結し、事業を実施した。 ・松原小学校では3・4年生全員(110人)を対象に、6月から2月までの毎週金曜日の放課後、算数の補充学習を実施した。(計23回) ・水田小学校では全児童を対象に、米作りと、習字・家庭科・校区探検・習字・合唱等のゲストティーチャーによる学習支援を実施した。 ・両校ともコーディネーターを配置し、事業の企画運営を行った。また、校区コミュニティ協議会やPTA等の地域人材が支援スタッフとして参加し、子どもたちの指導にあたった。						
【成果と課題】 ・学習支援や米作りの指導に地域の人材があたることにより、子どもたちや学校に対する理解が更に深まった。 ・子どもたちと地域の大人たちとの交流が広がり、学校を核とする地域づくりが進んだ。 ・国の方針では、2022年に全校で「地域学校協働活動事業」を実施することになっている。実施校の拡充に向けて、ボランティアスタッフの確保等、地域の人材を確保する必要がある。						

事業名		文化財活用・啓発事業				
10 款	4 項	1 目	予算額	348 千円	決算額	218 千円
【事業の目的】 伝統文化や文化財に対する市民の理解を深めることにより、郷土に愛着を持つ市民の割合を増やす。						
【具体的措置】 【小さな博物館事業】社会教育施設等(サンコア・チクロス)に展示ブースを設置し、郷土の歴史、伝統行事、文化財等を順次公開した。また、文化財を活用した欠塚古墳星空観望会等イベントを開催した。 第1回「山梶窩リニューアル&歴史交流館オープン」、第2回「速報展ー蔵数西野屋敷第2次調査」、第3回「親子星空観望会」、第4回「戦時資料展&寄贈資料展」、第5回「欠塚古墳の上から見る！観月会」、第6回「新発見！発掘されたちくごー水田中町遺跡ー」、第7回「瑞王寺古墳の再発見！」 【郷土の歴史講座(出前講座を含む)】市内小中学校、自治公民館、行政区等からの要請を受け、郷土の歴史講座を実施した。						
【成果と課題】 (成果) ・欠塚古墳での子ども向け天文学習や地域住民との協働によるイベントで、文化財の活用を図ることができた。 ・小さな博物館事業は展示資料を通じ、市民に郷土の歴史や文化財の周知・啓発ができ、来観者からも好評を得た。 (課題) ・今後も市の歴史や文化財への関心を高めてもらうための事業を実施するとともに、伝統文化や文化財を観光資源として紹介していく取り組みも継続して推進していく必要がある。						

事業名		山榎窩等管理運営事務事業				
10 款	4 項	1 目	予算額	5,545 千円	決算額	4,649 千円
【事業の目的】						
<p>広域観光を促進し、地域の歴史文化に関する情報を広く紹介するとともに、市内外の人々の交流及び観光地域づくりの推進に資する拠点として地域の活性化を図る。</p>						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・山榎窩歴史交流施設(山榎窩・歴史交流館)の管理運営業務(山榎窩の公開・観光案内・商品販売・山榎窩関連資料の展示、紹介等)を地元団体へ委託した。 ・受注者と毎月定例協議を行い、業務を監理した。 ・主な事業 山榎窩歴史交流施設開館記念式典・山榎窩祭(5月17日)、ライトアップ事業(8月25日)、もちつき大会(12月23日) 						
【成果と課題】						
〔成果〕						
<ul style="list-style-type: none"> ・開館日数:272日 ・入館者数:3,642人 ・商品等販売額:381千円 <p>山榎窩を含む水田地区のゆかしい歴史と文化を、観光の振興と合せて市内外にPRすることができた。</p>						
〔課題〕						
<ul style="list-style-type: none"> ・施設に多くの人々が訪れるよう、観光PRを強化し、魅力ある催しを企画・運営していく必要がある。 						

事業名		北部交流センター管理運営事業				
10 款	4 項	4 目	予算額	25,753 千円	決算額	19,764 千円
【事業の目的】						
<p>北部交流センターは、市の防災拠点施設として整備されたが、日頃は、中学校区毎の生涯学習拠点施設として活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民が施設を利用し、指導・講習・実習等、学習やレクリエーションを行うことで、集いの場、コミュニケーションの場、学習の場が形づくられる。 ・市民から喜ばれる施設運営ができるようになる。 ・学習活動や利用者間の交流により、市民の社会活動を推進する。 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理業務 ・貸館業務(予約、料金徴収、窓口業務) ・施設管理業務 ・施設営繕業務 ・全施設設備整備 						
【成果と課題】						
〔成果〕						
<p>拠点施設の適切な管理運営に努めるとともに、多目的広場に必要な備品を購入整備した。</p>						
〔課題〕						
<p>平成31年4月には、多目的広場を含む全施設の利用を開始した。今後、施設の維持管理については、指定管理による業務委託を予定しており、現在の日中管理受託事業者である地域自治組織との連携協議が必要である。</p>						

事業名		市民ラジオ体操推進事業				
10 款	5 項	1 目	予算額	227 千円	決算額	220 千円
【事業の目的】						
<p>ラジオ体操を継続して実施する市民を増やし、健康なまちづくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化を推進する。</p>						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操実施団体へCDラジカセ、ラジオ体操CD、電池、スタンプカード、のぼり旗等を給付することで、物的面での支援を図る。 ・筑後市民ラジオ体操推進会議を開催し、ラジオ体操実施団体間の情報交換を行う。 ・市民一斉ラジオ体操の実施:8月19日に市内全小学校(11校)でラジオ体操会を実施。(参加者数6,350人) ・ラジオ体操講習会の実施:12月26日に小学校教員、団体の指導者向け講習会を実施(参加者数80人) 3月30日に市民向け講習会を実施(参加者数170人) ・子ども会主催による夏休みラジオ体操参加児童へ鉛筆を渡す。(配付本数約2,000本) ・日頃から地域でラジオ体操に取り組み、表彰基準を満たす人362人を表彰した。 						
【成果と課題】						
<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのラジオ体操実施地域は、平成21年度24地域であったが、平成31年3月末現在では65地域で実施されている。しかし、近年では実施団体数が伸び悩んでおり、実施団体増と合せて、実施団体から地域住民に向けての勧誘等、実施する人を増やす方策を検討する必要がある。 						

事業名		スポーツフェスティバル事業				
10 款	5 項	1 目	予算額	1,522 千円	決算額	1,452 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・体育の日を中心に市内各会場で、各競技団体による大会を開催。その大会のサポートを行うことで競技団体の育成と競技力の向上を図る。また、各種教室を開催することで、スポーツの普及と振興を図り、多くの市民が心身ともに健康で生きがいのある社会生活を営むことを目的とする。 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・総合開会式を10/7に行い、市内各所で競技大会やスポーツイベントを実施。 ・市民ハイキング：山の会と連携し、気軽に楽しめる市民ハイキングを実施。（九州オルレ奥豊後コース：11/3開催） ・中学生卓球教室：shochiJr瀬高監督 増田秀文さんを招き卓球教室を実施。（11/3開催） ・ジュニアスポーツチャレンジ：アクティブ・チャイルド・プログラムを活用し児童の基礎体力の向上につながるプログラムを実施。（12/2開催） ・50歳以上のための卓球教室：生涯スポーツとしての卓球初心者教室を開催。（11/24～12/15：全4回開催） 						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> ・16種目（健康体操：12人、グラウンドゴルフ：190人、少年野球：350人、ジュニアバレー：79人、卓球：92人、ソフトバレー：100人、万歩大会：34人、ソフトボール：150人、弓道：44人、少年サッカー：100人、バレーボール：50人、ゲートボール：30人、剣道：95人、テニス：72人、陸上・綱引き：573人）の競技大会やスポーツイベントを実施し多くの市民がスポーツを楽しむことができた。（約2,000人参加） ・市民ハイキングについては、トレッキングコースとしたため、初心者でも楽しむことができ、運動をするきっかけづくりとなった。 ・中学生卓球教室では、増田秀文さんを招き、サーブやフットワークの確認等実技練習をすることができた。 ・ジュニア・スポーツ・チャレンジでは、タマスタ筑後を使用して行い、親子で体を動かす楽しさを体験してもらうことができた。また、久留米大学の学生に企画から参加してもらうことで「支えるスポーツ」を経験してもらうこともできた。 ・50歳以上のための卓球教室では、筑後卓球センターの協力を得て開催することができた。生涯スポーツとしての卓球を体験してもらい、その後継続していただく等、スポーツ人口の拡大につなげることができた。 						
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、更にスポーツに取り組む人を増加させるような取り組みが必要である。 ・市民ハイキングでは、参加者の体力差があるため、コース設定とスタッフ配置に気を配る必要がある。 						

事業名		ちっこマラソン大会				
10 款	5 項	1 目	予算額	1,724 千円	決算額	1,684 千円
【事業の目的】						
清流矢部川や菜の花を眺めながら楽しく走り、市民が「健康づくり、体力づくり」の意識を高める。他市からの参加者も多く、筑後市のPRの場としても位置づけられる。						
【具体的措置】						
[日時]平成31年3月10日						
[場所]県営筑後広域公園周辺						
[内容]年齢・性別によりクラス・距離を分けて競う競技マラソンの部（ハーフ、6 ^{キロ} 、2 ^{キロ} ）と、年齢・性別に関係なく家族でマラソンが楽しめる市民健康マラソンの部を実施した。						
[運営]ちっこマラソン大会実行委員会に委託した。						
[広報]「広報ちっこ」や市ホームページへ募集記事を掲載、市内事業所や県内各自治体へポスターを掲示、また前年の参加者等へ参加申込書を送付、筑後田園都市推進評議会が発行する「ちくごランナーズガイドブック」等へ募集記事を掲載した。						
[参加]申込者1,106人（完走者845人）						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> ・近年は1,000～1,200人前後の申込で安定してきている。昨年度も1,000人を超える申し込みがあった。 ・健康マラソンへ家族揃って参加される方も多く、楽しく走れる大会になっている。 ・この大会を目標に毎年参加されるランナーも増えている。 ・参加者の約7割は市外、県外からの参加者であり、筑後市のPRの場となっている。 ・会場周辺の地域住民団体の協力のもと運営しており、一大イベントの成功へ向け関係者一丸となって取り組む喜びを共有することができた。 						
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> ・今回は雨天中止となったが、タマホームスタジアムで1軍オープン戦が開催される可能性があり、その場合の駐車場の整理や警備員の確保が難しくなっている。 ・例年の課題ではあるが、全体的に人員が不足している。スタッフ増員のみならず、運営方法についても検討が必要。 ・当日、雨天となったため、完走者が845人と減少した。雨天時の対応が必要である。 						

事業名		中央公民館出張所事業				
10 款	4 項	2 目	予算額	718 千円	決算額	613 千円
【事業の目的】						
・市民が身近な場所にある出張所(中学校区毎に設置)で開催される講座等に参加することで、市全体の生涯学習活動や地域づくり活動が活性化する。						
【具体的措置】						
〔場所〕						
・北部出張所＝熊野公民館 ・南部出張所＝水田中公民館 ・中央出張所＝藤島公民館						
〔内容〕						
①出張所を拠点に、各地域の町内公民館で講座を実施した。						
②出張所情報紙、北部「みずべ」、南部「でてこんの」、中央「いちりづか」を毎月発行した。内容としては、出張所の講座案内、町内公民館の事業報告などを掲載し、生涯学習の推進・情報の提供に努めた。						
③出張所開所式において、男女共同参画サポーター一斉による寸劇「あらあら困った」を行い、男女共同参画の推進を図った。						
【成果と課題】						
〔成果〕						
・北部出張所受講者数						
H30年度 17講座 419人 H29年度 16講座 408人 H28年度 16講座 338人						
・南部出張所受講者数						
H30年度 17講座 415人 H29年度 14講座 303人 H28年度 14講座 392人						
・中央出張所受講者数						
H30年度 17講座 299人 H29年度 15講座 302人 H28年度 14講座 360人						
・出張所講座は、中学校区毎に地域のニーズに応えるために出張所毎に企画運営している。少しずつ若い世代の参加が増えており、若い人たちが参加することにより、世代間交流が行われるようになってきた。30年度は、小学生向けに夏休みの講座特集のチラシを作成し各小学校へ配付したことにより、若い世代の受講希望者が一段と増加した。						
〔課題〕						
・校区公民館を核とした地域づくり、人材育成につながる内容の講座を関係公民館長との連携により、企画実施していく必要がある。						

事業名		生涯学習フェスタ(サンコアまつり)				
10 款	4 項	2 目	予算額	225 千円	決算額	111 千円
【事業の目的】						
・生涯学習フェスタへの参加をきっかけとして、公民館活動や自主的学習活動を継続して行う市民が増え、生涯学習の活動が活性化する。						
【具体的措置】						
〔日時〕平成31年1月19日(土)						
〔内容〕作品展示(サンコア利用団体、人材バンク登録者)、ステージ発表14団体、バザー体験型教室(ゲーム、苔玉づくり、寄せ植え、防災体験、竹とんぼや風車づくりほか)						
〔運営〕実行委員会(公民館連絡協議会、参加団体(ステージ、展示、体験、バザーから1人～2人))						
【成果と課題】						
〔成果〕						
・29年度から日程を1日に短縮したが、ステージ発表や体験型教室は前年に引き続き盛況であった。市内で生涯学習活動を行う人たちの晴れ舞台として、生涯学習フェスタが浸透・定着していることが窺われた。						
H30年度参加者 1,382人						
H29年度参加者 1,314人						
H28年度参加者 3,484人(初日2,840人 2日目644人)※1日半						
H27年度参加者 3,267人(初日2,715人 2日目552人)※1日半						
H26年度参加者 2,750人(初日2,200人 2日目550人)※1日半						
H25年度参加者 2,650人(初日2,140人 2日目510人)※1日半						
H24年度参加者 2,500人(初日2,000人 2日目500人)※1日半						
H23年度参加者 1,475人(サンコアまつり参加者 2,807人)※2日間						
〔課題〕						
日頃の生涯学習活動の発表の場として、参加団体から実行委員を選出し、参加者の主体的な企画・運営ができるよう改善を検討しており、実行委員全員で課題を共有し次回の開催に向けた準備を進めて行く必要がある。また、今後の開催時期や、サンコアマルシェ、かんきょうフェスタなど、他のイベントとの連携を検討する必要がある。						

事業名	中央公民館講座事業		
10 款 4 項 2 目	予算額	3,527 千円	決算額 2,887 千円

【事業の目的】

- ・再就職希望者や就業者が、就業に必要な「技術や態度」を身につけること。
- ・男女共同参画社会についての正しい理解が得られること。また、両性を尊重しながら、自立した生活ができること。
- ・市民が、職業生活と家庭生活を両立させることができること。
- ・地域の核となって活動することのできる人材を育成すること。
- ・市民が学習することと、学習の成果を地域や学校等での交流活動に活かすこと。

【具体的措置】

《再就職・就業支援講座》

①パソコンの技能向上

- ・実用ビジネスワード講座(8回):9人参加
- ・実用エクセル講座(8回):7人参加

②就労に有利な資格の取得

- ・医療事務講座(12回):7人参加
- ・フォトショップ講座(10回):14人参加
- ・ホームページ作成講座(9回):10人参加
- ・日商簿記初級&電子会計3級講座(8回):7人参加

③就労に有利な基礎知識の取得

- ・おうち起業応援セミナー(8回):8人参加

《仕事と家庭の両立支援講座》

- ・かんたん♪おいしい♪夏ごはん講座(朝コース)(3回):9人参加
- ・かんたん♪おいしい♪夏ごはん講座(夜コース)(3回):10人参加
- ・作って楽しむ男の料理教室(3回):18人参加
- ・作って楽しむ男のおつまみ教室(1回):12人参加

《高齢者向けパソコン講座》

- ・パソコン入門コース(5回):10人参加
- ・ワードやパワポでチラシ作り(4回)15人参加
- ・エクセル活用講座(8回)15人参加
- ・デジタルフォト活用講座(5回)6人参加
- ・スマホ活用講座①(2回)4人参加
- ・スマホ活用講座②(2回)8人参加
- ・スマホ活用講座③(2回)8人参加

《親子向けパソコン講座》

- ・親子パソコン(プログラミング①)(2回)24人参加
- ・親子パソコン(プログラミング②)(2回)14人参加
- ・親子パソコン(3Dプリンター)(2回)4人参加

《恋来塾》

- 「園芸(野菜づくり)講座」:14人参加
- 「ちくちくミシン講座」:13人参加

《生涯学習リーダー養成講座》

- 「地域へデビューしよう」(中学生ボランティアちっこ塾と共催)
- 「竹あかりづくり」「観月会」(欠塚行政区協力)
- 「ことば遊び」
- 計106人参加

【成果と課題】

○再就職・就業支援講座

参加者の満足度が高い医療事務講座を実施することができた。

パソコン講座に関しては、全般的に満足度は高く、ビジネス系の講座だけでなく、ニーズが高いフォトショップなどのデザイン系の講座も開催することができた。「おうち起業応援セミナー」は5期目となり、発表の場として6月16日(土)に実施した「サンコアマルシェ5」にはたくさんの来場者があり、充実したものとなった。

○仕事と家庭の両立支援講座

男の料理教室は、受講生同志の交流もあり、終了後に自主サークルへ参加される方もあった。今後も、より参加しやすい講座内容と周知についての検討を行う必要がある。

○生涯学習リーダー養成講座

まちづくりの視点を養う講座と、筑後市を再認識するための館外研修を実施し、受講生の満足度は高かった。学んだことを地域で実践するための仕掛けとして、各出張所でも実施する必要がある。

図書館

事業名		ブックスタート事業				
10 款	4 項	3 目	予算額	473 千円	決算額	471 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタートに参加した保護者が、赤ちゃんと絵本を介して心ふれあうひとときをもつ機会が増える。その後、生涯にわたり図書館を利用する基礎をつくる。 ・市民が子育て支援に関する情報を知ることができる。 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館職員2～3名とボランティア十数名が、乳幼児の4か月健診会場へ出向き、ブックスタートの目的などを説明しながら絵本と図書館利用カードを手渡した。 ・絵本パックの内容は、絵本2冊、赤ちゃんの好きな絵本ガイド、図書館や子育て支援の資料。 <p>[場所]保健センター [回数]4か月健診時12回 [対象]423人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠席者には、健康づくり課と連携して翌月の健診時若しくは、来所案内を郵送して図書館で手渡した。 ・ブックスタートボランティア研修会で絵本作家「塚本やすし」氏を招き、おはなし会とライブペインティングを実施。また、ボランティアスタッフによる意見交換会を実施。 						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> ・、ボランティア総会及び意見交換会において、ボランティア活動で苦労しているところを話し合い、具体的なアドバイスを互いにする事で事業の意義やあり方について理解を深めた。その結果、ボランティアひとり一人に自信をつけさせることが出来た。また、友人等への勧誘が進みボランティアが増加した。 ・図書館で実施している「宅配サービス」「ゆっくり読書タイム」などの子育て支援事業の周知が進み参加者が増えた。また、図書館利用や絵本相談などで保護者が知識を得て、子どもの読書環境が向上している。 						
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの志気を維持するためにも、健診会場で関わる子育て支援課や図書館と健康づくり課の密な連携が必要である。 						

事業名		図書館管理運営事務業務				
10 款	4 項	3 目	予算額	41,542 千円	決算額	40,451 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が図書館の利用価値を知り、積極的に利用できるようになる。 ・図書館利用者が知りたい情報を得て、ニーズに応える蔵書構成を構築することで自己実現のために活用する。 ・郷土資料、地域資料を整備することにより、市民の郷土への関心を深め、郷土愛を深める。 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・図書購入業務(新刊:月4回 リクエスト等:随時)・カウンター業務3名～5名(主に貸出、返却、配架、利用者登録) ・資料相談(レファレンス)業務…利用者の借りたい本や調べたい本や情報の提供。 ・相互貸借業務(図書館にない資料を他の図書館から借りる手続き等をする。) ・本棚(書架)のメンテナンス業務(書架整理、見出し作成、書庫・除籍の判断手続き等) ・情報発信(新刊案内、庁内パンフレット等の地域資料を収集し提供) ・子育て支援拠点施設(おひさまハウス)、北部交流センター(チクロス)や筑後市立病院での一般貸出及び団体貸出本の入れ替え ・市内小中学校図書館、幼稚園、保育園、学童保育所に対する団体貸出の拡充。 ・来館困難な市民に対しての宅配サービスや、子育て中の方へは、月1回「ゆっくり読書タイム」のサービス 						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> ・未登録の個人や保育園・学童保育所の利用が推進され、貸出件数は年々伸びている。「ちくごいきいき宅配便」に加盟・活用することで、来館困難者への貸出サービスが拡充している。 						
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
貸出冊数	293,761冊	306,362冊	308,939冊	328,243冊	353,033冊	
宅配サービス貸出冊数	461冊	968冊	959冊	1,871冊	2,127冊	
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> ・個人・団体登録者への貸出資料を期限内に返却する。また、貸出中に汚損・破損・紛失をしないなどの図書館利用のマナーについて市民に理解を求め周知していく必要がある。 						

人権・同和教育課 人権・同和対策室

事業名		隣保館運営事業				
3 款	1 項	3 目	予算額	7,903 千円	決算額	7,045 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民並びに近隣の住民に対し、人権・同和問題に対する理解を深めてもらい差別意識をなくしていく。 ・地区住民の教養・文化活動の充実を図る。 ・地区住民の自立意識と社会的自覚の高揚に努め、地域の連帯と交流の輪を広げる。 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ・教養・文化活動(料理・習字・ピアノ教室) ・専門相談員を配置した相談窓口の開設。「よろず相談」月2回開催。 ・一条福祉館だよりを月1回発行し、人権・同和問題に関する講演会を年1回開催。 ・運営委員会を開催し、年間行事等の計画、視察研修を実施。 ・やる気勉強会、質問教室、スポーツレクリエーション、子ども会活動の促進に関する支援を実施。 						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> ・教養・文化活動へ一定の参加があり、人権・同和問題に対する理解が得られた。 ・福祉館における子ども会の活動等により、差別に負けない子どもの育成に寄与することができた。 ・一条福祉館だよりを発行(毎月1回)することにより、活動状況に関する情報発信を校区の地域に行った。 						
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> ・差別解消を目的とした事業を発展させるために、館の目的に沿った効率的な運営及び講座内容を検討する。 						

事業名		人権・同和教育及び啓発事業					
3 款	1 項	4 目	予算額	1,401 千円	決算額	1,007 千円	
10 款	4 項	1 目	予算額	5,819 千円	決算額	5,528 千円	
【事業の目的】							
<ul style="list-style-type: none"> ・各種啓発活動を行うことにより、すべての人の人権が尊重され、差別のない社会を築く。 							
【具体的措置】							
<ul style="list-style-type: none"> ・人権セミナー筑後の開催<8月～10月> 7回シリーズ ・各市民団体、機関、企業ごとの学習会の開催 ・同和問題・人権啓発推進大会<7月> 講師:松村 智広 講演:「へこたれへん」 ・街頭啓発<7月> サニーちくご店、サンリブ筑後、マミーズ西牟田店、トライアル筑後店玄関前 ・人権を考える市民のつどい<12月> 講師:家田 荘子(作家・僧侶) 講演:「一緒に生きて行こう」 ・「広報ちくご」への啓発記事掲載 7回 ・人権週間啓発チラシの隣組回覧 ・一般コミュニティ助成事業を受け、解放太鼓の太鼓の修理や増設整備 							
【成果と課題】							
[成果]							
<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの事業で、市民の人権に対する意識を喚起した。 							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30
人権セミナー参加者		441人	468人	522人	477人	482人	460人
同和問題・人権啓発推進大会参加者		460人	497人	409人	494人	433人	426人
人権を考える市民のつどい参加者		285人	326人	420人	301人	270人	394人
<ul style="list-style-type: none"> ・企業・地域等へ出掛けて研修に取り組んだ。 							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30
企業等研修回数		39回	40回	42回	48回	44回	45回
企業等研修参加者		1,187人	1,332人	1,497人	1,749人	1,437人	1,563人
<ul style="list-style-type: none"> ・解放太鼓の太鼓修理や増設により、太鼓演奏の活発化、所属している子どもたちの太鼓の練習や発表を通じた仲間づくり、自尊感情の向上等に繋がった。また、地域の様々な場で演奏することで地域コミュニティの活性化の一助となっている。 							
[課題]							
<ul style="list-style-type: none"> ・限られた予算の範囲で、市民に受け入れられ易い事業を行うと共に周知を工夫し、啓発事業を広める必要がある。 ・日常的な啓発活動をとおして、市民の人権意識の更なる向上を図る必要がある。 							

このページは空白です

Ⅲ 特別会計の決算状況と 主要施策のまとめ

事業名		出産育児一時金支給事業				
2 款	4 項	1 目	予算額	23,112 千円	決算額	20,064 千円
【事業の目的】 被保険者の出産に対し出産育児一時金を支給し、出産費用の軽減を図る。						
【具体的措置】						
[対象者]		国民健康保険被保険者の属する世帯主				
[事業内容]		被保険者が出産した場合、出産育児一時金40万4千円を支給する(平成27年1月～)。*産科医療補償制度加入の医療機関で分娩した等の場合、1万6千円を加算。妊娠4ヵ月を超える出産は、生産、死産、流産、早産を問わない。医療機関等が被保険者等に代わり出産育児一時金の支給申請及び受取を直接保険者で行う直接支払制度が実施されている。直接支払制度の導入による支払の遅延が負担となる小規模施設等には、早期支払いができるよう受取代理制度を実施。				
[対象者数]		47人(H27年度 63人、H28年度47人、H29年度47人)				
【成果と課題】						
[成果]		直接支払制度及び受取代理制度が整備されていることで、出産予定者は事前に多額の出産費用を準備する必要がなく、被保険者の負担軽減に繋がっている。				
[課題]		昨年度の国保被保険者の平均出産費用は出産育児一時金を超えており、自由診療であるため、年々高騰傾向になっている。 出産育児一時金の額の引上げ等については、健康保険法施行令改定等国の動向を注視していく必要がある。 *産科医療補償制度…分娩に関連して発症した重度脳性まひの出生児と家族の経済的負担を補償する制度				

事業名		脳ドック検診事業				
5 款	2 項	1 目	予算額	2,385 千円	決算額	2,325 千円
【事業の目的】 被保険者の頭部疾病等の早期発見と早期治療を推進し、被保険者の健康維持・増進を図るとともに、特定健診との同時受診できる体制を整えることで受診率の向上を図る。もって、将来にわたる医療費の適正化に努める。						
【具体的措置】						
[期間]		平成30年7月1日～平成30年12月31日				
[対象者]		平成30年4月1日時点で40歳以上73歳までの国民健康保険被保険者(国保税滞納世帯に属する者を除く。)				
[検査内容]		頭部MRI・MRA、心電図、尿・血液検査等				
[費用]		38,000円/件 (うち本人負担 11,500円、市負担26,500円)				
[実施機関]		筑後市立病院・つつみ脳神経外科クリニック・寺崎脳神経外科				
[受診者数]		89人 ※募集90人に対し応募100人 (受診者実績:平成27年度 87人、平成28年度90人、平成29年度90人)				
【成果と課題】						
[成果]		募集を市広報及び市ホームページにて行い、被保険者への健康維持・増進に対する啓発を行っている。また、平成29年度から実施期間が1病院追加になったことで受診者の利便性が高まり、受診者の脳疾患の早期発見と早期治療に寄与し、重症化防止に繋がっている。また、特定健診との同時受診を4名の被保険者が行い、特定健診受診率の向上に寄与する体制となっている。				
[課題]		平成29年度、平成30年度とも、初回募集により定数に達しなかったため、2回募集を行った。その結果、定数以上の申込みとなったが、被保険者ニーズに応じた保健事業の実施を他市町村の実施状況等より検討する必要がある。 また、本事業を継続する際には、医療機関の受入体制の確保も必要であり、実施機関の要望等も踏まえた上で、さらなる連携体制の強化に努める必要がある。				

国民健康保険事業状況

1 一般状況

給付割合	一般・退職							
	乳幼児および70歳以上(現役並み所得者を除く)8割、左記以外7割 ※70歳以上(現役並み所得者を除く)で、昭和19年4月1日以前に生まれた方は、9割							
その他の給付 (金額)	出産育児一時金			葬 祭 費				
	産科医療保障制度加入の医療機関での分娩420,000円 (それ以外は404,000円)			30,000円				
本年度末現在 事務職員数	専 任			兼 任				
	6 人			0 人				
	前年度末現在		本年度末現在		年 間 平 均			
世 帯 数	6,340	世帯	6,301	世帯	6,332	世帯		
被保険者数	10,959	人	10,677	人	10,946	人		
本年度中増減 内 被保険者数	本 年 度 中 増							
	転 入	社保離脱		生保廃止		出生	その他	計
	786 人	1,401 人		25 人		51 人	54 人	2,317 人
	本 年 度 中 減							
	転 出	社保加入		生保開始		死亡	その他	計
	673 人	1,235 人		33 人		71 人	594 人	2,606 人

2 税の収納状況

単位:円

区 分		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
一 般	現 年 分	1,064,779,948	999,975,021	0	64,889,727	93.91%
	滞納繰越分	279,513,363	56,685,221	13,584,853	209,243,789	20.28%
	計	1,344,293,311	1,056,660,242	13,584,853	274,133,516	78.60%
退 職	現 年 分	4,737,202	4,519,187	0	218,015	95.40%
	滞納繰越分	7,221,077	1,679,512	166,287	5,375,278	23.26%
	計	11,958,279	6,198,699	166,287	5,593,293	51.84%

3 保険給付状況

種別		一般 10,888 人		退職 58 人	
		件数(件)	費用額(円)	件数(件)	費用額(円)
療養の給付	診療費	127,543	3,582,637,754	762	33,331,200
	調剤	75,968	707,300,225	438	3,972,300
	食事療養	(3,237)	111,468,845	(29)	1,337,758
	訪問看護	926	51,824,170	2	25,900
	計	204,437	4,453,230,994	1,202	38,667,158
食事療養		3	—	0	—
療養費	診療費	312	2,768,030	0	0
	その他	5,710	43,463,318	77	609,539
	計	6,022	46,231,348	77	609,539
療養諸費合計		210,462	4,499,462,342	1,279	39,276,697
内保険者負担額		—	3,271,295,267	—	27,467,418
その他の給付	出産育児諸費	47	20,112,000	—	—
	葬祭諸費	64	1,920,000	—	—
	計	111	22,032,000	—	—
高額療養費		6,615	466,694,024	48	6,406,034
被保険者一人当り療養諸費費用額			413,250	677,184	
被保険者一人当り療養諸費保険者負担額			300,450	473,576	

※()は再掲

4 療養諸費用額負担区分

単位:円

区分	費用額	保険者負担額	一部負担金		国保優先	
				薬剤一部負担金		
一般	療養の給付	4,453,230,994	3,237,588,043	1,061,027,098	—	154,615,853
	療養費	46,231,348	33,707,224	11,256,802	—	1,267,322
	療養諸費合計	4,499,462,342	3,271,295,267	1,072,283,900	—	155,883,175
退職	療養の給付	38,667,158	27,040,758	6,515,359	—	5,111,041
	療養費	609,539	426,660	146,654	—	36,225
	療養諸費合計	39,276,697	27,467,418	6,662,013	—	5,147,266

※徴収金等(第三者・納付金等)

一般 7,887,971 円
退職 0 円

5 療養給付内訳

種 別		件数	日数	費用額		
		1人当たり受診件数	1件当たり	1日当たり費用額	1人当たり費用額	
一 般	入 院	3,344 件	61,791 日	1,807,422,061 円		
		0.31 件	18.48 日	29,251 円	166,001 円	
	入 院 外	103,096 件	171,170 日	1,493,882,443 円		
		9.47 件	1.66 日	8,727 円	137,204 円	
	歯 科	21,103 件	43,543 日	281,333,250 円		
		1.94 件	2.06 日	6,461 円	25,839 円	
	小 計	127,543 件	276,504 日	3,582,637,754 円		
		11.71 件	2.17 日	12,957 円	329,045 円	
	調 剤	75,968 件	(97,788) 枚	707,300,225 円		
		6.98 件	— 日	— 円	64,961 円	
	食事療養	(3,237)	(167,464) 回	111,468,845 円		
		— 件	— 日	— 円	10,238 円	
	訪問看護	926 件	4,894 日	51,824,170 円		
		0.09 件	5.29 日	10,589 円	4,760 円	
	計	204,437 件	281,398 日	4,453,230,994 円		
		18.78 件	1.38 日	15,825 円	409,004 円	
	退 職	入 院	29 件	645 日	16,671,450 円	
			0.50 件	22.24 日	25,847 円	287,439 円
入 院 外		601 件	908 日	15,016,240 円		
		10.36 件	1.51 日	16,538 円	258,901 円	
歯 科		132 件	276 日	1,643,510 円		
		2.28 件	2.09 日	5,955 円	28,336 円	
小 計		762 件	1,829 日	33,331,200 円		
		13.14 件	2.40 日	18,224 円	574,676 円	
調 剤		438 件	(557) 枚	3,972,300 円		
		7.55 件	— 日	— 円	68,488 円	
食事療養		(29)	(1,938) 回	1,337,758 円		
		— 件	— 日	— 円	23,065 円	
訪問看護		2 件	2 日	25,900 円		
		— 件	— 日	— 円	— 円	
計		1,202 件	1,831 日	38,667,158 円		
		20.72 件	1.52 日	21,118 円	666,675 円	

※()は再掲

6 国民健康保険事業費納付金

医療給付費分	一般被保険者医療給付費分	1,094,048,181 円
	退職被保険者医療給付費分	3,499,624 円
	計	1,097,547,805 円
後期高齢者支援金分	一般被保険者医療給付費分	306,083,418 円
	退職被保険者医療給付費分	1,077,769 円
	計	307,161,187 円
介護納付金分	介護納付金分	107,095,550 円
合計		1,511,804,542 円

事業名		特定健康診査事業				
5 款	1 項	1 目	予算額	43,682 千円	決算額	35,027 千円
<p>【事業の目的】</p> <p>内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を起因とする生活習慣病の発症予防と重症化防止を図り、健康の保持・増進に繋げる。</p>						
<p>【具体的措置】</p> <p>[実施時期] 6月1日～10月31日(医療機関健診)、5・6・7・9・10・2月に19日間(集団健診)</p> <p>[実施方法] 医療機関健診及び集団健診</p> <p>[対象者] 40歳以上74歳までの国民健康保険被保険者:8,675人</p> <p>[検査内容] 計測(身長、体重、腹囲)、血圧測定・尿検査、血液検査 市独自に設定した基準の該当者に心電図を実施</p> <p>[負担金] 500円</p> <p>[受診者数] 3,368人(受診率速報値 42.3%)</p>						
<p>【成果と課題】</p> <p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診により、自身の身体の状態を知り、生活習慣を改善することで、健康の保持・増進に繋がっている。また、生活習慣病の発症予防と重症化予防に寄与している。 ・心電図検査の受診対象に市独自の基準を設け、心血管系疾患の発症予防に寄与している。 ・チクロスでの集団健診実施や、2月の追加健診実施など、受診しやすい体制づくりに繋がっている。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な受診勧奨に取り組み、特に40、50歳代の受診率を向上させる必要がある。 ・医療機関健診の受診者が減少しており、かかりつけ医との連携を推進するなど、受診率向上に取り組む必要がある。 ・未受診者の医療情報収集事業を活用することにより、受診率向上に繋げる必要がある。 						

事業名		後期高齢者医療事務・徴収事務					
款	項	目	予算額	690,199 千円	決算額	680,918 千円	
【事業の目的】							
高齢者の適切な医療の確保を図り、医療費の適正化を推進するため、費用負担を明確にし、被保険者が適切な医療給付や健康診査を受けることができる状態にする。							
【具体的措置】							
◆対象者							
①75歳以上の人							
②65歳以上75歳未満で寝たきり等の一定の障害のある人							
◆被保険者数(H31.3月末)							
		②75歳未満	①75歳以上	合計			
福岡県後期高齢者医療広域連合		25,960人	655,367人	681,327人			
筑後市		298人	6,616人	6,914人			
◆保険者							
福岡県後期高齢者医療広域連合							
◆保険料							
均等割額		56,085円					
所得割率		10.83%					
賦課限度額		62万円					
◎平成30年度本算定賦課決定額:466,680,550円							
【内訳】特徴合計保険料額:308,372,560円(5,756人) 普徴合計保険料額:158,307,990円(1,111人)							
◆保険料収納額 (収納率;%)							
特別徴収		301,348,530円	(100.00)				
普通徴収(現年分)		172,165,490円	(99.17)				
(滞納分)		1,953,620円	(49.44)	不納欠損額 432,540円			
合計		475,467,640円	(99.28)				
◆保険料							
①保険料の具体的な算定基準は、広域連合で決定する。							
②原則として、対象者の年金から天引きされる。							
◆一部負担割合							
①1割負担(現役並み所得者は3割)							
◆筑後市の主な事務							
①保険料の徴収・相談							
②申請や届出の受付							
③被保険者証の引渡し							
◆福岡県後期高齢者医療広域連合の主な事務							
①資格の管理							
②医療を受けたときの給付							
③保険料の賦課決定							
④保険財政の運営							
◆歳入・歳出の概要							
歳入	1款	保険料	475,772,500円	歳出	1款	総務費	37,911,026円
	2款	手数料	25,700円		2款	広域連合納付金	642,745,647円
	3款	国庫支出金	2,282,000円		3款	諸支出金	261,010円
	4款	繰入金	185,558,151円				
	5款	繰越金	26,575,079円				
	6款	諸収入	953,516円				
歳入合計			691,166,946円	歳出合計			680,917,683円
〔確定値(平成29年度)〕							
筑後市医療費総額		8,449,518,995円					
筑後市一人当たり医療費		1,256,107円					
【成果と課題】							
〔成果〕							
・75歳年齢到達者(H30.5月生～H31.4月生)525人に対し、後期高齢者医療被保険者証を交付し、医療保険制度の移行後も切れ目なく受診できるようにした。・保健事業の一つである健康診査について、個別検診のほか市の集団検診でも受診できるようにし、受診しやすくなった。(住民検診での受診者数:32人)							
〔課題〕							
・被保険者数の増加と平均年齢の上昇、医療の高度化などにより、医療費総額と1人当たり医療費が共に伸びている。福岡県広域連合及び健康づくり課や高齢者支援課と連携し、健康診査受診率向上や検診結果等のデータを活用した保健事業を推進していかなければならない。・保険料滞納者への電話催告や催告書発送、納付誓約締結などの取組みにより、収納率が向上した。一方で、死亡後に相続人が不在で保険料が滞納になり、その後の対応に時間のかかるケースが増えている。困難事例への対応が課題となっている。							

事業名			介護保険料の賦課徴収	
1 款	2 項	1 目	予算額	決算額
			3,476 千円	2,986 千円
【事業の目的】 保険料の滞納者が少なくなる。				
【具体的措置】 賦課期日における世帯状況や住民税課税状況・被保険者資格の取得や喪失情報を的確に把握し、適正な保険料賦課を行う。賦課決定後は速やかに決定通知書又は納入通知書(納付書)を送付し、通知する。年金受給者は原則、年金から天引き(特別徴収)し、毎月の国保連との年金特徴情報のやり取りを漏れなく行う。年金特徴できない被保険者は、納付書や口座振替での納付(普通徴収、納期は7月から3月まで毎月月末・全9期)とする。未納者・滞納者に対しては督促状や催告書の発送、電話での督促、戸別訪問等の滞納対策を行う。 [1号被保険者数] 13,171人(H31年3月末) [賦課件数(延べ)]普通徴収9,354件(過年度更正分15件含む) [督促状発送(延べ)]1,574件 [催告書発送(延べ)] 238件(4月、7月、2月) [督促電話件数(延べ)]163件 [不納欠損予告書送付]91人 [不納欠損額]58人 2,813,130円(H31年3月末)				
【成果と課題】 [成果] ・現年度普通徴収収納率:91.03%(前年度比+1.22ポイント)、滞納繰越分収納率:18.48%(前年度比-1.49ポイント)、現年度特徴普通徴収保険料全体の収納率:99.38%(前年度比+0.16ポイント) ・次年度への繰越滞納保険料 現年度分:5,775千円 滞納繰越分:9,871千円 計15,646千円 [課題] 介護保険料は特別徴収が原則であるが、保険料減額更正被保険者、65歳到達者及び転入者については、普通徴収の期間がある。この間に滞納者とならないよう、引き続き口座振替の推進、コンビニ納付などの制度周知に取り組む必要がある。また、保険料滞納者については、督促状や催告書、電話、訪問などにより督促し、分割納付を含めた納付折衝を継続して行う。併せて、介護サービスが必要になったときに給付制限を受けることなく利用できるよう、納付折衝時に滞納した場合の給付制限について説明をする。 今後の取り組みとしては、支払い能力の判断も含め、資力調査が必要だと考える。支払い能力があるにもかかわらず、納付しない者に対しては、差押を視野に入れながら進める。これらの取り組みを行い、健全な制度運営のため保険料の確保と併せて被保険者間で納付者との公平性を確保する必要がある。				

事業名			介護予防健康トレーニング事業(1号被保険者)	
4 款	2 項	1 目	予算額	決算額
			7,062 千円	5,599 千円
【事業の目的】 65歳以上の市民が市内の施設において、日常的に健康づくりや介護予防の運動に取り組むことで、将来にわたってできるだけ長く、元気で健康な生活を送ることができる。また、生活習慣病や腰痛などを改善したり予防したりすることができる。				
【具体的措置】 [内容]専門のスタッフの指導のもと、トレーニング用機器を使い、健康を増進する運動に取り組む。 [対象者]介護保険の第1号被保険者(65歳以上の市民) [実施場所]①筑後市総合福祉センター2階、②筑後市北部交流センター [日時] ①月～金曜:9:30～16:30 ②月・水・木・金曜:13時～21時、土曜:9時～19時 [その他]利用者負担金:100円/1回				
【成果と課題】 [成果] 30年度総利用者数は11,320人(65歳以上:6,092人、20歳～64歳:5,228人)で29年度と比較して685人(6.4%)増加した。利用者アンケート結果:「利用して良かった」との回答が135人(90.0%)、「体調が良くなった」との回答が96人(64.0%)、「関節痛の痛みが良くなった」との回答が19人(42.2%) (30年10月～30年11月実施、回答者150人、11月末時点利用者980人) 事業費の増加と、筑後広域公園プールに類似施設が開業(H28.12月)し、福祉センター及び介護予防拠点施設の事業利用者数が減少したため、30年度からは介護予防拠点施設を廃止し、市内2カ所(北部交流センター・総合福祉センター)で実施している。 事業の広報・周知のため、健康と食育の祭典へ出展、被保険者証交付式や出前講座での広報、周知ポスターの作成などを実施した。 [課題] 今後も利用状況やアンケート調査等により、効果的な周知方法、利用しやすい実施時間、介護予防効果の高い器具の導入などを検討していく必要がある。				

平成30年度 介護保険事業状況

○第1号被保険者数

(単位：人)

年齢区分	29年度末	30年度末
65歳以上75歳未満	6,521	6,518
75歳以上	6,544	6,653
合計	13,065	13,171

(単位：人)

所得段階	30年度 保険料 月額	被保険者数	
		29年度末	30年度末
第1段階	2,610円	1,620	1,590
第2段階	4,060円	1,002	1,031
第3段階	4,350円	970	999
第4段階	5,220円	1,873	1,792
第5段階	5,800円	2,443	2,441
第6段階	6,960円	2,152	2,260
第7段階	7,540円	1,564	1,684
第8段階	8,700円	737	701
第9段階	9,860円	304	260
第10段階	10,440円	107	119
第11段階	11,020円	80	79
第12段階	11,600円	213	215
合計		13,065	13,171

○要介護・要支援認定者数

(単位：人)

年齢区分	29年度末	30年度末	要介護					要支援	
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
65歳以上75歳未満	209	200	30	46	31	25	28	19	21
75歳以上85歳未満	702	702	91	149	146	113	85	75	43
85歳以上	1,245	1,232	100	194	236	206	231	180	85
第1号被保険者	2,156	2,134	221	389	413	344	344	274	149
第2号被保険者	45	44	2	8	5	6	7	8	8
合計	2,201	2,178	223	397	418	350	351	282	157

○保険料収納状況

(単位：円)

区分	平成29年度	平成30年度					
	収入済額	調定額	収入済額	うち還付未済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
特別徴収	758,888,730	861,322,740	861,491,780	169,040	0	0	100.00%
普通徴収	56,388,400	64,386,510	58,622,680	11,520	0	5,775,350	91.03%
小計	815,277,130	925,709,250	920,114,460	180,560	0	5,775,350	99.38%
滞納繰越分	3,216,410	15,559,420	2,875,790	0	2,813,130	9,870,500	18.48%
合計	818,493,540	941,268,670	922,990,250	180,560	2,813,130	15,645,850	98.04%

○介護給付費の状況

(単位：円、%)

No	サービス種別	平成29年度	平成30年度	給付		伸び率 (b)/(a)
		(a)	(b)	予防給付	介護給付	
1	訪問介護	173,530,164	154,984,807	27,167	154,957,640	89.3
2	訪問入浴介護	7,021,424	5,951,685	0	5,951,685	84.8
3	訪問看護	41,858,726	37,299,721	4,299,129	33,000,592	89.1
4	訪問リハビリテーション	8,427,249	9,906,112	2,585,430	7,320,682	117.5
5	通所介護	516,156,151	468,504,402	-45,054	468,549,456	90.8
6	通所リハビリテーション	228,108,071	216,398,005	40,823,571	175,574,434	94.9
7	福祉用具貸与	58,023,523	57,604,142	8,751,838	48,852,304	99.3
8	短期入所生活(療養)介護	110,959,843	95,802,716	918,099	94,884,617	86.3
9	居宅療養管理指導	22,542,324	25,103,039	2,098,675	23,004,364	111.4
10	居宅介護支援	163,104,477	154,444,631	11,900,677	142,543,954	94.7
11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,168,742	6,909,753		6,909,753	84.6
12	地域密着型通所介護	102,133,766	97,606,845		97,606,845	95.6
13	認知症対応型共同生活介護	260,800,618	255,338,875	0	255,338,875	97.9
14	認知症対応型通所介護	58,320,725	64,299,272	173,196	64,126,076	110.3
15	小規模多機能型居宅介護	50,140,532	42,372,045	2,528,937	39,843,108	84.5
16	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	81,786,876	88,266,787		88,266,787	107.9
17	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	44,712	174,951	0	174,951	391.3
18	特定施設入居者生活介護	67,153,073	64,319,186	1,208,906	63,110,280	95.8
19	介護老人福祉施設	567,198,245	616,454,038		616,454,038	108.7
20	介護老人保健施設	628,727,617	644,527,351		644,527,351	102.5
21	介護療養型医療施設	70,968,083	63,984,014		63,984,014	90.2
22	介護医療院サービス		3,305,932	0	3,305,932	#DIV/0!
23	福祉用具購入費	4,013,918	3,492,763	1,300,362	2,192,401	87.0
24	住宅改修費	20,423,433	13,999,839	8,091,660	5,908,179	68.5
25	高額介護(予防)サービス費	68,156,864	68,832,555	2,372	68,830,183	101.0
26	高額医療合算介護(予防)サービス費	11,301,978	10,854,091	79,808	10,774,283	96.0
27	特定入所者介護(予防)サービス費	140,601,610	140,160,894	45,400	140,115,494	99.7
合計	3,469,672,744	3,410,898,451	84,790,173	3,326,108,278	98.3	

※審査支払手数料除く。

事業名		地域デイサービス事業				
4 款	2 項	1 目	予算額	5,520 千円	決算額	4,454 千円
【事業の目的】						
地域に暮らす概ね自立の高齢者に対して、地域住民の協力でサービスを提供することで、地域で生活する高齢者が閉じこもりや寝たきりになることを予防する。それとともに、参加する高齢者やボランティアの生きがいをづくりにつなげる。						
【具体的措置】						
○地域デイサービス						
[対象者] 地域で生活する概ね65歳以上の人						
[実施場所] 公民館等						
[実施回数] 月1回実施12カ所 月2回実施8カ所 (月1回未満の地域デイは社会福祉協議会の管轄)						
[利用者数] 延6,986人						
[協力員数] 延4,991人						
[実施内容] 健康チェック、健康体操、食事の提供、レクリエーション等						
○地域デイ連絡会						
[対象者] 地域デイ協力員の代表						
[実施場所] 市役所						
[実施回数] 5回						
[実施内容] 市と地域デイの連絡事項、協議、地域デイ間の連携交流を図る。						
○地域デイサービスボランティア交歓会						
[目的] 地域デイサービスの運営に必要な知識の習得や情報交換のため、外部講師による講演や各地域デイの「持ちネタ披露」を行う。						
[対象者] 地域デイ協力員						
[実施場所] サザンクス筑後 小ホール						
[実施回数] 年1回						
[実施日] 平成31年2月1日(金) 400名程度参加						
[実施内容] 講演:九州大谷短期大学 福祉学科長 中村秀一教授 演題:「人と人とのつながり～共に支え合う地域づくり～」 持ちネタ披露:久恵デイ・野中デイ・福祉レクリエーションサークル・生活支援コーディネーター						
○地域デイサービスボランティア研修会						
[目的] 地域デイサービスの運営に役立つ知識及び技術の習得のため実施。						
[対象者] 地域デイ協力員						
[実施回数] 年1回(2日間実施し、どちらか1回参加)						
[実施内容] 体験してみよう!!「ふまねっと運動」:平成30年10月29日(月)保健センター:67名参加 平成30年11月2日(金)サンコア3階軽運動室:38名参加 合計参加者数:105名						
事業名		さんかく塾				
4 款	2 項	1 目	予算額	160 千円	決算額	40 千円
【事業の目的】						
地域さんかく塾新規立上げの際、始めの半年間市の理学療法士等が直接指導し、その後の自主活動へつなげる。また、自主活動として継続されている地域に対し、市の理学療法士等が支援を行う事業。						
【具体的措置】						
○地域さんかく塾						
自主活動として継続されている地域を理学療法士や言語聴覚士が定期的に訪問し技術的支援を行った。						
[対象者] 概ね65歳以上の高齢者で、自力で公民館まで来ることができる人						
[実施場所] 公民館等						
[実施地域] 25地域(うち地域介護予防活動支援補助金利用21地域)						
[参加者数] 延11,940人						
[実施内容] 体力測定、ストレッチ体操・筋力トレーニング、レクリエーションの実施、健康づくりのための講話等						

事業名	地域介護予防活動支援補助金				
4 款 2 項 1 目	予算額	1,925 千円	決算額	1,144 千円	
【事業の目的】	高齢者が、地域住民による、身近な場所で行われる介護予防活動に参加することで、高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防並びに地域内での支え合い体制を進めることを目的とする。				
【具体的措置】	<p>○地域で行うさんかく塾・足腰びんしゃん塾への補助 [補助額] 開催日ごとの参加者一人当たり100円を乗じた額と年間経費実費額のどちらか低い額を年1回助成 [補助地域数] 24地域(さんかく塾21地域、足腰びんしゃん塾3地域) [補助金交付額] 1,144,295円</p>				
事業名	高齢者の居場所づくり支援補助金				
4 款 2 項 1 目	予算額	900 千円	決算額	90 千円	
【事業の目的】	高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防並びに地域内での支え合い体制の確立を図るため、地域住民による身近で気軽に集まることのできる居場所づくりの支援を行う。				
【具体的措置】	<p>○高齢者の居場所づくり支援事業 [補助額] サロンの設置に必要な備品購入費等に対し、サロン1箇所につき30,000円を上限として補助 [補助サロン数] 3箇所 [補助金交付額] 90,000円</p>				
事業名	地域リハビリテーション活動支援事業				
4 款 2 項 1 目	予算額	5,958 千円	決算額	4,514 千円	
【事業の目的】	リハビリ専門職が住民運営の通いの場等において、介護予防の取組を支援し地域の高齢者が要介護状態となることを防ぐ。また、地域包括支援センターと連携し地域ケア個別会議において個別ケースの改善の可能性を専門的見地から助言することにより、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。				
【具体的措置】	<p>○市が雇用したリハビリ専門職(理学療法士、言語聴覚士)が、市が実施する介護予防教室等の指導を行うほか、地域住民への介護予防に関する技術的支援や地域ケア個別会議における技術的助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア個別会議への出席 7回 ・地域への訪問による技術的支援 延べ144回 				
【成果と課題】	<p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域デイ・さんかく塾は、通所により各地域で定期的に開催されることで、外出の機会ができ閉じこもり予防となっている。また、教室では運動やレクリエーション等を行うことで心身の機能維持及び向上につながっていると同時に交流の場にもなっているため、住み慣れた地域で生き生きと生活を送ることにつながっていくと考える。 ・地域デイ・さんかく塾の充実や拡大は、自分達の地域は自分達で作上げていくという意識の醸成につながっている。 ・地域デイ・さんかく塾の欠席者を協力員が訪問したり、電話で状況を確認するなど、高齢者の見守りにつながっている。また、これらの事業をきっかけに、ごみ出し等の手伝いなど、地域での助け合いの活動にもつながっている。地域包括ケアを推進する上でも、本事業の役割は高いと考える。 ・顔見知りである地域住民により計画・実施されるため、高齢者が安心して参加できるとともに、地域や参加している高齢者の実態にあった活動が行われている。 ・地域デイの協力員対象に研修会や講座を開催し、地域デイで行う体操のヒントや知識の習得につながっている。 ・地域における介護予防活動や居場所づくりの必要性を、補助金活用の紹介もしながら高齢者支援課職員や生活支援コーディネーター、社会福祉協議会からも機会あるごとに周知啓発してきた。その結果、高齢者の居場所づくりの必要性も認知されてきており、市が把握しているだけで37箇所でサロンが実施されている。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施地域と未実施地域があるため、各種補助金の活用も図りながら、引き続き未実施地域への働きかけを行う。地域デイ・さんかく塾をはじめとする地域活動の取り組みの効果や必要性等の啓発を行い、地域住民の活動を人的・技術的な面からサポートしていく必要がある。 ・新たな協力員の確保ができ、次の世代への引き継ぎがスムーズにできるよう、支援方法を引き続き検討する必要がある。また、協力員向けの講座や研修会を通して、協力員の知識の向上や、不安等の軽減に繋がるように支援していく必要がある。 ・男性の参加者が少ない、新規の参加者が増えないという課題もあり、利用者・参加者が増えるような取り組みや勧誘の方法等を検討していく必要がある。 ・高齢者の居場所づくり支援補助金は、平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業の開始と共に始めた3年間の限定的な補助事業であるが、令和2年度以降のあり方について、平成31年度中に検討する予定である。 				

事業名		総合相談事業				
4 款	3 項	1 目	予算額	33,815 千円	決算額	31,701 千円
【事業の目的】						
各種の相談を一元的に受け付けることにより、必要なサービスにつなげる迅速性を確保するとともに、地域内での確実な相談体制を築いていくことで、高齢者の安心と信頼を確保する。						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ○地域におけるネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・市内3か所に相談窓口としてステーションを設置 ・民生委員との連携 ・地域密着型介護保険サービス事業所運営推進会議への出席 ○相談に対する対応 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスや制度について情報提供や関係機関の紹介 ・継続的な支援、モニタリング ○介護予防・権利擁護事業等への迅速な連携 						
【成果と課題】						
[成果]						
H30年度相談受付件数(延べ) 4,479件 (内訳)						
<ul style="list-style-type: none"> ・健康(認知症を含む)や介護についての相談 64% ・権利擁護(虐待、成年後見制度、消費者被害等)についての相談 15% ・その他(老後の不安、生活困窮、苦情、家族関係等)の相談 21% 						
相談者は本人、家族、親戚が半数以上、そのほか民生委員や医療機関、介護保険事業所などから寄せられている。						
「高齢者の総合相談窓口」としての周知を図り、また地区担当のステーションを設置していることで、高齢者の困りごとに早期に介入し、関係機関と連携して問題解決を図ることができている。						
[課題]						
相談内容は多岐にわたり、また複雑化している。より一層の相談員の面接技術、知識の向上を必要としている。						

事業名		生活支援体制整備事業				
4 款	3 項	6 目	予算額	25,729 千円	決算額	23,600 千円
【事業の目的】						
高齢者が住み慣れた地域で支援を受けながら自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域における高齢者の生活支援や介護予防の取組みを推進する。						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> ○ささえあい協議体(第1層協議体)の設置 <ul style="list-style-type: none"> 協議体メンバーと生活支援コーディネーターが把握している高齢者の生活支援や介護予防の取組み、課題について情報共有及び協議を行った。 協議体メンバー 11人、会議開催回数 3回、視察研修 1回(伊万里市社会福祉協議会) ○生活支援コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> 地域ダイサービス等を訪問し、地域資源・地域課題の把握やマッチング(資源と課題のつなぎ支援)を行った。また、少子高齢化が進む中、地域における生活支援・介護予防の取組みが必要であることの周知活動を行った。 第1層生活支援コーディネーター 1人配置 第2層生活支援コーディネーター 3人配置 地域訪問・支援回数 730回、講話及び寸劇 29回、地域の宝探しマップ作り 15回 ○ささえあい協議体の運営及び第1層生活支援コーディネーターの配置を社会福祉法人 筑後市社会福祉協議会に委託により実施。第2層生活支援コーディネーターは、地域包括支援センター地区ステーションを委託している社会福祉法人 筑後市社会福祉協議会、社会福祉法人 素王福祉会、医療法人 清友会に委託により配置。 						
※協議体とは						
多様な主体間の情報共有及び連携・協働による生活支援・介護予防の取組みを推進するための話し合いの場。						
※生活支援コーディネーターとは						
地域における高齢者の生活支援や介護予防の取組みを推進するため、多様な主体による高齢者の支援に関する取組みや支援組織などを把握し、高齢者の生活支援や介護予防のニーズとマッチング等コーディネートを行う。						
【成果と課題】						
[成果]						
○生活支援コーディネーターによる地域訪問活動や協議体メンバーによる生活支援コーディネーターの周知支援等により、生活支援コーディネーターへの講座依頼や地域福祉活動の相談が増えており、地域での支え合い活動の必要性についての意識の高まりにつながっている。						
[課題]						
○少子高齢化が進み、地域福祉活動の担い手不足の課題がある中、地域住民が望む「制度では対応できない福祉サービス」をどのようにして多様な主体において作っていくのが課題。						

住宅新築資金等貸付特別会計の決算状況 (H31.4.1現在)

(単位:千円)

区 分	歳 入	歳 出	歳入歳出差引
住宅新築資金等貸付	1,410	46,518	△ 45,108

◎ 住宅新築資金等貸付

歳入では、貸付金元利収入が1,312千円、一般会計繰入金98千円。歳出では、事務費98千円、繰上充用金(前年度繰出金)46,420千円。歳入歳出差引額は△45,108千円となり、前年度に引き続き45,108千円の赤字となった。これは、貸付金償還金の未回収によるものである。

回収方法としては、毎月の口座振替、訪問徴収のほか、年一回の催告書発送、随時電話・訪問・所内面接等を行っているが、債務者の高齢化や収入の低迷による家計の厳しさにより回収業務は困難が続いている。

住宅新築資金等の貸付及び回収状況

(単位:円)

貸付年度	貸付金額	平成29年度末	平成30年度調定額			平成30年度貸付金償還金回収額			平成30年度不納欠損額			平成30年度貸付金未償還額		
		元金未償還額	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
昭45	1,200,000													
46	1,500,000													
47														
48	2,400,000													
49	3,600,000													
50	3,200,000													
51	7,600,000													
52	12,600,000													
53	25,500,000													
54	28,000,000	7,005,816	7,005,816	877,916	7,883,732	76,987	16,595	93,582				6,928,829	861,321	7,790,150
55	30,600,000	2,526,277	2,526,277	282,805	2,809,082	133,676	14,472	148,148				2,392,601	268,333	2,660,934
56	8,500,000													
57	81,100,000	13,796,042	13,796,042	1,482,878	15,278,920	340,785	53,055	393,840				13,455,257	1,429,823	14,885,080
58														
59	78,200,000	19,350,704	19,350,704	3,818,936	23,169,640	519,570	156,938	676,508	2,389,852	312,788	2,702,640	16,441,282	3,349,210	19,790,492
60	31,800,000													
61	3,000,000													
平3	14,400,000													
4	12,800,000											0	0	0
現年計		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0
滞納計	346,000,000	42,678,839	42,678,839	6,462,535	49,141,374	1,071,018	241,060	1,312,078	2,389,852	312,788	2,702,640	39,217,969	5,908,687	45,126,656
合計		42,678,839	42,678,839	6,462,535	49,141,374	1,071,018	241,060	1,312,078	2,389,852	312,788	2,702,640	39,217,969	5,908,687	45,126,656

事業名		市営住宅敷金管理事務			
1 款	1 項	1 目	予 算 額	決 算 額	
			27,697 千円		1,381 千円
【事業の目的】 市営住宅の入退去に伴う敷金の適正な管理					
【具体的措置】 市営住宅入居に伴う敷金の収納及び退去に伴う敷金の還付 ○敷金収入 21件 1,340千円 ○敷金還付 25件 1,381千円					
【成果と課題】 敷金の適正な管理事務を行った。					

事業名		矢部川流域下水道推進協議会				
1 款	1 項	1 目	予 算 額	949 千円	決 算 額	948 千円
【事業の目的】 矢部川流域下水道事業の推進を図るため、関係団体、処理場周辺集落、処理水放流河川権利者との協議、調整を行なう。						
【具体的措置】 ・幹事会 第1回 平成30年5月23日 ・監査 平成30年6月5日 みやま市 広川町 ・定例会(3市1町首長) 平成30年7月23日 ・下水道展の開催 平成30年9月9日						
【成果と課題】 [成果] ・関連市町と県で連携して下水道事業推進を行っており、地元及び関係団体との調整もスムーズに対応出来ている。 ・下水道管理センターと一緒に「下水道の日」にちなんで、下水道に興味を持ってもらうため、平成30年9月9日に矢部川流域下水道展を矢部川浄化センターにて開催した。雨天のため前年より330人参加者が減ったものの626人の来場があった。						

事業名		公共下水道事業				
2 款	1 項	1 目	予 算 額	367,152 千円	決 算 額	341,012 千円
【事業の目的】 ・公共用水域(河川・水路・溜池等)の水質の保全 ・快適で衛生的な生活が出来る生活環境の改善						
【具体的措置】 ・筑後市公共下水道管渠布設工事(第1工区) 他3件 ・筑後市公共汚水柵設置工事(その1) 他1件 ・筑後市公共下水道工事に伴う舗装復旧工事(第1工区) 他2件 ・筑後市公共下水道事業詳細設計業務委託(羽犬塚処理分区) 他1件 等						
【成果と課題】 [成果] ・現在、全体計画区域が1,036.6haのうち事業計画区域を580.3haと定め、平成30年度は17.8haの整備を行った。 ・平成30年度末において、累計で480.1haを整備しており、整備率46.3%の状況。 ・水質環境問題に対する市民の意識は高く、浄化槽設置事業と下水道事業の推進により水質環境の改善に寄与した。 [課題] ・新築の建物については接続が進んでいるが、高齢者世帯等は接続費用の負担が大きく接続が進まない状況。 ・アパートや戸建賃貸等については、借主の費用負担増から接続が進まない状況。 ・多大な事業費を必要とするため財政面が非常に厳しく、今後も費用対効果の高い地域を計画的に整備する必要がある。						

事業名		矢部川流域下水道事業				
2 款	1 項	1 目	予 算 額	8,281 千円	決 算 額	8,280 千円
【事業の目的】 ・公共用水域(河川、水路、溜池等)の水質改善 ・快適で衛生的な生活が出来る環境改善						
【具体的措置】 福岡県が事業主体となり、整備期間としては平成9年度～平成47年度までの計画で、幹線管渠・終末処理場・ポンプ施設等を整備し、事業費の一部を関連市町で負担している。平成28年度事業で各市町を結ぶ幹線管渠の整備が終了したため、平成29年度からは、汚水量の増加に合わせ計画的に浄化センター内の処理施設の整備を行っている。						
【成果と課題】 [成果] ・水質環境問題に対する市民の意識は高く、矢部川流域下水道事業を計画的に推進するとともに、適正な処理水を花宗川及び山ノ井川に放流している。						

事業名		排水設備業務				
2 款	1 項	2 目	予算額	150 千円	決算額	85 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> 排水設備の誤接続等による雨水浸入を防ぎ、公共下水道にて無駄に処理を行う汚水量を減らすことによって、処理コストの高騰化を防止する。 適切に排水設備が施工されることにより、各家庭の汚水が円滑に排除され、伝染病発生抑止や各戸での排水設備の維持管理費用の軽減に寄与する。 排水設備の検査を通じて、指定工事店の技術力や質が向上し、「お客様」からクレーム等のない工事店の育成に寄与する。 						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道への排水設備等工事確認申請書の書類の事前審査 施工が完了した排水設備の実地検査 公共下水道使用許可 指定工事店講習会実施 平成31年3月8日 新規指定工事店 4件 新規責任技術者 11名 更新指定工事店 9件 更新責任技術者 9名 						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> 事前審査及び実地検査を行うことにより、排水設備の誤接続等による雨水浸入を防ぎ、不明水を減らすことにより汚水処理コストの削減に寄与している。 指定工事店(13件)及び責任技術者(20名)への講習会により指導育成に寄与した。 						
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> 新しい技術等による排水設備工事が出てきており、検査員の知識や技術力向上が必要である。 						

事業名		下水道維持・管理業務				
2 款	1 項	2 目	予算額	22,231 千円	決算額	14,275 千円
【事業の目的】						
公共下水道の供用開始後に下水道施設を適切に維持・管理することにより、利用者に支障なく快適に下水道を利用して頂く。						
【具体的措置】						
<ul style="list-style-type: none"> 下水道工事に伴う舗装補修工事(その1) 他1件 等 道路管理者の舗装維持補修に伴うマンホール蓋調整工事(その1) 他3件 等 平成23年度よりマンホールポンプ等の下水道施設の一部を維持管理委託しており、平成30年度は、マンホールポンプの点検(2ヶ月に1度)、引上げ点検(年1回)を実施。 管渠ベントサイフォン部の清掃を実施。 						
【成果と課題】						
[成果]						
<ul style="list-style-type: none"> マンホールポンプ及びベントサイフォンの維持管理を定期的に行い、利用者に支障なく快適に下水道を利用してもらった。また、管渠の閉塞に伴う緊急の洗管作業を行い第三者への被害が無いように努めた。 						
[課題]						
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末で10基のマンホールポンプを管理しており、今後も増えると思われるマンホールポンプ及びベントサイフォン等の維持管理に要する費用が増加する。 						

事業名		水洗化等排水設備工事補助金交付事業				
2 款	1 項	2 目	予算額	14,532 千円	決算額	8,575 千円
【事業の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> 自然環境、生活環境の早期改善のための水洗化の促進(接続率の向上) 						
【具体的措置】						
下水道排水設備工事費補助金の交付						
[要件] 供用開始日より3年以内に下水道へ接続すること(新築を除く)						
[対象者] 供用開始区域内における一般住宅の所有者又は所有者に改造工事の同意を得ている使用者、アパートの所有者、分譲マンションの管理組合						

- [補助対象工事] ・台所、風呂、洗面所等の汚水を下水道に流入させるための工事
 ・汲み取り便所を水洗便所に改造し下水道に接続するための工事及びこれと同時に施工する給排水設備の工事
 ・浄化槽の機能を廃止して、下水道に接続するための工事

[補助額] 補助対象工事費の2分の1以内。ただし、区分限度額まで。

- [限度額] ・一般住宅 【(供用開始日より)1年目】 10万円 【2年目】 8万円 【3年目】 5万円
 ・アパート 【1年目】 8万円+ (2万円×総戸数) 【2年目】 6万4千円+ (1万6千円×総戸数)
 【3年目】 4万円+ (1万円×総戸数)
 ・分譲マンション 【1年目】 6万6千円×総戸数 【2年目】 4万6千円×総戸数
 【3年目】 1万6千円×総戸数

[交付額] 一般住宅:80件 7,604千円、アパート等:2件 971千円 合計 82件 8,575千円
 [供用開始後年数別内訳] ・1年目: 72件 ・2年目: 6件 ・3年目: 4件

【成果と課題】

[成果]

- ・供用開始区域内人口 17,624名のうち、下水道接続人口 12,697名
- ・下水道普及率: 35.8%(前年比0.3%増) ・水洗化率: 72.0%(前年比3.8%増)
- ・平成30年度は、前年度に比べ補助金交付申請件数、補助金交付額が増加した。(前年比 申請件数:1件増、交付額:539千円増)
- ・接続工事の費用負担の軽減策の一つとして、民間金融機関との連携協定により、金利優遇措置のあるリフォームローンの利用が可能となっている。

[課題]

・下水道への接続については、高齢者世帯等にとって、多額の工事費用の負担が障害となっている。また、既に浄化槽を設置済みの家屋や空き家も、下水道未接続の要因となっている。引き続き、下水道事業への理解を広めながら、供用開始後3年以内の世帯に、費用負担の軽減となる本制度の積極的な活用を働きかけ、早期接続を推進していく必要がある。

事業名		流域下水道維持管理負担金支出事務		
2 款	1 項	2 目	予算額	決算額
			268,785 千円	221,857 千円

【事業の目的】

- ・適正な汚水処理
- ・浄化センターの適切な維持管理

【具体的措置】

福岡県流域下水道負担金徴収要綱に基づき、流入汚水量に応じ160円/㎡を負担する。また、この負担金が矢部川流域下水道事業の維持管理費に充たない場合の不足額(赤字額)については、平成18年の供用開始から10年が経過したことにより、平成28年度より福岡県の負担(2分の1)がなくなり、矢部川流域下水道の関連市町で負担することとなった。負担割合は、各市町の計画汚水量の割合によって算出される。

- ・流入汚水量 1,386,604㎡/年(前年度比:64,460㎡増)・維持管理負担金 230,863千円(前年度比:8,977千円増)
 (平成31年4月1日からの地方公営企業会計移行に伴う打切決算のため、維持管理負担金230,863千円のうち、221,857千円は平成30年度予算より、9,006千円は平成31年度予算より支払済み)

〈矢部川流域下水道の流入汚水量の推移〉 (単位:㎡)

構成自治体	H30	H29	H28
筑後市	1,386,604	1,322,144	1,259,995
八女市	1,041,459	965,806	884,200
みやま市	144,576	127,996	98,613
広川町	657,113	639,065	601,657

〈平成30年度負担状況〉 (単位:円)

構成自治体	維持管理負担金
筑後市	230,863,055
八女市	174,968,425
みやま市	25,076,990
広川町	109,004,587
計	539,913,057

【成果と課題】

[成果]

- ・浄化センターに流入してきた汚水を適正に処理し、放流基準値以下の水質で放流を行っている。

[課題]

- ・平成28年度から、赤字負担分については流域関連市町で負担することとなり、負担増となっている。今後の赤字負担を抑えるうえでも、接続件数を増やし流入汚水量を増加させ、スケール・メリットによる汚水処理単価を下げる必要がある。
- ・接続件数の増加に伴い汚水流入量は年々増えているが、さらに接続件数を増やすためには、一般家庭のみならず、事業所にも下水道接続を働きかける必要がある。

事業名		下水道使用料賦課徴収業務			
2 款	1 項	2 目	予算額	決算額	3,076 千円
【事業の目的】					
<ul style="list-style-type: none"> 適切な汚水処理のための経費について、下水道使用者に対し使用料として適正に賦課、徴収を行い、下水道会計の健全化を図る。 					
【具体的措置】					
<ul style="list-style-type: none"> 市内を南・北の2地区に分け、北地区を偶数月、南地区を奇数月に隔月請求。 使用者の手続きや支払いの利便性の向上と事務の効率化、経費削減を図るため、平成23年10月より、上水道料金と下水道使用料を統合し、水道事業へ業務委託のうえ、上下水道料金として賦課、徴収を行っている。下水道接続開始以降は、水道事業において届出受付・検針・調定・収納・督促・催告等、料金請求から滞納対策までを行っている。 					
【賦課内容】 流した汚水の量(汚水排出量)に応じた使用料(税込)の算定					
<ul style="list-style-type: none"> ○基本使用料(14m³まで) 2881.44円(2ヶ月分) ○従量使用料(14m³を超える分) 185.76円/m³ 					
※汚水排出量の決定方法(一般家庭の場合)					
①上水道のみ使用の場合: 上水道使用水量=汚水排出量					
②井戸水のみ使用の場合: 世帯人数による認定汚水排出量					
③上水道と井戸水との併用の場合: 上水道使用水量と世帯人数による認定汚水排出量との比較で、多い水量を採用。					
※平成31年3月31日現在					
[下水道接続世帯数] 4,877世帯 [下水道接続人口] 12,697人					
[下水道使用料有収水量] 1,386,604m ³ /年					
[平成30年度下水道使用料調定額] 269,777千円					
【成果と課題】					
[平成30年度下水道使用料収納状況] (単位:円)					
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率(%)
現年度分	269,777,180	233,605,268 (265,063,100)	0	36,171,912	86.59 (98.25)
過年度分	8,523,790	3,574,760	225,040	4,723,990	41.94
()は、出納整理期間後(R1.5月末日時点)の数値					
【成果】					
<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月1日からの地方公営企業会計移行に伴い、下水道事業特別会計を平成31年3月31日で閉鎖(打切決算)した。そのため現年度分の収入済額が減り、収入未済額が多くなったが、収入未済額のうち31,457,832円は5月末日までに納入されている。例年どおり5月末日までの収入を収入済額とすると、収納率は98.25%、前年度比0.23%増減となる。 過年度分使用料については、滞納者への電話催促や戸別訪問、分納誓約等の個別対応を図ったものの、収納率は減少(前年比6.02%増減)した。 					
【課題】					
<ul style="list-style-type: none"> 収納率は一定維持できてはいるが、引き続き、未収額削減への取組みが必要である。不納欠損防止の観点からも滞納対策は必要であるため、滞納対策に関する研修を受講して知識を深め、税務課等徴収担当部署や近隣市町における徴収のノウハウを学び、上水道事業との連携も図りながら、より効果的な滞納対策を模索し、さらなる収納率向上を図っていく。 					

事業名		下水道事業受益者負担金賦課徴収事務						
2 款	1 項	2 目	予算額	1,129 千円	決算額	380 千円		
【事業の目的】								
下水道整備により環境改善が図られ、土地の利便性と快適性が向上する地域の方々に、下水道建設費の一部(建設費の5%程度)を負担していただくことにより、下水道事業の負担の公平性を確保するとともに、事業推進のための建設費財源を確保し、下水道事業の健全化を図る。								
【具体的措置】								
[受益者負担金の賦課徴収]								
①地区住民説明会(下水道工事前・工事概要とともに受益者負担金等の受益者における費用負担の説明)								
②GIS(土地台帳システム)による受益地確認作業								
③賦課対象区域の告示(年度初め)								
④賦課対象区域内の受益者(土地所有者)への申告書送付(4月)								
⑤提出された申告書をもとに負担金の内容決定								
⑥決定通知書・納付書の送付(7月)								
⑦受益者による負担金納付								
[受益者負担金の算定]								
○用途ごとに設定された「均等割額」と土地の広さに応じた「面積割額」の合算								
〈均等割〉(1受益地あたり) 一般住宅:82,000円、事業用地:165,000円、分譲マンション用地:48,000円								
〈面積割〉(1㎡あたり) 70円								
[納付方法]								
○分割納付(3年12期)と一括納付								
※一括納付については、納付期数に応じた報奨金制度あり。								
[平成30年度] ※現年分								
○調定額内訳:(平成30年度賦課分) 19,891,400円 (平成29年度賦課分) 1,844,600円								
(平成28年度賦課分) 988,600円								
○収納額内訳:(平成30年度賦課分) 19,669,300円 (平成29年度賦課分) 1,836,600円								
(平成28年度賦課分) 938,600円								
○督促状発送件数(8、10、12、2月): 130件								
○催告状発送件数(9月): 23件(160調定分)								
○不納欠損件数(調定件数): 75件								
○不納欠損額 : 704,900円								
(平成19年度賦課分) 468,900円 (平成22年度賦課分) 100,000円 (平成23年度賦課分) 82,200円								
(平成24年度賦課分) 53,800円								
【成果と課題】			[平成30年度下水道受益者負担金収納状況] (単位:円)					
			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率(%)	
[成果]			現年度分	22,724,600	22,444,500	0	280,100	98.77
			過年度分	4,694,500	1,030,700	704,900	2,958,900	21.96
<ul style="list-style-type: none"> ・収納率は、現年分(前年比0.32%増)はほぼ回収できているが、過年度分(前年比8.63%増)は前年度よりも増加したものの、低い状況である。 ・下水道工事施工前の地元説明会の開催や戸別訪問等により、下水道事業に関する説明を行うことで、受益者負担金に対する理解を深めていただき、スムーズな納付に繋がるよう働きかけを続けている。 								
[課題]								
<ul style="list-style-type: none"> ・納付方法については、3年分割と一括納付の選択ができるが、負担金の早期納入のため、一括報奨金制度のある一括納付を推奨し、未納の発生を減らす働きかけが今後も必要である。 ・過年度分の回収に対しては、分割での納付等相談に応じながら、分納誓約書による履行の徹底を促すとともに、滞納対策に関する研修を受講して知識を深め、税務課等の徴収担当部署や近隣市町の徴収のノウハウを学び、不納欠損の防止を図ることで、財源と負担の公平性の確保に努めていかなければならない。 								

事業名		地方公営企業法適用化事務	
2 款	1 項	2 目	予 算 額
			17,070 千円
			決 算 額
			14,943 千円
【事業の目的】 下水道事業に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計による経理により、財務内容(資産や負債等)や期間損益を(赤字か黒字か)を明確にし、今後の事業経営の効率化、健全化を図る。			
【具体的措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法の一部(財務規定)を適用し、現行の官公庁会計から地方公営企業会計へ移行する。 ・平成28年度から平成30年度までを移行作業期間とし、平成31年度から適用開始。 [移行作業内容] <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産整理、評価 ・システム構築 ・各種事務手続き(例規整備等) [作業スケジュール] ※平成27年度:近隣市町村の法適用化への対応状況調査、移行にかかる基本方針の決定 【平成28年度】 ①委託業者の選定 ②固定資産整理、評価作業 ③例規整備に係る方針検討 ④職員研修 【平成29年度】 ①固定資産整理、評価 ②資産台帳整備 ③関係部局との調整 ④会計科目等の設定 ⑤職員研修 【平成30年度】 ①固定資産整理、評価 ②資産台帳整備 ③システム構築 ④関係部局との調整 ⑤例規改正 ⑥職員研修			
【成果と課題】 [成果] <ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、総務省通知に基づくもので、人口3万人以上の自治体における下水道事業については、平成32年度までに地方公営企業法を適用することが義務付けられたことを受け取り組んだ。 ・平成30年度は、移行作業期間の最終年度であったため、各作業に遅れが生じることがないように、委託業者との打合せをほぼ毎月行い、情報共有に努めた。 ・移行作業に関する研修会に参加して情報を収集したり、関係機関や庁内部署との調整も図りながら移行作業を進めた。 [課題] <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、地方公営企業法による会計事務を円滑に行うため、簿記等の専門知識の習得を図っていく必要がある。 ・令和2年度に、経営戦略を見直すこととしている。経営状況や財政状況の把握や分析等を行い、効率的な事業経営を行う必要がある。 			

地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計 決算状況

地方独立行政法人が直接、起債により資金調達を行うことはできないため、地方独立行政法人法に基づき、市が市債の借入れを行ったうえで市立病院に資金貸付を行っている。また、借入金の償還は、公債費負担金として市立病院より償還負担金を受け入れたうえで、市が行っている。

平成30年度は、電子内視鏡システム、乳房X線撮影装置システムなどの医療機械器具購入のために80,000千円の病院事業債を借り入れ、同額を筑後市立病院へ貸し付けた。

【歳入】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算額
地方独立行政法人筑後市立病院貸付債	100,000	80,000
地方独立行政法人筑後市立病院公債費負担金	404,332	403,568
繰入金	10	0
合 計	504,342	483,568

【歳出】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算額
衛生費(地方独立行政法人筑後市立病院貸付金)	100,000	80,000
公債費	404,332	403,568
うち元金償還金	345,842	345,841
うち利子償還金	58,484	57,727
うち公債諸費	6	0
予備費	10	0
合 計	504,342	483,568

地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、基金
の運用状況調書を報告する。

令和元年 9 月 6 日

筑後市長 西 田 正 治

平成30年度筑後市国民健康保険高額療養資金
貸付基金運用状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づいて制定した筑後市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（昭和58年条例第12号）の目的に従って確実かつ効率的運用に努めた。

運 用 状 況 調 書

区 分		件 数	金 額	備 考
前年度末現在高			7,500,000 円	
年度中の増減	貸 付	1 件	629,943 円	
	返 納	1 件	629,943 円	
決算年度末現在高			7,500,000 円	

平成30年度筑後市介護保険高額介護サービス
費等資金貸付基金運用状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づいて制定した筑後市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例（平成12年条例第12号）の目的に従って確実かつ効率的運用に努めた。

運 用 状 況 調 書

区 分		件 数	金 額	備 考
前年度末現在高			10,000,000 円	
年度中の増減	貸 付	0 件	0 円	
	返 納	0 件	0 円	
決算年度末現在高			10,000,000 円	